目　　次

第　１　号　　９月７日（月曜日）

令和８年度下郷町議会９月会議会議録（第１号）…… １
議事日程第１号…… ２
開議…… ３
会議録署名議員の指名…… ３
会議日程の報告…… ３
諸般の報告…… ３
行政報告及び町長提案理由の説明…… ３
請願・陳情…… ９
散会…… ９

第　２　号　　９月８日（火曜日）

令和８年度下郷町議会９月会議会議録（第２号）…… １１
議事日程第２号…… １２
開議…… １３
一般質問…… １３
　山名田久美子君…… １３
　渡部　哲君…… ２４
　大竹浩治君…… ２９
　星　昌彦君…… ３３
　星　邦一君…… ３８
　星　和志君…… ４５
休会の件…… ５４
散会…… ５５

第　３　号　　９月１１日（金曜日）

令和８年度下郷町議会９月会議会議録（第３号）…… ５７
議事日程第３号…… ５８
開議…… ５９
報告第　９号　令和７年度下郷町健全化判断比率等について…… ５９
議案第　９号　令和７年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について…… ６１
議案第１０号　令和７年度下郷町簡易水道事業会計決算の認定について…… ６１
議案第１１号　令和７年度下郷町農業集落排水事業会計決算の認定について…… ６１
議案第１２号　副町長の選任について…… ８２
議案第１３号　令和８年度下郷町一般会計補正予算（第３号）…… ８３

議案第１４号　令和８年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）…… ８３
議案第１５号　令和８年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）…… ８３
議案第１６号　令和８年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第２号）…… ８３
議案第１７号　令和８年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算（第１号）…… ８３
日程の追加…… ９３
請願・陳情…… ９４
町長提案理由の説明…… ９４
議案第１８号　令和８年度下郷町一般会計補正予算（第４号）…… ９５
日程の追加…… ９６
議員提出議案第２号　地方財政の充実・強化を求める意見書提出について…… ９６
散会…… ９７

令和８年度下郷町議会９月会議会議録第１号

招集年月日	令和８年９月７日			
本会議の日程	令和８年９月７日から９月１１日までの５日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和８年９月７日　午前１０時００分	議長	湯田健二
	散会	令和８年９月７日　午前１０時３３分	議長	湯田健二
応招議員	１番　渡部哲 ３番　佐藤勤 ５番　猪股謙喜 ７番　大竹浩治 ９番　星邦一 １１番　星能哲		２番　星昌彦 ４番 ６番　小玉智和 ８番　星和志 １０番　山名田久美子 １２番　湯田健二	
不応招議員	なし			
出席議員	１番　渡部哲 ３番　佐藤勤 ５番　猪股謙喜 ７番　大竹浩治 ９番　星邦一 １１番　星能哲		２番　星昌彦 ４番 ６番　小玉智和 ８番　星和志 １０番　山名田久美子 １２番　湯田健二	
欠席議員	なし			
会議録署名議員	５番　猪股謙喜		６番　小玉智和	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長　星學 参事兼総務課長　湯田英幸 税務課長兼会計管理者　室井俊之 健康福祉課長　只浦孝行 参事兼建設課長　玉川武之 教育次長　玉川清美 農業委員会事務局長　星宏明		副町長　室井哲 総合政策課長　佐藤英勝 町民課長　猪股朋弘 農林課長　星敦史 教育長　湯田嘉朗 代表監査委員　五十嵐浩	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長　荒井康貴 書記　斎藤奈津美		書記　室井徳人	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和８年度下郷町議会９月会議議事日程（第１号）

期日：令和８年９月７日（月）午前１０時開議

開　　議

日程第　１　　会議録署名議員の指名

５番　　猪　股　謙　喜

６番　　小　玉　智　和

日程第　２　　会議日程の報告

日程第　３　　諸般の報告

日程第　４　　行政報告及び町長提案理由の説明

日程第　５　　請願・陳情

委員会付託

（総務文教常任委員会）

陳情第２号　地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情

散　　会

（会議の経過）

○議長（湯田健二君）　おはようございます。

開会に先立ちましてご連絡申し上げます。本日の会議が散会後、議会全員協議会を開かせていただきます。案件につきましてはお手元に配付されておりますので、よろしくご協力願います。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和８年度下郷町議会９月会議を開きます。（午前１０時００分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（湯田健二君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において５番、猪股謙喜君及び６番、小玉智和君を指名いたします。なお、両君には今会議の会議録についてのご署名をお願いいたします。

日程第２　会議日程の報告

○議長（湯田健二君）　日程第２、会議日程の報告を行います。

今会議の日程は、さきの議会運営委員会において、お手元に配付してあります会議日程表のとおり、本日から９月11日までの５日間とすることで決定されたことを報告いたします。

日程第３　諸般の報告

○議長（湯田健二君）　日程第３、諸般の報告を行います。

議会事務局長、荒井康貴君。

○議会事務局長（荒井康貴君）　おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆さんのお手元に本年６月会議から今９月会議までの間の議員の皆さんの活動状況を記載して配付してございます。

また、議員の派遣内容を記載し、お手元に配付してございます。

さらに、今会議に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表につきましてもお手元に配付してございます。

以上、配付をもちまして諸般の報告といたします。

日程第４　行政報告及び町長提案理由の説明

○議長（湯田健二君）　日程第４、行政報告及び町長提案理由の説明を行います。

町長から行政報告及び提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案に係る議案を一括上程いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君）　皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和８年度下郷町議会９月会議の開催に当たり、議員各位におかれましては大変お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本会議におきましては、報告１件、議案９件をご提案申し上げますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

初めに、昨日から台風24号や秋雨前線の影響により、関東を中心に大雨が降っております。県内にも線状降水帯による豪雨が予想され、今日朝５時半から県主催によります災害対策のための緊急ウェブ会議が開催されたところであります。本町におきましても、未明から午前中にかけて大雨が降り、被害が懸念されるところであります。今後も状況を注視してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、去る７月28日に発生しました熊本地震におきましては甚大な被害が発生し、８月末現在死者が38人となり、約４万戸の住宅で被害が確認され、いまだに2,000人以上の方が避難所生活を強いられております。さらに、国外に目を向けますと、８月26日におきましては、ネパールと中国、チベットの国境付近で発生しました大規模な洪水と土砂崩れでは、８月末時点で死者が900人を超え、行方不明者が4,000人以上となり、復旧活動もままならない状態となっております。これらの災害は、報道により多くの映像が流れ、災害の恐ろしさをまざまざと見せつけられたものとなりました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災地の皆様ができるだけ早く平穏な生活に戻られますよう心からお祈りを申し上げます。

続きまして、行政報告でございますが、県内の優良道路愛護団体に贈られます道路功労者表彰を張平区自治会が受賞されました。張平区自治会は、昨年の道路愛護会長表彰に続き２年連続の受賞となるもので、この表彰は多年にわたり道路の美化清掃、沿線緑化に努め、その功績が特に顕著な団体に贈られるものであります。張平区自治会は、組織設立時から国道289号線の清掃、植樹作業など景観の維持に努め、地域全体に貢献してきた実績が認められたものでございます。今までの取組に敬意を表するとともに、今後も引き続きほかの組織の模範となり、地域美化活動に取り組んでいただければと思っております。

次に、南会津高校２年生で塩生地区にお住まいの小山巧真君が、公益財団法人セディア財団が主催する高校生が描く「明日の農業コンテスト」で最優秀賞を受賞しました。同コンテストは、高校生を対象に農業に関するアイデアを募集するもので、全国から788件の応募がありました。小山さんは、「経験と勘」から「技術とデータ」へをテーマに、中学１年生から祖父の田を引き継ぎ、農業経営に挑戦した記録を応募し、土づくりなどの改善に取り組み、増収につなげた成果などが評価されたものであります。過日８月10日に町へ受賞報告がなされ、将来は大規模な農家になりたいと抱負を語っておりました。

また、８月26日には内堀福島県知事が来町され、落合地区の若手認定農業者である星陽一郎さんのブドウ畑と、星忠邦さんの猿楽台地そば畑の圃場を視察されました。この模様は、９月12日夕方５時55分から福島放送の県政ニュースにて放映される予定となっ

ております。町の課題であります農業の後継者不足において、明るい話題が続いております。

次に、６月14日、町剣友会の主催によります第40回櫻木旗争奪少年剣道大会が大川ふるさと公園コミュニティセンターで開催されました。長年続いておりました本大会は、この節目をもってその長い歴史に幕を下ろす最後の開催となりました。県内の小中学生約120名が出場し、熱戦が繰り広げられ、会場には多くの選手や関係者が集い、長年親しまれてきた大会を見届けました。関係者の長年のご苦労に対して敬意を表します。

同日には、しあわせの風を感じて走ろうサイクルロゲイニングｉｎふくしま下郷町が養鱒公園いこいの広場を発着点に開催されました。町観光公社の主催で、21チーム59名が参加し、今回は特別ゲストとしてサイクルライフナビゲーターの絹代さんも参加し、イベントを盛り上げました。参加者は、新緑に包まれた町内を巡りながら、下郷ならではの景色や体験を満喫しました。なお、この企画はふくしまデスティネーションキャンペーンの特別企画として行われたもので、秋に２回目の開催を予定しております。

６月27日、28日には、蒸気機関車、ＳＬ大樹「土津」が東武鉄道下今市駅からＪＲ若松駅まで特別運行されました。会津線をＳＬが走るのは、旧国鉄時代の昭和49年以来52年ぶりで、ふくしまデスティネーションキャンペーンに合わせ、東武鉄道、野岩鉄道、会津鉄道、ＪＲ東日本、沿線自治体などが連携し、実現した特別運行です。「土津」の名は、会津藩祖、保科正之公を祀る土津神社に由来し、会津への敬意と親しみを込めて命名されました。機関車には土津神社の葵の紋をあしらった特製のヘッドマークが掲げられ、会津線を力強く駆け抜けました。煙を上げ、汽笛を響かせながら走る姿は、往時を知る世代には懐かしさを、初めて目にする子どもたちには新鮮な感動を届けました。

７月12日、町芸術文化鑑賞事業、いのちの音色が下郷ふれあいセンターで開かれ、町内外から約100名が来場しました。シンガーソングライターの中村里美さんとギタリストの伊藤茂利さんが広島と長崎で被爆した方の体験を伝えるライブ公演を実施し、歌や朗読で命の貴さや平和を愛する心を伝えました。来場者には、温かみのある歌とギターの演奏、心に響く朗読に耳を傾け、戦争の悲惨さや命の貴さを改めて感じるものとなりました。

８月１日には、生涯学習講演会が下郷ふれあいセンターで開かれ、約60名が来場しました。元サッカー日本代表の北澤豪さんの講演が行われ、夢を持ち続ける力をテーマに、自身の経験を交えながら、夢を持つ大切さを語りました。ワールドカップメンバーに落選した際の三浦知良さんとのエピソードなど貴重な体験談も披露して、失敗したときこそ前を向いて進むことが大切と語り、参加者に夢を持ち続けることの意義を伝えました。

８月13日には、第71回下郷町二十歳のつどいが下郷ふれあいセンターで開かれ、34名が出席しました。式典終了後は、久しぶりに再会を果たした友人や恩師と思い出話や近況を語り合う姿が見られ、会場は笑顔と和やかな雰囲気に包まれました。参加者は、これまでの歩みを振り返りながら、未来への新たな一歩を踏み出しました。

それでは、本会議に提案いたします報告１件、議案９件についてご説明を申し上げます。報告第９号　令和７年度下郷町健全化判断比率等についてでございますが、本報告

につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定に基づき、一般会計等の普通会計に係る健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率について、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものであります。

議案第９号　令和７年度下郷町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について、議案第10号　令和７年度下郷町簡易水道事業会計決算の認定について及び議案第11号　令和７年度下郷町農業集落排水事業会計決算の認定についてでございますが、本案につきましては地方自治法第233条第３項の規定及び地方公営企業法第30条第４項の規定に基づき、令和７年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算、令和７年度下郷町簡易水道事業会計決算及び令和７年度下郷町農業集落排水事業会計決算について、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものであります。五十嵐代表監査委員、猪股謙喜監査委員におかれましては、去る７月15日から決算及び健全化判断比率等に係る審査を実施され、８月28日付で意見書の提出をいただいております。その内容につきましては、後日、代表監査委員からご報告されることとなっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。また、８月６日には、五十嵐代表監査委員、猪股監査委員から審査結果について講評をいただき、その中で指摘を賜りました事項につきましては、その要因を十分精査し、改善すべき事項につきましては速やかに改善を図ってまいりたいと考えております。今後とも町民の皆様の福祉の増進を図ることを基本に、最少の経費で最大の効果を上げるという認識の下、効率的、効果的な事務事業の推進を徹底し、健全財政を堅持してまいる所存でありますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第12号　副町長の選任についてでございますが、現副町長、室井哲氏の任期が本年11月23日をもって満了となりますことから、引き続き同氏を選任いたしたく、ご提案を申し上げるものであります。室井氏は、福島県立会津高等学校を卒業後、仙台電子専門学校に進まれ、情報処理関連企業勤務を経て、昭和59年４月１日に本町事務吏員として任用されました。以来、長年町職員として本町行政の進展に努められ、その間、総務課行政推進係長、総務課主幹兼課長補佐、議会事務局長、総務課長などを歴任され、その行政各般にわたる豊かな経験と知識をもって、令和４年11月24日から現在まで副町長として私を補佐し、政策及び企画をつかさどり、職員の担任する事務を監督するその職務を全うされております。このことから、副町長として適任者と考え、引き続き同氏を副町長に選任したく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第13号　令和８年度下郷町一般会計補正予算（第３号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ３億391万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億6,320万1,000円とするものであります。補正の概要でございますが、歳入におきましては、地方交付税等の交付決定及び前年度決算に伴う繰越金の確定による増額等を計上し、歳出におきましては、補助限度額の改定及び設置見込み件数の増加に伴う合併処理浄化槽設置整備事業補助金の増額、交付金対象農地の追加等に伴う多面的機能支払交付金負担金の増額、そのほか各事業費の精算による増額など、所要の補正を行うものでございます。

それでは、主な補正について、歳出予算から款を追ってご説明を申し上げます。総務費でございますが、合計で3,093万9,000円を増額するものであります。一般管理費につきましては、歳入におきまして、県支出金のうつくしま権限委譲委託金を計上したことに伴う財源内訳の補正となっております。交通対策費では、国から県に対し、沿線市町村協調による会津鉄道施設整備に係る社会資本整備総合交付金が追加で採択となったことから、会津鉄道施設整備事業負担金を336万8,000円計上しております。諸費では、令和７年国勢調査人口速報値の公表に伴い、人口割分が調整されたことから、南会津地方広域市町村圏組合負担金を23万4,000円減額計上し、さらに民生費、衛生費に係る国庫支出金の精算に伴う返還金及び町税還付金を合計で2,780万5,000円増額計上しております。

民生費でございますが、合計で４万円減額するものであります。老人福祉費では、介護保険特別会計において、審査件数の確定により認定審査会共同設置負担金を減額計上しましたことから、対応する一般会計からの繰出金を204万円減額計上しております。また、湯野上、しもごうそれぞれの保育所費においては、施設の修繕料などを増額計上しております。

衛生費でございますが、合計で377万6,000円増額するものであります。保健衛生総務費においては、総務費と同じ理由により、南会津地方広域市町村圏組合負担金を28万6,000円減額計上しております。また、清掃総務費において、補助限度額の改定及び設置見込み件数の増加に伴い、合併処理浄化槽設置整備事業補助金を406万2,000円増額計上しております。

農林水産業費でございますが、合計で553万2,000円を増額するものであります。農地費において、給水施設の修繕料を162万9,000円、給水施設の高温対策に要する工事請負費を290万4,000円計上しております。また、交付対象農用地の追加等に伴い、多面的機能支払交付金負担金を68万円増額計上しております。

土木費でございますが、合計で1,355万1,000円を増額するものであります。道路維持費において、除雪車両の車両整備等に係る公用車修繕料を1,155万1,000円計上しております。また、今後の台風シーズンに備え、町道維持補修手数料及び重機等借上料をそれぞれ100万円計上しております。

教育費でございますが、合計で235万9,000円を増額するものであります。教育総務費、事務局費において、民法等の一部を改正する法律が施行され、父母の離婚後などの子の養育に関する見直しが行われたことに伴い、学齢簿システムの改修委託料を66万円計上しております。また、小中学校のそれぞれの教育振興費において、これまで会津乗合自動車株式会社に路線バス運行委託の中でご対応いただいた休日登校の運行について、福島交通株式会社との経営統合により、委託のうちでの対応が難しくなったことから、小学校費に44万5,000円、中学校費に89万6,000円の自動車借上料を計上しております。さらに、中学校費、教育振興費において、今後の新人戦等に対応する対外遠征等の助成金を35万9,000円増額計上しております。

なお、本補正に伴い、収支の均衡を図るため、予備費を増額し、調整をしております

ので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、歳入予算の主なものについて説明を申し上げます。地方特例交付金でございますが、地方揮発油税の暫定税率の廃止に伴う減収補填、自動車及び軽自動車税の環境性能割廃止に伴う減収補填の交付決定額が当初見込額を上回ったことから、535万4,000円を増額計上するものであります。

地方交付税でございますが、本算定により普通交付税を１億702万6,000円を増額計上するものであります。

国庫支出金でございますが、衛生費国庫補助金において、歳出でご説明申し上げました合併処理浄化槽設置整備事業補助金の増額に伴い、循環型社会形成推進交付金を135万4,000円増額しております。

県支出金でございますが、衛生費県補助金において、国庫補助金の循環型社会形成推進交付金と同じ理由により、合併処理浄化槽設置整備事業県補助金161万4,000円を増額しております。次に、農林水産業費県補助金において、歳出でご説明申し上げました多面的機能支払交付金負担金の増額に伴い、多面的機能支払交付金を51万円増額しております。また、張平堰の機能保全計画策定に係る水利施設等保全高度化事業補助金について県の補助率が増嵩されたことから、352万円を増額しております。総務費委託金については、鳥獣の捕獲許可件数の増加に伴い、うつくしま権限委譲委託金を262万5,000円増額しております。

繰入金でございますが、歳出でご説明を申し上げました合併処理浄化槽設置整備事業補助金の増額に伴い、生活環境設備基金繰入金を110万円増額しております。

繰越金でございますが、令和７年度の決算に伴う前年度繰越金の確定により１億7,710万8,000円を増額するものであります。

過疎対策事業債でございますが、歳出でご説明いたしました会津鉄道施設整備事業負担金の増額に伴い、その財源として330万円を計上するものでございます。

議案第14号　令和８年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ3,485万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ６億9,602万8,000円とするものであります。補正の概要でございますが、今補正につきましては、歳入の繰越金におきまして、令和７年度の決算に伴う前年度繰越金の確定により3,485万3,000円を計上し、歳出におきまして、同額を予備費で調整するものでございます。

議案第15号　令和８年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ45万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億1,743万2,000円とするものであります。補正の概要でございますが、今補正につきましては、歳入の繰越金において、令和７年度決算に伴う前年度繰越金の確定により45万4,000円を計上し、歳出におきまして、後期高齢者医療広域連合納付費を45万6,000円計上し、予備費により調整するものであります。

議案第16号　令和８年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第２号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ6,171万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそ

れぞれ10億2,041万1,000円とするものであります。補正の概要でございますが、今補正につきましては、令和７年度決算に伴う前年度繰越金の確定、審査件数の確定による介護認定審査会共同設置負担金の減額及び前年度国庫支出金等の額の確定に伴う過年度収入及び返還金の計上など、所要の補正を行うものであります。

議案第17号　令和８年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算（第１号）でございますが、今補正につきましては、収益的な収入及び収益的な支出において、人事異動に伴う人件費の補正を行うものであります。

以上、本会議にご提案いたしました議案等について説明を申し上げました。詳細につきましては、後ほど所管課長からご説明いたしますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

日程第５　請願・陳情

○議長（湯田健二君）　日程第５、請願・陳情を議題とします。

この際、陳情第２号　地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情の件を議題とします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております陳情第２号　地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情の件を総務文教常任委員会に会議規則第91条及び第94条の規定に基づき付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君）　異議なしと認めます。

したがって、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

再開本会議は９月８日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（湯田健二君）　配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君）　配付漏れなしと認めます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。（午前１０時３３分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和８年９月７日

下郷町議会議長

同　署名議員

同　署名議員

令和８年度下郷町議会９月会議会議録第２号

招集年月日	令和８年９月７日			
本会議の日程	令和８年９月７日から９月１１日までの５日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和８年９月８日　午前１０時００分	議長	湯田健二
	散会	令和８年９月８日　午後　２時２２分	議長	湯田健二
応招議員	１番　渡部哲 ３番　佐藤勤 ５番　猪股謙喜 ７番　大竹浩治 ９番　星邦一 １１番　星能哲		２番　星昌彦 ４番 ６番　小玉智和 ８番　星和志 １０番　山名田久美子 １２番　湯田健二	
不応招議員	なし			
出席議員	１番　渡部哲 ３番　佐藤勤 ５番　猪股謙喜 ７番　大竹浩治 ９番　星邦一 １１番　星能哲		２番　星昌彦 ４番 ６番　小玉智和 ８番　星和志 １０番　山名田久美子 １２番　湯田健二	
欠席議員	なし			
会議録署名議員	５番　猪股謙喜		６番　小玉智和	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長　星學 参事兼総務課長　湯田英幸 税務課長兼会計管理者　室井俊之 健康福祉課長　只浦孝行 参事兼建設課長　玉川武之 教育次長　玉川清美 農業委員会事務局長　星宏明		副町長　室井哲 総合政策課長　佐藤英勝 町民課長　猪股朋弘 農林課長　星敦史 教育長　湯田嘉朗 代表監査委員　五十嵐浩	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長　荒井康貴 書記　斎藤奈津美		書記　室井徳人	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和８年度下郷町議会９月会議議事日程（第２号）

期日：令和８年９月８日（火）午前１０時開議

開　　議
日程第　１　　一般質問
日程第　２　　休会の件
散　　会

（会議の経過）

○議長（湯田健二君）　おはようございます。

開会に先立ち、ご連絡申し上げます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前１０時００分）

日程第１　一般質問

○議長（湯田健二君）　日程第１、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君）　議席番号10番、一般質問通告書に基づき質問いたします。

まず、１点目、町内登山道整備はどうなっているのか。下郷町内登山道整備について質問いたします。登山道は、何の整備もしなければ、放置していますと台風や雪害など被害を受け、倒木や草が生い茂り、登山道は道なき道になりかねません。毎年実施している草刈り、登山道整備の予算を執行していただき、感謝申し上げます。現在も整備は行政区や関係団体に依頼されていると思います。そこで、今年度登山道整備を依頼している行政区、関係団体と整備箇所、またウォーキング開催のための整備を依頼している行政区、関係団体と整備箇所について伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君）　10番、山名田久美子議員のご質問にお答えいたします。

１点目の町内登山道整備はどうなっているのかについてでございますが、現在登山道の整備については、小野岳、金塚山、鏡ケ沼の３か所実施しております。それぞれ関係行政区や団体の皆様に草刈り及び倒木の撤去など実施していただき、登山者の方々の安全確保にご協力をいただいているところであります。ご協力をいただいている皆様方には、この場をお借りしまして厚く感謝申し上げるところでございます。

まず、小野岳につきましては、例年大内登山口側を大内区、小野登山口側を事業者に依頼し、整備を実施しているところでございますが、今年度につきましては、整備を実施する前に熊の目撃情報が寄せられたことから協議を行い、作業時の安全確保を最優先に考え、登山道の整備を中止したところでございます。

次に、金塚山につきましては、湯野上温泉観光協会の皆様にご協力をいただき、４月及び６月に登山道の整備を実施しております。本年につきましても、９月及び11月に整備を予定しており、年間を通して登山者が安全に利用できる環境の確保に努めてまいります。

次に、鏡ケ沼につきましては、落合青年会の皆様にご協力をお願いしており、９月下旬から10月上旬にかけて登山道整備を実施する予定となっております。

続きまして、ウォーキングイベントに伴うコース整備についてでございますが、現在楢原ウォーク、100万年ウォークの２つのウォーキングイベントに合わせ、コース整備を行っております。まず、楢原街道ウォーク開催に伴うコースの整備につきましては、宿駅ならはら元気会の皆様にご協力をお願いし、コース整備を実施していただくこととしております。

また、100万年ウォーク開催に伴う整備につきましては、湯野上温泉観光協会及び白岩区の皆様にご協力をお願いし、開催に向けたコース整備を実施していただいております。

登山道やウォーキングコースは、本町の豊かな自然に触れ合える貴重な観光地域資源であり、安全な利用環境の確保は重要であると認識しております。一方で、中山間における登山道の多くは、国有林や私有地など複雑な権利関係の上に成り立っており、本町が直接管理する町道とは異なる性質を有しております。また、事故が発生した際の安全管理上の責任範囲の整理や、維持管理を担う人員の確保など、行政が直接全面的な整備、管理を担うには多くの課題が存在することも事実でございます。今後は、関係機関並びに地元関係者と十分連携を取りながら、行政としてどのような整備や支援が可能なのか、持続可能な管理の在り方を研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（湯田健二君）　10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君）　では、再質問させていただきます。

現在小野岳、金塚、鏡ケ沼ということで、お願いしているのはこの３か所ということでしたけれども、まず三倉山に関しては、以前音金地区に依頼されていたかと思うのですが、もう三倉山の登山道整備というのはやる予定はないのでしょうか。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君）　10番、山名田議員のご質問のほうにお答えをさせていただきます。

三倉山登山道のほうにつきましては、音金区が中心になりました実行委員会のほうから、令和６年度以降はイベントのほうを今後開催する予定がないので、草刈りのほうも実施しなくてよいというふうな協議のほうをいただいておりまして、予算化のほうはしておりませんので、現状、今後その動きが変わらないようであれば、町としても整備のほうは行わない予定としております。

以上でございます。

○議長（湯田健二君）　10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君）　例えば小野岳、金塚、鏡ケ沼においても、やはり年々一つ一つ皆さん年取るのです。そうすると、去年までできたことがもう今年できないときもあるのです。音金地区も同じことだと思うのです。やはりほかのところに、音金プラス、前回も私、令和２年にこの質問しているのですけれども、やはり音金地区の方だけでは足りないので、ほかの地区の方に応援を頼んで草刈りをしたり、いろいろしながらやってきたわけです。だけれども、もう音金地区としてはできないからというので断ってきた

のだと思うのですが、ただ山はあるのです。三倉山という有名な山、これはもう皆さん歩きに来ているのです。だから、そこをどのように考えて、今後どういうふうに整備をされていくのか。例えば小野岳もそうです。今年やらなかったというのは私も今初めて知ったのですけれども、熊目撃ですか。やはりこれ、毎年大内登山口のほうから登るほうは大内の方にお願いして、下ってくるほうの小野地区の方がやっていて、これ業者に一時期頼んでいたのです。こういうこともされていながら、何とかやってきてはいるのですけれども、例えば三倉にしても、業者に頼むとか、以前は、前回の答弁のときに、町には登山愛好団体がない。それがないから、いわゆる地区とか、その地元の団体にしか頼めないのだというたしか答弁をいただいたような気がするのです。ということは、登山道の愛好家がないからできないのか、ただそういうのをどういう形で持っていこうとするのか、全く山があるのに、整備をする予定はないということだけで終わってしまうのか、その辺はどうなのでしょうか。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君）　10番、山名田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、三倉山につきましては、那須連山につながる登山道ということで、一定の登山客の方がいらっしゃることは私どもも承知をしております。お電話の問合せのほうも週に何件かいただくような状況になっております。ただし、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、国有林や私有林などの複雑な権利関係の上にあの登山道というものが成り立っておりまして、万が一その登山道で事故等が起きますと、整備者である町のほうにその責任という部分がかかってくる可能性もございますので、事業者を活用した整備というのも当然考えられるのですが、その辺をよく整理しながら、今後どういうふうな部分が町にとって、登山客にとってよろしいのかというのを研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（湯田健二君）　10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君）　事業者を通してということも考えられ、小野のほうは、差し支えなければ、どこの業者に頼んでいるかというの分かりますか。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君）　10番、山名田議員のご質問にお答えいたします。

小野登山口のほうを、令和６年度からになりますが、小野区のほうでもともと協力していただいている部分が、先ほど議員のお話にもあったとおり、地区の高齢化によって対応できないというふうな申出がございまして、それ以降事業者のほうに依頼をしております。事業者のほうは、弥五島にございます星光園さんのほうに委託という形で発注をしております。

以上でございます。

○議長（湯田健二君）　10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君）　例えば、星光園さんのほうにお願いしているということであって、これは小野地区に依頼をする金額で受けていらっしゃるということなのですよね。そういう考え方でよろしいのですよね。

○議長（湯田健二君）　総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君）　ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

金額につきましては、町からの正式な発注というような、作業の委託というような形になりますので、ご協力をいただいている集落のほうについては手数料という形で、旧賃金というふうな形になりますが、単価のほうは異なっております。ちなみに、金額のほう申し上げます。協力団体ですとか区のほうにお支払いしているのは、刈り払い機持込みで１日お一人当たり１万1,700円になります。事業者につきましては、令和８年度の金額になりますが、町の特殊作業員の単価２万9,600円というふうな１日当たりの人数になります。

以上でございます。

○議長（湯田健二君）　10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君）　これは、令和８年からということでしたけれども、それはもともとでは小野地区ができないから、町のほうで業者を頼むことを了承した上でこの予算を組んだということですね。かなり予算に、ということは地区でやっている人がどれだけ低く見られているのかなというのすごく、どこがどう違うのか私にはよく分からないのですが、やはり金塚山に登ってやることも相当大変ですし、それが１万1,700円ですよね。業者に頼むと２万9,600円、この差って何なのかというのは、ちょっと本当に疑問に思うところです。これ例えば湯野上温泉でも、前落合青年会も大峠林道が通行止めになったときに、安全性を考慮して実施しなかった時期もありましたよね。ここずっとやっていませんでしたよね。今年、これ９月の下旬ということなのですが、去年までやっていなかったような気がするのですが、その辺はどうなのでしょうか。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君）　ただいまの山名田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、金額の差につきましては、誠に申し訳ございません。協力していただく作業員の手数料という部分の金額の積算と、町の業務を事業者に委託というふうにする部分で、町の積算の単価で違いが生じております。

大内青年会につきましては、令和５年度は実施しておりまして、令和７年度、昨年はちょっと大内青年会のほうのご都合でできなかったというふうな話を聞いております。今年度は、実施する予定で現在調整をしております。

以上でございます。

○議長（湯田健二君）　10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君）　落合青年会は、この間やっていなかった時期があったかと思うのですけれども、それはいつからいつで、今年は９月にお願いしたって、これ最近お願いしたのですか。いつぐらいはやらなかった時期があったはずなのですけれども。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君）　説明不足で大変申し訳ございません。鏡ケ沼登山道の整備でございますが、令和６年度は実施しております。昨年度、令和７年度は実施できませんでした。青年会の都合で実施できなかったというような報告を受けております。今年度は、年度初めに予算のほうを確保した旨のほうを青年会のほうにお話をさせていただいて、当然その実施の時期については、青年会さんのほうの都合のいい時期をということで、現在９月と10月の頭にかけて今調整をしている段階でございます。

以上でございます。

○議長（湯田健二君）　10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君）　そうしますと、例えばもう我々もできないよってなって、これを業者にお願いしたいってなったときに、その辺は町はいいですよというふうにもう簡単に移行できるものなのでしょうか。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君）　山名田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

できないというようになった登山道につきましては、その必要性も含めて再度調整をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（湯田健二君）　10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君）　と申しますと、では例えば小野地区のように、できないから、業者に頼みますということは町のほうに報告があって、それで対応したということなのですか。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君）　山名田議員のご質問にお答えいたします。

小野登山道の小野側の登山道につきましては、町でも小野岳の山開きのほうを実施しておりますので、そういった関係もあって、大内登山口と併せて小野登山口のほうも整備が必要であろうというふうな判断から、事業者のほうに切り替えて実施した経過がございます。

以上でございます。

○議長（湯田健二君）　10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君）　そうしますと、例えば大内の青年会には、機械があったら１万1,700円ですよね。これ以上払っていませんよね。これ湯野上観光協会もそうです。金塚やっていても１万1,700円、機械があって。例えば湯野上、ずっと前に、やっぱり湯野上温泉観光協会にお願いしているのだから、観光協会以外は認めないと言われたのです。名簿まで提出させられて、名前まで、これ湯野上の人ではないよねと言われて、文句を言われたときもあったのです。でも、それで私たちはできないから、やはり町外の人に

もお願いして、この１万1,700円でやっているわけです。ちょっとあまりにもこの差って、聞いたらみんなやらないですよ、もう。湯野上観光協会にしても多分、落合青年会だって１人１万1,700円ですよね。だったら、皆さん業者にお願いしたらどうですかってなってしまうのではないのでしょうか。

例えば西郷村は二岐、あれは大白、小白、あちらのほうの登山道整備に関して、やはり愛好団体があるので、そちらに全てお願いして、年間幾らの予算で、そこから業者に頼む形を取っているようなのです。ちょっとその辺が直接ではないようですので、例えば前回言われたのが、登山愛好団体がないから、そういうところにお願いできないということを町からは言われたのです。ということは、業者にも頼めない、自分たちでやりなさいということだったのです、当時。だから、そうなった場合に、これだけの差があるのであれば、町内に林業業者もいますし、やはりそういったところに金額を出して整備をお願いするということが可能なのかどうかです。だから、その辺はどうなのでしょうか。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君）　ただいまの山名田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど町長の答弁の中にございました話のちょっと繰り返しになってしまうのですが、今後登山道の整備のほうにつきましては、様々な課題ございますので、関係団体等と協議をさせていただきまして、先ほど議員からお話がございました金額の差につきましてもできるだけ差が出ないような形で、どういった形で整備していったらいいのかという部分も含めて研究をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（湯田健二君）　10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君）　関係団体というのは、どういう関係団体なのでしょうか。前回質問したときに、本町には国の環境省から委託された自然公園指導員１名、それから県から委託された自然公園保護指導員２名という答弁を私はいただいているのですけれども、今これには変わりなく、こういう人たちとの協議なのでしょうか。それとも、その関係団体というのはどこになるのか。お願いします。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君）　ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

私が関係団体と申し上げたのは、各行政区だったり、先ほどの大内青年会というふうな想定で私は答弁させていただきましたので、よろしくお願いしたいと思います。

参考までに、先ほど議員がおっしゃった自然公園関係の指導員等につきましては、あくまでも登山道でしたりですとか、そういった植栽が保全されているかどうかという部分を巡回するのを主な業務としておりますので、そこの方たちに草刈りをというのは想

定しておりませんので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（湯田健二君）　10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君）　私は、その自然公園指導員だとかに草刈りをやれとは申しません。当時答弁いただいたときに、この方々が登山道を歩いて、例えば看板が壊れているよとか、そういった報告があれば、それに沿って整備を行っているという答弁だったのです。なので、それはそれぞれの仕事があるでしょうから、やはりそこまで草刈りをしなさいとか、そういう問題ではないと思うのです。ただ、やはり山を愛している人たちが、山を何とかしたいという思いで今でも整備をしている人がいるのです。やはりそこを見てほしいというのが一番です。

今回ちょっと８月に三本槍のほうへ登山した方から言われたのが、下郷町、大峠のほうから登っていって、大峠まで到着しました。そしたら、三斗小屋のほうに下りる道はすごくきれいに整備されているのです。それから三本槍のほうに行くと、三本槍のほうもきれいに整備されているのです。整備されていないのは下郷町の大峠までの上り、ここの笹やぶ、写真見せていただきましたけれども、相当、もう私の背丈以上に笹やぶが伸びているのではないかというぐらいひどい状況です。そういうところはやはり三本槍、その先に朝日岳とか茶臼とか、いろんなあるのですけれども、やはりそこって有名な山なのです。皆さん来るのです。大峠から登る方も結構いらっしゃるのです。そうなったときに、下郷だけ何なのだってやっぱり登山客から言われるのです。そういうことのないように、やはりどこが責任を持つのか、安全性の問題とか、もし本当ここでけががあったら、これ町にかぶってくるわけですよね、登山道、大峠からの上りというのは。だから、そういったところも考えるのであれば、やはりきちんとやっていかなければいけないのかなと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょうか。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君）　では、山名田久美子議員のいろいろな質問でございますが、まず委託に係る、昔でいえば賃金の関係、業者に頼んだことと例えば各種団体に頼んだとき、賃金の差というのは、業者だろうと設計単価で組むのです。だから、これは県が決めたものを私のほうで利用して設計額を入れて、それがその差になっているものだと思います。団体に頼むときは、以前からの賃金というか、委託料でずっと上がってきたのですが、そこまでは上がっていないというのが現実だと思います。ですから、今後連携した登山道の整備についてのやっぱり議題の一つにはなると思います。

それから、大峠だとか、三倉だとか、それから国立公園でいくとどこに、代表的なのは大峠とか三倉で、そういうところについての、例えば西郷側のほうの部分については、以前は県が整備していた、県が。登山道だとか、刈り払いだとか。そして、そこに西郷村が各種団体を依頼して頼んでいるということなので、あくまでも、今まで落合の青年会にお願いしていたのですが、そういうところも含めて、今後各種団体と連携しながら協議を重ねていって、町の有名な山、登山できるような環境を整えていけばと、こう私

は思っていますので、ご理解願いたいと思いますし、行政区と、あるいは各種団体と、やっぱりあとは指導員ですね。指導員の方々が行って、これは駄目ですよ、こういうものはというのは、県の指導員、国の指導員になっていますから、そういうところをちゃんと上げてもらって、県のほうに上げていただいて、そういうところも町と県と協力して整備していくというような方法を取っていかないと、やっぱり町だけではできないです、これは。それは、単価も高くなる可能性もあるので、そうしたところは理解していただいて、登山をする人のための方法をこれから考えていくべきではないかということですので、よろしくご理解ください。

以上です。

○議長（湯田健二君）　10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君）　ありがとうございます。やはりこれだけ山に囲まれた下郷町ですので、それを求めてくる方がいるわけです。だから、そこをどれだけ受入れ態勢ができるかによって来る方も変わってきますので、やはりその辺、例えばさっきも町長がおっしゃった西郷、これ県が出しているのかどうか私も分からなかったのですけれども、あちらは年間何十万円かで請け負う方がいて、その方が例えば本当高校生とか若い子も連れて、登山道整備、あそこ尾根でも３メートル近くの幅を取って整備しているらしいのです。三斗小屋のほうでさえ、１メートルぐらいきちんともう整備をされている。これ多分西那須野町か何かになるのかなと思うのですが、そういったところもあるので、やはりこれは近隣の市町村との交流しながら、いろんな情報を得てやっていかなければいけない。だから、今町長もおっしゃったように、町だけ単独ではできないのであれば、道路の要望もいいですけれども、こういったことも含めて県に要望するとか、国に要望するとか、やはりそういったところというのは必要なのではないかなというふうに思うのです。なので、先ほど課長がおっしゃった関係団体との説明というか、話合いとおっしゃったのですけれども、これは関係団体を一堂に会して、今後どうしたらいいかというのはやはり会議を持っていただくように私は提言したいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君）　10番、山名田議員からのただいまのご提案ですが、ぜひそういった部分も検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（湯田健二君）　町長、星學君。

○町長（星學君）　質問というか、答弁最後ですが、やはり登山が好きな方、あるいは登山道を刈り払いをしていただく方、協力する方の募集かけると来る場合もあるのだ、一つの例だとして。これは山を管理する意味から、これは国の管轄の土地なのだけれども、山なのだけれども、そういうところを刈り払いあるいは草刈り、草刈りというのかな、刈り払い、そういうのを協力してくれる団体もおるようですので、そうしたところのことも考えながら、全国的に周知する方法があれば希望者が出てくるのではないかと思い

ますけれども、そこまでいってもなかなかできない場合は、町あるいは関係団体と協議して、実施するような方法で考えていきたい。

ただ、委託料の関係は、県の単価とやっぱり町の単価が全然違いますので、その辺は予算上の問題ですので、お互いが協議してできるようになればいいのですけれども、町の草刈りばかりではなくて、その単価についてはいろいろな作業に関する単価も入っていますので、その区分について分けることができるかどうかということもひとつ勉強しなければならない、こう考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（湯田健二君）　10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君）　ありがとうございます。やはり今課長のほうも町長のほうもおっしゃったように、話合いをして、これから12月に向けて来年度予算編成もありますので、やはりそれまでに関係団体を集めて話合いをするということをやっていただきたいと思います。なので、それでこの質問については終わります。

○議長（湯田健二君）　５番議員、静粛に。

（「はい、申し訳ありません」の声あり）

○10番（山名田久美子君）　では、続いてよろしいでしょうか。２問目の質問に行きます。

地域おこし協力隊応募の状況はどうなっているのか。これに関しまして、これまで３名の地域おこし協力隊が活動を終了し、それぞれ次の目標に向かい、動き出しています。それ以降新規の採用がありません。今年度当初予算では、４月よりインターンが１名活動を開始すると説明がありました。現在どのような状況にあるのか伺います。

また、地域おこし協力隊をどのように捉え、どのような考えで募集しているのか伺います。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君）　それでは次に、大きな２点目の地域おこし協力隊の応募状況はどうなっているのかについてでございますが、地域おこし協力隊の応募状況と本町における地域おこし協力隊の捉え方についてお答えいたします。

まず、応募状況でありますが、議員おただしのとおり、これまで本町で３名の地域おこし協力隊が活動を終了しておりますが、その後新たな隊員の採用については至っておりません。また、本年度の当初予算の説明では、４月から地域おこし協力隊インターン１名が活動する予定でおりましたが、ご家庭の事情により活動開始直前に辞退となり、活動には至っておりません。現在は、町ホームページや移住、交流サイト、ＪＯＩＮへの掲載、移住相談会の参加などにより、募集情報の発信に努めております。現在募集しているミッションは５つであります。１つは、クラインガルテン下郷の管理運営を含む新規の就農の担い手、２つ目は有害鳥獣被害対策、３つ目は特産品の開発及びＰＲ、４つ目は林業振興及び森林管理業務の担い手、５つ目は大内宿の保存及び活用であります。これらは、本町の地域課題や地域資源に関わる分野であり、町外からの人材を受け入れ、地域と共に取り組むことで地域力の向上や地域の活性化につながるものでありますが、現時点では、問合せが３件あったものの、応募や事前面談には至っていない状況であり

ます。

地域おこし協力隊の募集については、全国的にも少子化、人手不足を背景とした売手市場や賃金高騰により人材確保が難しくなっている中、応募者の確保や募集側のミスマッチ、隊員の定着、任期終了後の定住、就業支援、受入れ態勢の充実などが課題となっております。本町においても、人数の確保だけを目的とするのではなく、各ミッションの内容を理解し、下郷町で活動したいという思いを持った人材を受け入れることが重要であると考えております。そのためには、募集に際しては活動内容に加え、本町での暮らしや地域との関わりなどについても分かりやすく発信できるよう、今年度、県の地域おこし協力隊募集支援事業を活用し、地域おこし協力隊の募集内容に関する助言や情報発信に関する助言の伴走支援を受けながら取り組んでいく予定となっております。また、本町では地域おこし協力隊インターン制度を導入しており、実際の活動や暮らし、体験をしていただくことで、応募者と地域双方のミスマッチの防止につなげてまいります。

次に、地域おこし協力隊をどのように捉えているのかについてでありますが、本町では町外からの意欲や経験のある人材受入れ、地域との関わりを深めながら、本町の地域課題の解決や地域の活性化に取り組んでいただく制度と捉えております。また、隊員が活動を通じて地域の理解や愛着を深め、任期終了後の定住、定着や将来の地域の担い手につないでいくことも、この制度の重要な意義であると考えております。したがいまして、本町としましては単に隊員の人数を確保するものではなく、本町で何をしたいのか、地域とどのように関わっていきたいのかという意欲を持ち、地域住民と協力して活動できる人材確保を重視しております。今後も地域おこし協力隊制度の趣旨を踏まえ、インターン制度を有効に活用するとともに、募集方法や情報発信を工夫しながら人材確保に努めてまいります。そして、隊員の活動を地域の活性化だけにとどめることなく、地域住民とのつながりを深め、任期終了後の定住、定着につなげることで、本町の将来の地域の担い手となっていただけるように取り組んでまいります。

以上です。

○議長（湯田健二君）　10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君）　ありがとうございます。地域おこし協力隊、本当になかなか集まらないということで、今までも、ただお二人は何とか今定住して、アスパラも物産館に並びますので、皆さん買ってくださいね。一生懸命育てています。やはりそういったところを我々は応援していけるものなのかなって、一度来ていただいた方、この方がクラインガルテンでやられた方ですから、やはりそういったところ含めて応援するのも、募集するだけではなくて、今町長もおっしゃった、ここで終わった方をどう支援していくかということも我々は考えなければいけない点でもあると思うのです。

そういう意味で、会津管内でいきますと、やはり今地域おこし協力隊が一番来ているのは西会津だと思うのです。もう毎年のように十何人地域おこし協力隊がいるのです。あそこで芸術村だとか、いろんなことをやりながらやっている方、そのまま定住している方が結構いらっしゃいます。そういったところって、担当課の方はいわゆる研修とか、見に行ったことってございますか。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君）　ただいまの山名田議員の西会津の事例を出した、研修行ったことあるのかというふうなご質問でございます。

（何事か声あり）

○総合政策課長（佐藤英勝君）　申し訳ありません。全体的な研修については、県主催のもの、郡主催、地方振興局主催のものに担当者が出席しまして、研修会のほうをさせていただいております。郡内の状況ですとか、そういった部分もその際にいろいろ勉強のほうを担当のほうはさせていただいている現状でございます。先ほど町長の答弁にもございましたとおり、県のほうの事業を今回導入するような形になりまして、県のほうのアドバイス受けながら実際に地域おこし協力隊として活動されてそのまま定住された方が、そういった地域おこし協力隊のアドバイザーというふうに県のほうで位置づけて、その支援に直接携わっていただくという方が何人かいらっしゃいますので、そういった方たちが各よその市町村に入って、町村の相談業務を行うというものになってございますので、そういった支援を受けながら、今後何とか人数の確保、人材の確保に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（湯田健二君）　残り４分となります。質問者、答弁者ともに簡潔にまとめるよう努めてください。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君）　やはりこういう小さな町に県外、町外から来るということは、すごく我々にとっても刺激を受けることだと思うのです。やはりそれは皆さんが感じて、受入れをするという気持ちをもっともっと高めてやっていく必要性あると思いますので、その辺は、先進地事例ではないですけれども、そういう受け入れているところを直接見に行って、どういう形で募集をしてどうやったら来たのかって、やはり魅力があるから、来ていると思うので、下郷町にはどれだけの魅力があるのだというのを示していかないと、やはりなかなか地域おこしできますよという人は現れないと思うのです。どれだけ皆さんの意欲があるかだと思いますので、やはりその辺を考えて、担当の方も大変でしょうけれども、やっていただきたいと思いますので、これで終わります。

○議長（湯田健二君）　町長、星學君。

○町長（星學君）　１つ、西会津町で11名と言っていますけれども、芸術関係の人と、それから農業振興、あそこは農業振興すばらしいところで、そういう人数の調査もしてみたいと思います。芸術村は、昔ここにいた先生が分校、廃校になったところを利用しながらやっているところなので、そうした全国的にやっぱり芸術を好む人がたくさんいるので、その11名の中の何名が芸術の関係で来ているのかというようなことも調べておく必要もあるので、ぜひ私から直接西会津町の町長さんに会ったら聞いてみたいと思いますし、あと昭和村の場合はからむし織という村独自で推進している、そういうものを、織姫という方たちが地域おこし協力隊になって参加して、参加って、公募して応募する人

がおるので、そうした特色あるところが多く来ているのかなという感じはしますけれども、そういうことを、下郷町もこういうものを、観光資源を活用する、保存整備を、そういうところを力を入れてＰＲすることも一つは大切なものだと私は思っております。

以上です。

○議長（湯田健二君）　答弁漏れはございませんか。

○10番（山名田久美子君）　はい。

○議長（湯田健二君）　これで10番、山名田久美子君の一般質問を終わります。

次に、１番、渡部哲君。

○１番（渡部哲君）　議員番号１番、渡部哲です。一般質問通告書に基づきまして質問いたします。

１つ、地域防災力の強化と孤立集落対策について。近年、全国各地で豪雨、地震、大雪などによる大規模災害が相次いでいます。令和６年能登半島地震では、道路の寸断や停電、通信障害によって多くの集落が孤立し、安否確認や救助、物資輸送に時間を要しました。山間部に集落が点在する我が下郷町でも、土砂崩れ、倒木、積雪、橋梁の損傷などにより道路が通行できなくなれば、集落が孤立する可能性があります。町の国土強靭化地域計画でも、多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生が起きてはならない最悪の事態の一つに位置づけられています。

そこで、町長へ何点かご質問させていただきます。第７次総合計画等では、自主防災組織率を令和５年度の78.9％から令和11年度に100％とする目標を掲げていますが、１点目に、組織が設立されていても連絡体制の確認が行われなければ、災害時に十分な機能を果たすことができません。そこで、地域防災力の強化と孤立集落対策及び自主防災組織の現状について、町長にお伺いいたします。

（何事か声あり）

○議長（湯田健二君）　哲君、１番だから、最後まで。

○１番（渡部哲君）　どうもすみません。

では続きまして、２点目に、孤立する可能性がある集落について町長さんにお伺いいたします。豪雨、土砂災害、地震、大雪などによって道路が寸断される可能性のある集落を調査しているのか。調査している場合は、対象となる集落数、世帯数、避難行動要支援者数をお示しいただきたいのです。

３点目に、備蓄と通信手段についてです。町が保有する飲料水、食料、簡易トイレ、発電機、暖房器具及び燃料について、保管場所、数量、想定人数及び対応可能日数を伺います。道路が寸断されれば中心部の備蓄を運べないため、孤立の可能性の高い地域への分散備蓄が必要ですが、分散備蓄について町長さんはどう考えているのでしょうか。

災害から町民を誰一人取り残さない防災体制をいつまでにどのように構築するのか、町長さんの明確な答弁を求め、私の質問といたします。

以上です。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君）　１番、渡部哲議員の３問のご質問にお答えします。

地域防災力の強化と孤立集落対策についてでございますが、まず１点目の地域防災力の強化と孤立集落対策、自主防災組織の現状でございますが、地域防災力の強化に関しましては、令和２年４月から機能別消防団員を配置し、消防団組織の強化を図りながら、消防車両や指揮機材、器具の更新を随時行っているところでございます。また、本年は消防団員の基礎的な訓練を５回実施する予定となっており、さらには町職員を対象とした避難所開設訓練などを実施し、地域防災力の強化に取り組んでいるところでございます。

孤立集落対策につきましては、地理的な要因などから大雨や地震による土砂崩れや大雪による雪崩などの原因によることが想定されており、孤立集落の早期解消のため、その原因となる障害物の除去等、今後も各関係機関と協力、連携しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、自主防災組織の現状につきましては、議員おただしのとおり組織率78.9％で、38行政区中30行政区となっております。

次に、大きな２点目の孤立集落の調査につきましては、内閣府で調査を実施しており、その調査結果は、38行政区のうち20行政区が孤立する可能性があると調査結果が出ております。なお、この調査は、雨量超過等による道路の通行止めだけではなく、集落へのアクセス道の一部が土砂災害区域や浸水想定区域の条件も含められたものとなっております。なお、この29行政区の令和８年９月１日時点の世帯数は1,560世帯、避難行動要支援者141名となっております。

次に、３点目の備蓄と通信手段についてでございますが、令和８年９月１日現在の備蓄については、飲料水、500ミリリットルペットボトル9,000本で4,500リットル、食料は主食として米類で4,200食、汁物で3,200食、簡易トイレは１人用の９台、多目的な車椅子利用者等の大型が２台となっております。発電機は防災部門として５台を有し、暖房器具は各施設でふだんから使用している機器以外に災害用として備蓄はございません。また、燃料については、消防法等の規定上の備蓄が困難なことから、施設備付けタンク等の備蓄のみとなっております。なお、数量や対応可能な日数については、現在のところ1,000人の１日分を基準として備蓄しております。

議員おただしの備品の分散備蓄に関しましては、その必要性につきましては十分に理解しておりますが、本町の地勢上分散箇所が多く必要になり、非効率になるおそれや、食料等の保管は細心の注意を払う必要もあることから、指定避難所である下郷ふれあいセンターや大川ふるさと公園コミュニティセンターに一部保管しているほか、基本的には町の備蓄倉庫での一元管理を継続する予定でありますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

なお、通信手段に関しましては、通常の通信手段が確立されている場合は電話による連絡を取り、通常の通信や交通手段が使えない場合には、防災無線の相互通信機能により連絡を取ることを想定しており、いずれの手段も町防災訓練等で行政区長と実施しており、職員についても訓練を実施しております。

今後も防災力の強化を継続するため、町民の方々とハザードマップや防災啓発により、危機意識を共有し、防災訓練等で各関係機関を含めた地域連携を確認することにより、防災体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（湯田健二君）　１番、渡部哲君。

○１番（渡部哲君）　再質問をさせていただきます。

町内の行政区または集落のうち、自主防災組織が設立されている地域と未成立の地域はそれぞれ幾つあるのか、ちょっと教えていただきたいと思い、また組織率78.9％の算定方法についてお伺いしたいと思います。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

町民課長、猪股朋弘君。

○町民課長（猪股朋弘君）　１番、渡部哲議員のご質問にお答えいたします。

最初のほう、設定されていない行政区の話だったかと思うのですけれども、それについて一応最初の答弁でお答えさせていただいたのかなと思ってはいるのですが、算定方法だけちょっとお答えさせていただくと、全38行政区分の30、設定した行政区30ということですので、38分の30ということで78.9％という数字が出ております。

○議長（湯田健二君）　１番、渡部哲君。

○１番（渡部哲君）　では、自主防災組織が各行政区、集落にあるというふうに解釈していいわけですか。未成立、なっていない地域はないのか、ちょっとお伺いしたいのですけれども。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

町民課長、猪股朋弘君。

○町民課長（猪股朋弘君）　行政区単位で一応組織化されておりますので、行政区として組織されていない部分に関しては未成立という形になります。先ほど町長が答弁申し上げたように、38行政区中30行政区は成立されていますということですので、残りの８行政区が未成立という形になりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君）　１番、渡部哲君。

○１番（渡部哲君）　それと、分散備蓄についてもう一度お伺いしたいのですけれども、結局下郷の場合はそういう、地形的に分散というのは何か難しいみたいなことを言われたのですけれども、その辺もうちょっと具体的に示していただきたいのですけれども。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

町民課長、猪股朋弘君。

○町民課長（猪股朋弘君）　今ほどの渡部哲議員のご質問にお答えいたします。

下郷町の地形上と言ったのは、放射状に結局地区というか、行政区が配置されているといいますか、ある状態でございます。あと、地形上の話をしますと、山が近くにあって、そういう孤立するような状況が可能性としてはあるのかなというふうには考えている状態なのですが、各地に配置することは可能なのではあるのですけれども、結局あまりにも数が多過ぎるということで、それを全て分散して配置させるというのはかなり厳しいのと、食料品に関しても、先ほど町長のほうから答弁させていただいたのですが、

それの管理というのはかなり、各行政区にお願いしてしまうのもちょっと心苦しい部分であるのかなというのもありますので、できれば個人的な備蓄を優先させていただいて、町の備蓄品に関しては避難所対策という形で対応したいなという部分でございます。孤立に関しては、当然長期化というのをまずならないことを考えてはいるのですけれども、ならないことを想定して、早めの孤立部分を取り除けるような対応策を進めていきたいということで、今回答弁させていただいた部分かと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君）　１番、渡部哲君。

○１番（渡部哲君）　最近、千葉とか福井、富山とか、そういうところで線状降水帯によって、大分何日間も避難するような状況になっていると思うのですけれども、下郷の場合は体育館とか、コミュニティセンターとか、いろいろそういうあれになると思うのですけれども、例えばトイレと、あとは水道だ。もう水道がストップした場合なんかは、そういうことを想定しているかどうか分かりませんですけれども、お伺いします。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

町民課長、猪股朋弘君。

○町民課長（猪股朋弘君）　今ほどの渡部哲議員のご質問ですけれども、水道やトイレの関係ということでしたが、一応避難所と指定している部分、下郷中学校、旭田小学校、大川ふるさと公園コミュニティセンター、下郷ふれあいセンターという形になりますが、こちらの施設につきましては、水道につきましては当然町の簡易水道を引いている状態でございます。町の簡易水道がどんな状況であるかというのは、当然何かがあった場合の調査という形で、各担当のほうが調査した上で問題あるなしというのは出てくるかと思います。ただし、こちらの施設に関しましては、取りあえずの部分、受水槽というのを持っていまして、少し、期間的にはどのぐらいもつのかという話になってきますが、ある程度は水の対応はできるかと思います。トイレに関しましても、水が使えている間、あとは電気、そちらのほうの施設が使えている間は使えるのかなという状態でおりますので、もしそれが不可能だよということであれば、先ほど言いました簡易トイレ等を使っていただくというふうな、当面しのいでいただくという形になるのかなと思っております。その先、まださらに長期化という話になってきますと、これはまた別問題で、様々な要請等を広げて結局対応していくような形になるのかなとは思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（湯田健二君）　１番、渡部哲君。

○１番（渡部哲君）　あと、そんな大災害が起こることはないと思うのですけれども、万が一起きた場合において、道路の寸断や停電、通信障害によって遮断されるという、そんな大げさになるかもしれない場合があると思うので、そういう場合の対策についてちょっとお聞かせください。

○議長（湯田健二君）　町長、星學君。

○町長（星學君）　渡部哲議員の質問にお答えしますが、自主防災組織についての率78.何%、できていないところを見ると、やっぱりそこに昔、昔というか、以前消防団に入ってい

た方でも、勤めていて昼間いないという場合もあります。そうしたところはやっぱりできないし、若い人がそうやって地元に残っていないところもつくっていない、組織されていない。そういういろいろな条件があってできない、自主防災組織が設立されていないということなのですが、これもこれからの課題として、ぜひそういう設置されていない、組織されていないところも話合いをして、行政区と話合い、あるいは関係団体と話して、組織をつくるように努力していきたいと。

それから、分散備蓄の件ですが、行政区に管理するというのはなかなか大変なことなので、責任がありますから、今孤立集落のことだとか備蓄、通信、今度８年５月11日、フォローアップ調査についてということで内閣府で防災担当が発表したことによって、最近レベル４でもう避難準備しなさいという、政府で、国で決めたレベルの段階で準備してもう避難しなさいと、レベル５では避難所に行きなさいということなので、早めに対応しなさいというのが今国の考え方、防災に対して。ですから、下郷中学校だとかふれあいセンターとかコミュニティセンターに集合していただくと、トイレの問題も解決するし、水問題も解決するし、備蓄米のことも、そういうことになっていくので、これは首長の判断で、レベル４となればもう準備しなさいというのを必然的に周知しなければならない、各行政に。災害が起きない前に避難しなさいということ。一つの例で、磐梯町でそういうレベル４の状況になったときに、もう避難させたという例がありました。ですから、何事もなければそれでいいのです。そういうことですので、これから下郷町にそういう状況が生じた場合は、早めの対応をしていくということになろうかと思います。昨日、おとといの雨でレベル４になるのかどうかというのを心配して、関係職員も朝６時から県の防災ウェブ会議を行って、結論を出して、会津地方には警報は出ないよというようなことが話し合われた。注意報は出ますけれども、警報は出ない。そういう状況でレベル４にはならなかったということも参考までお話ししておきたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君）　１番、渡部哲君。

○１番（渡部哲君）　それと、下郷町で災害があるとすれば、土砂災害や大雪に関することかと推測されると思うのですけれども、例えば大雪によって古い家が潰されたりなんかした場合、そういった暖房器具とか、そういう、やっぱり中学校とかコミュニティセンターとか、そういうところに駆け込めば、発電機とか、そういったものは、冬場なので、間に合うような状態かなと、そういったこともちょっとお伺いしたいと思います。数は足りているのか。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君）　災害は、いつ来るか分からないです。大雪の場合も想定されますし、台風などによってですね。台風の場合ですと、最近の大きな台風は令和元年度の台風19号の際なのですが、これは、各集落で災害が起きてしまったのですが、復旧工事も大変な金額でした。そのときの雨量は、２日間で257ミリというような雨量の結果、災害が起き

た。大きなところでは、楢原の牧沢の増水によって田んぼに土砂が埋まってしまった。それから、湯野上の荒屋沢、湯野上中山線の道路決壊、こういうふうな大きな災害が起きた台風が19号。雨量が257ミリ、２日間で。そういう状況の場合は、もう速やかにレベル４の対応になるのではないかなという感じはあります。

それから、大雪の場合は、道路についてはやるのですが、古い家で積雪がたまって困った、潰れそうだという判断については、各行政区長さんがやっぱり民生委員の方々と協議しながら、早めに下ろしていただきたいということになれば町で対応しますし、そうした自主防災組織あるいは消防団組織を利用して、そういうことを対応していきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（湯田健二君）　１番、渡部哲君。

○１番（渡部哲君）　一応お伺いして、災害から町民を誰一人取り残さない防災体制を構築してもらいたいと思いまして、私の質問はこれで打ち止めにしてください。

○議長（湯田健二君）　答弁漏れはございませんか。

○１番（渡部哲君）　ありません。

○議長（湯田健二君）　これで１番、渡部哲君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩します。（午前１１時１１分）

○議長（湯田健二君）　再開いたします。（午前１１時２０分）

次に、７番、大竹浩治君。

○７番（大竹浩治君）　議席番号７番、大竹浩治、一般質問通告書に基づき質問いたします。よろしくお願いします。

１つ目の項目なのですけれども、町公共施設の整備計画と財政対策について。公共施設の維持管理は老朽化と、今後人口減少により町の税収減少が見込まれる中、社会保障関係費の増加、そして公共施設の老朽化により、現行の施設を全て維持することは困難になると考えられます。また、人口減少等により、公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、私は下郷町公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設全体の長期的な視点を持って継続更新、集約化、転用廃止等が計画されると思いますが、現時点での町のお考えについて、以下の点をお伺いします。

１つ目としまして、町の公共施設の数は何個くらいあるのでしょうか。これは、箱物としてなのですけれども、建築物、町営住宅、産業施設、そして学校教育施設等、以上でございます。

２番目として、耐用年数の経過などから直近において改修、更新時期を迎えている公共施設名についてお伺いいたします。

３番目、維持する施設の優先順位づけについての考え方についてお伺いいたします。

４番目、集約、譲渡、売却、廃止等検討しているものは現在あるのでしょうか。

５番目、今後さらなる増大が懸念される公共施設の維持管理、撤廃に伴う財源確保として、既存の公共施設整備計画関連基金のほか、新たな基金の財源についての検討はいかがでしょうかということで、以上お伺い申し上げます。よろしくお願いします。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君）　７番、大竹浩治議員のご質問にお答えします。

まず、公共施設の整備計画と財政対策についてでございますが、公共施設の数につきましては、令和４年３月改定の下郷町公共施設等総合管理計画におきまして、令和２年度末の公共施設の保有状況となりますが、施設の用途ごとに分類されており、70施設、193棟を保有している状況となっております。議員おただしの施設につきましては、公営住宅６施設、産業系の施設７施設、学校教育系の施設が９施設となっております。また、公共施設等総合管理計画の中では、直近で改修が必要な施設は下郷町公民館、旭田小学校倉庫、下郷中学校夜間照明施設管理棟、除却が予定されている施設は、張平遊園地、元中山分校、成岡教員住宅となっており、本年度張平遊園地の除却を行ったところであります。

公共施設の改修、更新時期につきましては、耐用年数の経過が一つの目安となっておりますが、経年劣化による機能低下や不具合の発生、設備の損傷状況、災害時の安全性、維持管理コストなどの様々な要素のほか、改修、解体の財政負担等を総合的に勘案する必要があることから、今後も計画を整理しながら総合的に判断し、対応していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、維持する施設の優先順位につきましては、本年度公共施設等総合管理計画の見直しに着手したところであり、各施設の供給量の適正化、既存施設の有効活用、効率的な管理運営に視点を置きながら、限られた財源の中で安心、安全を最優先に考え、さらには利用者の利便性と公共施設の長寿命化や維持管理に要する財政負担等を適切に判断してまいりたいと考えております。公共施設の集約等につきましては、各議員にもご協力をいただきながら、現在学校の在り方検討委員会では、小中学校の統廃合に向けた協議、検討を進めているほか、下郷町公共施設管理運営検討委員会では、中山花の郷公園、三彩館、大内宿食の館の３施設につきまして検討をいただいているところでございます。

議員おただしのとおり、町といたしましても、公共施設等の総合管理計画等の内容を踏まえ、今後想定される多様な公共施設等の更新、改修、除却等に対し、その財源として柔軟に対応し得る財源確保のため、下郷町橋梁整備基金、教育施設設備等整備基金、土地開発基金を統合し、令和６年４月に下郷町公共施設等整備基金を新たに増設しております。今後も財政状況を勘案した積立てや繰入れを行いながら、本基金を活用し、様々な公共施設の課題に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君）　７番、大竹浩治君。

○７番（大竹浩治君）　答弁ありがとうございました。施設として70、そして建物の棟数として193棟があるということで、やはり結構あるなという感じがいたしました。

そこで、先ほど答弁にもありましたけれども、公民館、そして下中の照明とか、張平にも公園があったということで、そしてやはり一番私心配しているのは学校施設に関してなのですけれども、私が小学校に入学した当時、もう既に栄富分校は廃校になってお

りました。そして、見るところによると、中山分校もその対象にはなっておりますけれども、利用されていないというところで、そしてなおかつ成岡地区にあります成岡教員住宅のところですね。あの辺は、本当に今後どのようにしていくのかなということを危惧しております。やはり一番は財源の問題なのですけれども、その辺のところ、町の本当にこれから一番最初にどこを取り壊していくのか、その辺のところをお聞かせ願えたらと思いまして、質問いたします。よろしくお願いします。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　ただいまご質問ありました次以降の計画についてでございますが、町長が申しましたとおり、一応予定では元中山分校、成岡教員住宅等となっております。これらの施設につきましては、当然地元との協議等が必要になっております。そちらを進めていきながら対応していくことになるのですが、除却につきましては、やはり町の財政を考えた場合、住民に密着した施策に基づくものが優先されますので、どうしても除却は後回しという形になってしまいます。その辺、財政的な部分を勘案しながら対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君）　７番、大竹浩治君。

○７番（大竹浩治君）　ありがとうございます。そこでなのですけれども、今現在、中山の分校、そして栄富分校、あと成岡の教員住宅なんかは、現在中の状況はどのようになっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　ただいまの質問にお答えいたします。

まず、旧中山分校につきましては、現在文化財の物品が保管されております。今後、そちらの保管場所も除却となれば、新たにどこにそちらのものを保管するかというようなところも検討していかなければいけないと思います。

続きまして、栄富分校でよろしかったでしょうか。こちらにつきましては、既に区のほうに移管しておられまして、町所有の中身ではなくなっておりますので、ちょっと中身の確認はできておりません。

あと、成岡教員住宅につきましては、こちらも普通財産として管理はしているのですが、教員住宅利用のときのまま、特に新たなものを保管とか、新たな用途で使用しているものでは実際ございません。そういう中で管理しているという状況でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君）　７番、大竹浩治君。

○７番（大竹浩治君）　そこで、もう一つなのですけれども、田代地区にあります町民体育館、７月から休館になっておりまして、今現在、町民体育館には電話とか電気とか、それは普通に通電、もうそのままの状態なのでしょうか、お伺いします。

○議長（湯田健二君）　教育次長、玉川清美君。

○教育次長（玉川清美君）　今ほどの大竹浩治議員のご質問にお答えいたします。

今現在、町民体育館のほうは閉館という形を取らさせていただいておりますが、今年度まだ江川の公民館のほうの利用客、申込者の方がいらっしゃることから、事務所のほうの管理人のほうが事務所に滞在することもございますので、水道、電気等は通電している状態でございます。

以上でございます。

○議長（湯田健二君）　総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　すみません。私、先ほどの発言で成岡教員住宅、普通財産というふうに発言しましたが、行政財産でございました。訂正させてください。

以上です。

○議長（湯田健二君）　７番、大竹浩治君。

○７番（大竹浩治君）　ありがとうございます。町民体育館は、電気とか水道がそのままの状態になっているということで、分かりました。

栄富分校は、今は倉水地区のものに移管したということでよろしいでしょうか。

それでは、成岡地区の教員住宅に関しては、維持費等は発生しているのでしょうか、お伺いします。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　成岡教員住宅につきまして、維持費等の予算措置は全くしておりません。

以上です。

○議長（湯田健二君）　７番、大竹浩治君。

○７番（大竹浩治君）　ありがとうございます。

実質かなりの公共施設があるわけなのですけれども、私、国道を通って、湯野上地区にあります町営住宅、あそこなのですけれども、今現在町営住宅は、刈林にあります刈合住宅が順次３年計画で壁と屋根の塗装なんかをしておりますが、湯野上住宅をちょっと道路から見る限りでありますが、屋根が白っぽくなっているなとか、そういうのが見受けられるのですが、その辺はやはり町としても委託業者とか、それとも担当所管のところで管理、調査とか、状況把握なんかはしているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君）　ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

湯野上の町営住宅の屋根、ご指摘のとおり、一部だんだん白く見えているところもございます。職員が巡回している中で、その辺は確認はしております。ただ、今現在申しましたように、刈合の住宅を改修しておりまして、そちらが終われば順次湯野上のほうにも移っていきたいというような今現在の考え方でおりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（湯田健二君）　７番、大竹浩治君。

○７番（大竹浩治君）　いずれにしましても、この施設を維持管理するのは大変なことだと思います。まして取壊しとなると、町民体育館などは、町長がお話しするには億単位の金がかかってしまうと。とてもでないですけれども、財政的にも計画的にできるものからかかっていくべきなのかなと考えまして、現在基金も16ぐらいの基金がありまして、歳入に対して借入れの返済金の割合を示します実質公債費比率が5.9ぐらいで推移しており、基金のほうも大きな取崩しもなく、堅調に推移しているということで、そこは評価いたします。またそこで、今後税収の伸び悩み、そして少子高齢化によって、ほかの市町村もまるっきり同じ課題が山積みしていると思いますが、本町も今後、将来にわたってツケは回さないように、計画的に集約化とか譲渡とか取壊し、一番は取壊しですね。その辺のところを今後計画的にやっていければありがたいなと思います。

とにかく財源が一番のネックになっておりますので、そこで新たな基金の創設として、例えば今中山は文化財で備品が入っている。そこも、中山分校なんかはあの辺のところから始めて、取壊しなどを。そこで、本当に解体費となるとなかなか補助もないですし、そしてこれ以上の起債もなかなか厳しい、将来にわたって厳しくなってきますので、本当にその辺の計画的な財政と鑑みて対応していってほしいと要望して、私の質問は終わりとしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（湯田健二君）　答弁はよろしいですね。

○７番（大竹浩治君）　はい。

○議長（湯田健二君）　答弁漏れはございませんか。

○７番（大竹浩治君）　はい。

○議長（湯田健二君）　これで７番、大竹浩治君の一般質問を終わります。

次に、２番、星昌彦君。

○２番（星昌彦君）　議席番号２番、星昌彦でございます。一般質問を通告書のとおりしますので、よろしくお願いしたいと思います。

皆さん、今の暮らしは本当に安全だと感じていますか。日々の通勤、通学や買物、散歩といった日常生活の中で、防犯が行き届いていると言えるでしょうか。不審な人物を見かけた、子どもを１人で歩かせるのが心配だといった不安の声が少しずつ高まってきております。今年５月14日、栃木県上三川町でイチゴ農家の69歳の主婦がバールで殴られ、殺害される痛ましい事件がありました。犯人は高校生で、トクリュウと呼ばれ、ＳＮＳなどで仲間をつくり、細分化して犯罪を行う集団です。最近では、人をすぐあやめてしまうなど凶悪化しており、ニュースで見かけるように個人情報の漏えいなどが影響し、いつ私たちが住んでいる下郷町でも起きてもおかしくない状況です。そこで、２点について町長のお考えをお伺いします。

まず、１点目でございますが、６月会議に山名田議員も質問しましたが、防犯カメラについて、小学校で屋外カメラ９台、屋内が10台設置されています。ただ、観光施設では、物産館など４施設で屋外が４台、屋内が10台設置されておりますが、ただ集落には、民間のコンビニ等には設置しておりますが、集落の道路、それから施設の外には設置がございません。また、今申し上げましたように、国県道の裏通り、生活道路でも交通量

の少ない生活道路であまりこういった防犯カメラはついておりません。最近貴金属取扱業者など、各家庭を回り訪問することが多くなっております。犯罪の抑止、早期解決からも、各集落についても防犯カメラの設置促進を考えております。

一応いろいろなものを調査した結果、県警による防犯カメラの設置補助金がございます。自治会に補助があり、補助対象経費の２分の１、上限が50万円の補助があります。防犯カメラの設置については、当楢原集落でも２分の１の残りの地区の負担が大きいと断念をしました。各集落から要望があった場合、町で残りの２分の１の補助をお願いしたいと思いますが、防犯カメラの設置促進を考えますと、早急な対応が必要だと考えております。

肖像権の問題、プライバシーに配慮しなければならないとの町長の答弁でございましたが、さきに申し上げたとおり、犯罪の抑止効果は大きく貢献すると思います。下郷町は自然災害が少なく、先ほど町長さんおっしゃられたとおり、レベル４にもならなかったというような安全で大変住みやすいまちになっております。防犯面でも下郷町が日本一になり、町民も町内に移住してくる移住者にも、防犯のまち下郷を目指すことが重要だと思いますが、町長さんのお考えをお伺いします。

２点目ですが、防犯カメラ個人住宅設置については、県内外で補助金要綱に基づき、補助金2,000円から５万円までの範囲で、補助対象経費の２分の１に相当する額を補助しております。下郷町でも防犯カメラの個人住宅への普及促進を考えますが、町長の考えをお伺いします。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君）　２番、星昌彦議員のご質問にお答えいたします。

安心、安全なまちづくりについてでございますが、議員おただしの防犯カメラ設置に対する町補助でありますが、昨年度創設しました下郷町集落機能維持支援事業補助金という補助では、行政区内の地域住民が共同で利用する設置の整備等を支援する目的で、行政区に対し、補助対象経費の２分の１以内で上限額30万円の補助事業を実施しており、防犯カメラ設置に関しても本補助金を利用していただくことは可能となっております。本年度、１つの行政区で防犯カメラ設置を行っている実績もございます。ただし、他の補助事業と併用することはできないこととなっております。また、福島県警が実施している街頭防犯カメラ設置補助事業につきましても、福島県警に確認したところ、自治組織の費用負担の一部に他の補助金を入れることは望ましくないとの回答を得ておりますことから、福島県警の補助事業と町の下郷町集落機能維持支援事業補助金を併用することはできません。

次に、２点目の防犯カメラ個人住宅設置についてでございますが、個人住宅への防犯カメラ設置に対する補助事業を実施している自治体もあるようでございますが、いずれの補助も１回のみで、更新する際は補助対象外となることが多いようでございます。先ほども申し上げました現在の町補助事業につきましては、行政区に対して補助として対

応しておりますが、個人向け補助事業につきましては、限りある財源の中で今後地域の実情や社会情勢を見極めながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（湯田健二君）　２番、星昌彦君。

○２番（星昌彦君）　少し私も勉強不足で、併用できないというようなご返事だったので、私は県警の補助の残金分について町のほうから補助がお願いできればという考えをもって質問させていただきました。ただ、日本国いろんな場所でいろんな事件が起きておりまして、やはり防犯カメラについては必要かなというふうに思います。

それで、各町村調べてみたのですが、会津地区には、防犯カメラについては会津若松市が商店街もしくは地区ということで、やはり補助を行っております。ただ、これからせめて個人、この後の質問の個人にも入りますが、やっぱり各集落に、町の補助金30万円を使ってもいいということなのですけれども、どうしても記憶媒体がついている防犯カメラですとすごく高価になりまして、やはり集落の負担ではちょっと難しいのかなというふうに。最初は、楢原地区でも区長さんはじめ検討されまして、先ほど申し上げましたように50万円というような上限があって、道路東側と西側に２基つける場合に、やはりどうしても集落の負担が大きくなってしまうというような判断で取りやめたのですが、今後、私はどうしても防犯カメラの設置、公共施設だけではなくて、犯罪を抑止するためにも必要になってくると思いますが、この30万円で１基つければいいではないかというお考えもありますが、今後設置の必要について町長さんはどのように、例えば早急にもう少し補助を増やしてというようなことも含めて、お考えを伺えればと思います。お願いします。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君）　防犯カメラ設置については、下郷町集落機能維持事業の補助金で対応できますけれども、防犯カメラでも金額のかかるものと少ないものといろいろございまして、それでは防犯に適しているカメラはどういうものなのかということもちょっと私は、私の家にはあるのですけれども、それは造ったときに入れたので、金額的には分かりません、中身のほうの。だから、これからそれも調べておく必要もあるし、防犯カメラとしてどのように行政区で気をつけてつけていくのかと、道路のところに、道路で通る面につけていくのか、裏通りにつけていくのか、いろいろ様々な要望があると思いますので、そうしたことをやっぱり駐在員会議のときにどのような方向で持っていくのが適当なのか、それを考えていく必要もあるし、私個人としては、防犯カメラについてはこれからはますます必要になってくるのではないかと思いますけれども、今の町の財源を考えてみますと、さて38行政区にそれではどのようにしていくのかと。10年かけてやるのか、３年かけてやるのか、いろいろやり方はあると思います。しかし、今年の過疎債は１次分で5,800万円削られたのです。過疎事業で進めていくという事業が進まなくなってしまう。２次配分ではどのくらい来るのだという、これは財政の面で心配して、町長、どうしますかというようなことを聞かれたので、いや、これは参ったなと。この前ある

国会議員の先生に会ったときに、これから２次配分よろしくお願いしますということはお願いしてきましたけれども、そういう状況の中で、それから町民の安全、安心を守る中でどのようにしていったらいいかということは、やっぱりこれからの下郷町における検討課題であると。

ですから、個人でできるものについてのやり方については、他町村でいくと４町村あるのです。いずれにしても世帯数が少ない、そういう町村なのです。そういうことであるとすれば、つけてもいいのかなと思いますけれども、１回のみなのだ。１回のみで、壊れたときそれではどうするのだということもかなり出てきます、これは。長年使っていれば壊れます。そういうことも踏まえながら考えていかないと、やはりちょっと今すぐ、ああ、ほい来た、予算措置しましょうということはできないので、ある程度行政区で、今言っていました支援事業補助金の中でできるものであれば、上限を少し上げてもいいのかなと、今はですよ。予算措置の問題だから、あとは。そういうことを考えながら、やっぱり行政区と協議の場を設けて、ぜひここには必要だと。だから、行政区の大きなところが困るのです。小さなところだから、今回はできましたけれども、小さなところって言葉は悪いのですが、世帯数が少ないところではできますけれども、なかなかそうした大きな行政区、面積のあるところだと、まだまだ大変だなという感じはしていますので、その辺を踏まえながら今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君）　２番、星昌彦君。

○２番（星昌彦君）　前向きな答弁ありがとうございます。実は、私のうちも防犯カメラが３つついております。それは、ホームセンターで5,000円で買って、スマートフォンと連動させているというようなことで、あんまりにも貴金属業者、それから何か金物とか、そういうものについてももうしょっちゅう来ているので、ちょっと異常性かな。もちろん議員もやっているということで、住所等は流出していますから、本当にしょっちゅう来ていますので、正直怖い思いをしているとうちの家族が言っているものですから、いろんな意味で防犯カメラの設置をお願いしたいと思います。

それで、公共のものについては、国見町あたりが条例、それから規程、規則をつくりまして、公共性のある町内会、そういうものについては実際に運用をしております。ですから、今後防犯カメラの、先ほど町長さんがおっしゃった肖像権の問題とか、そういうものについてはやはり条例等をつくって、きちんと整備を考えていくべきものと考えております。今後、方向性だけでもいいので、条例、規程、規則等をおつくりになる考えがあるかどうか。当然防犯カメラについては窃盗になってくると思うので、早急にお願いしたいという私の考えですが、その条例等について町長さんのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君）　防犯カメラの条例設置については、これは国の考え方、県の考え方、要するに国の警察、それから福島県警、こういうところの条例を把握しないと、さて、や

りますよというわけにいかない。これは犯罪に関することなのだ。町の地方自治体が犯罪を、起きたとして、それを罰するなんていうことはできない。あくまでも警察、これ。警察権の介入ですので、それはできないと思いますが、条例を設置している町村の実態は把握したいと思いますけれども、そういうことで私の答弁といたします。

○議長（湯田健二君）　２番、星昌彦君。

○２番（星昌彦君）　分かりました。

それでは、１点目の質問については、ぜひ前向きにお考えになっていただきたいと思います。

２点目についてですが、個人の住宅についてはどうかというお話ですが、実は大玉村さんで実際に、家屋を建設すると同時に町に防犯カメラの補助金を申請して、今私が申し上げました記憶媒体がついているものについては上限５万円まで出しております。実際条例もあります。そういうことで、これはお願いにしかならないかと思うのですが、公共施設についてもですが、個人住宅についてもぜひ防犯カメラの補助金、ここでは2,000円から５万円までという大玉村の状況がございますので、今後検討して、補助金導入に向けてお願いできればと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君）　間もなく正午となりますが、このまま会議を続行したいと思います。

答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君）　大玉村の例を取られましたけれども、大玉村は福島市に近くて、世帯数がどんどん増えている状態の村でありました。ですから、新規に住宅を建設するということが出てきているのではないかと思いますから、その中に防犯カメラを設置して、その中の2,000円から５万円の範囲内で出すということになると、算定の難しさがあるわね。設計書の中身、個人情報だから。住宅を建てるところの設計書の中身、ちゃんと写しをつけて、どれがどうかかっているのだという算定が難しいと思うのですが、やっている現実の町村があるとすれば、それは研究しなければと思いますけれども、新しく造る場合の考えと今までの既存の住宅につける場合、いろいろ考え方あると思いますので、その辺は研究していきながら、今後はそういう町村でやっているところの調査をしてみたいと、こう思います。

以上です。

○議長（湯田健二君）　２番、星昌彦君。

○２番（星昌彦君）　確かに大玉村は人口8,000人超えという大きな、大玉村といっても8,000人を超えております。確かに大きな村ですが、下郷は4,000ちょっとですから、半分なのですけれども、やはり犯罪がいつ起きても、289が通って、これから八十里越が来年開通すれば、人的交流もたくさん増えると思いますので、ぜひ前向きに、防犯カメラ設置については導入できるように補助金等整備されて、安心、安全なまちづくりにお願いしたいと思います。答弁は結構です。

以上で終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（湯田健二君）　答弁漏れはございませんか。

○２番（星昌彦君）　ありません。

○議長（湯田健二君）　これで２番、星昌彦君の一般質問を終わります。

休憩します。（午後　０時０３分）

○議長（湯田健二君）　再開いたします。（午後　１時００分）

次に、９番、星邦一君。

○９番（星邦一君）　議席番号９番、星邦一、一般質問通告書に基づき質問いたします。

農業振興への取組の進捗状況と成果について。令和６年度12月会議の一般質問の中で、高齢化した農家が生き残っていく上での町長の意気込みを質問したところ、まずは職員が一生懸命情熱を持ってやるよう指導していくとの答弁がありました。また、町長の思いが農家に届いていないことを申し上げたところ、担当課が現場に行き、農家の方々と直接会って話をし、進めていくこと、さらには人材確保、他団体との話合いや協議を県の指導を受けながら農業振興に当たっていくとの答弁がありました。あれから２年近くたちますが、町の農業振興に対する取組を含め、担当課の動きなどに大きな変化はないように思われますが、この約２年の間における新しい取組や人材確保は行われたのかどうか伺います。

さらに、他団体との話合いや協議につきましても、この２年間で新たに行われた他団体との話合いや協議の内容と、その成果をご答弁いただきますようお願いいたします。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君）　９番、星邦一議員のご質問にお答えいたします。

１点目の農業振興への取組の進捗状況と成果についてでございますが、町の農業振興へつなぐべく、下郷町農業再生協議会において、町内農家の経営安定対策の推進及び行政と農業者団体との連携体制の構築、戦略作物及び地域農業の振興、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手育成と確保などについて、様々なメニューにより補助事業を展開しております。その中で、新しい取組として令和７年度よりネギの生産振興への補助と、自然災害による被害への農業経営安定と地域農業の維持を目標とした補助をそれぞれ開始し、担い手についても頑張る農業支援事業補助金による新規農業者及び認定農業者への支援により、新たな新規参入者等も増えてきております。毎年２月中旬から３月上旬に開催しております農政座談会において、協議会における補助事業をはじめ新規事業や採択条件の変更、廃止事業等について周知と説明をしており、令和７年度においては10年後の農地利用を見据えて作成した地域計画の実現に向け、下郷町農業再生協議会における補助事業だけではなく、県による農業機械購入補助等も積極的に活用して、各農家における経営規模の拡大と作業の省力化を推進しております。議員おただしの人材確保については、限られた担当職員の育成をはじめ、広く農家のご意見等を聞ける体制づくりや町に合った施策等の企画、立案など、今後も十分協議しながら進めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、他団体との協議等については、１つ目として農林業の持続的発展を支える基盤強化として、新規就農者や農地集積、高収益作物の導入促進、水利施設等の整備、次に２つ目として安全で魅力的な農林産物の供給として、ブランド力の強化推進、野生山菜、キノコ等の出荷制限解除に向けたモニタリング検査、３つ目として活力と魅力ある農産実現として、集落ぐるみによる鳥獣被害対策など、会津農林事務所、農協、農業委員会をはじめ、国との意見交換等により、各施策やその目的、目標について意見交換を行っており、目に見える成果としても表れるよう、今後も継続して実施してまいりたいと考えます。農業振興を行う上で、まず販売可能な作物の生産による農業所得の増加に向けた新規事業における各施策等の導入について、今後も十分な検討、協議をしてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君）　９番、星邦一君。

○９番（星邦一君）　答弁ありがとうございます。

前回の質問からどこまで変わったのかなと思いましたが、私がずっと言っていた特産物、これで昨年、令和７年度はようやくネギの補助金をつけて産地化するということで、一歩踏み入れた形になりました。本当にありがとうございます。農家の方々もやはり販売先も見つけて、納める。いや、結構いい収入になれたよという話も聞きました。本当にありがたく思っております。

ですが、ＪＡさんも全然今足は運んでいないですよね。前も言いましたけれども、前はいろんな農家の方々にＪＡさんが指導を行いながら歩き回っていた時代もありました。今ほとんどないです。保険の外交ぐらいしかないと思います。ですので、やはり町が主導を取って、こういうものがあるから、こういうものを作ったほうがいいよというふうに発言し、支援していくべきだと私は思っております。それで、町長さんが今言いました安全でブランド化、そして活力ある農産物ということで、やはり下郷町というのは大規模農家というのはほとんどないです。数少ない、少量で多品目というのがほとんどの農家さんが今作っている状態なのです。何品も作って、それを道の駅または農協、ＪＡさんに納めるというふうな形なので、本当に一括してお金が取れるというものをやっておりません。ですので、町としてもそういったものをやっぱりもっと指導して、足を運んで、こういうものを作ったほうがいいよというふうに支援していくべきだと思いますが、どう思いますか、町長。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君）　星邦一議員の農業生産物、活力ある農産物、多品目の、また町として今後どのように進めて指導していけばいいのかということのご質問でございますが、まず私が考えていることは、農家が揺れてしまうと地方はもたない、崩れてしまう。これだけ大切なのです、農業は。そういうことを念頭に私は考えておりまして、やはり新しい状態をつくっていくということは、所得の向上にもつながるということを思っています。認定農業者も多くなるだろうと思っています。そうした中で、再生協議会には予算、決算で上昇をしている。予算的には上昇して、私がなってからは再生協議会に予算を計上

して、農業にも頑張っていただくようにパーセントの給付をしております。ですから、頑張る農業では、６年度、７年度を比べれば約370万円ほど売上げが上がっています。再生協議会でも1,000万円だったのが1,300万円にしたとかという、決算上はどう出るか分かりませんが、ほぼほぼ同じ状態になってくると。要するに農家が揺らがないように所得が上がるようにする、これが私の基本的な考えです。ですから、職員も頑張ってもらうということはもちろんです、これをやるには。そんなことで、ぜひとも農家と、要するに農協と、農協もやっぱり農家指導していかなければならない立場なのですから、やっぱり町と農協と生産者と３者一体となって推進していくということが、これから町の産業を考えた場合はそれが必要だと。要するにそれを数字で表すならば、再生協議会だとか直売所の売上げが上がっているわけですから、その効果が出ているのではないかと。これは、職員も頑張った成果だと私は思っておりますので、その辺は理解していただきたいと思います。

○議長（湯田健二君）　９番、星邦一君。

○９番（星邦一君）　そのとおりですね。やはりこの下郷町というのは、農業と観光ということで、農業が崩れれば本当にもうどうしようもなくなると思うのです。毎回私一般質問でやっていますが、農業のことしか私はやっていないのですが、農業が崩れれば本当に下郷町はもう駄目になります。ですので、やはりこの辺で再生協議会、いろんな団体と協議をし、またほかの団体といっても、大松川の直売所、それと楢原の直売所ですか、そちらの方々とも協議をし、会議を開いて、何が今求めているのか、何が今売れているのかというのを考えながら、やはり農家の人たちに支援をする、そういったものが私は必要だと思います。それには本当に町民の目線で、これを作れば安定した収入が得ますよというふうに、最初やっても成功することはないと思います。何回も挑戦しながらブランド化になってくるわけですから、やはりそういった意味でも各団体との会議を、これは必要、必ず非常に必要だと私は思っておりますので、今後、これから再生協議会だけではなく、大松川、楢原地区、こちら辺の団体とも協議していただきたいと思いますが、町長、どうでしょうか。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君）　まず、団体との話合いというか、協議会として、役場として、町として協議して、いろいろな売れる作物を検討していくことは当然だと思います。まず、農産物の直売所、要するに物産館だけで言います。これ７年度は3,000万円売り上げた、3,051万4,000円。ですから、あそこの物産館のトータル的には、約６割ぐらいは農産物で占めているのです。いかに、去年の場合5,400万円のうち3,000万円売れているのだから、農産物で。そう見ると、この大切さが分かるのです。ですから、生産者とはよく話し合って、売れるものを作って出してもらうと、まずはそこから始めるということをしたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君）　９番、星邦一君。

○９番（星邦一君）　確かに物産館、かなり潤っておると思いますが、昨年はたまたま米の単価が急上昇したということで、各農家の方々もかなり収入を得たということで、潤えば潤うほどお金を回すのです、みんな。今回も米でお金を得た、ではコンバイン買おうか、田植機買おうかということで、かなり農機具屋さんも繁盛はしておると聞いております。今回、今年はどういうふうになるか、米の値段も今まだ提示されておりませんが、一時的なものなので、やはり安定、常に同じ収入を得るというのが一番必要だと私は思います。先ほど町長が言いましたけれども、物産館においても直売所においてもやはりいいもの、悪いものを置くとＳＮＳでもう広まってしまいますので、いいものを納めて、下郷はいいものを納めているのだなというふうにやらないと、本当に足は遠のきます。ですので、今後、農林課の職員も数少ないと思いますが、やはり足を運んで、情報提供、そして農家からの意見を集めて、どうしたらいいのかというのをお互い考えながら進めていくのが町発展だと私は思います。農林課長、その辺どう思いますか。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

農林課長、星敦史君。

○農林課長（星敦史君）　今ほどの９番、星邦一議員のご質問にお答えいたします。

今現在ですと、農政座談会、あとその他各地区での個別の説明等々を実施しておりますが、今後、今ほど町長も申し上げたとおり、各農家さんもしくは購入される方の意見等々を幅広く聞いた上で、今後作る作物、もしくは転作等で作ろうとしている作物への相談で直接農林課へ来られる方もおりますので、その農家さんをはじめ、直売所の方とも相談をした上で、指導なり、県の普及部とも相談をしながら、農作物の選定等のほうに情報の収集と共有、提供を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君）　９番、星邦一君。

○９番（星邦一君）　ありがとうございます。本当に農家を思って進めていただきたいと思っております。

それでは、２番目の質問に移らさせていただきます。圃場整備事業と相続登記について。今年６月の一般質問で、大松川地区の圃場整備事業についての質問で、国への申請を行ったとの答弁がありました。その後、大松川地区の圃場整備事業の役員の方と話をする機会があり、県や町の説明では、規模が大きいと町の審査が東北農政局でなく、農林水産省の本省職員が来ることになって難しくなるので、縮小するよう言われたと聞きました。また、相続登記が完了していない農地は整備対象にならなくなり、昨年までであれば換地を行うまでに相続登記すればよかったのが急に話が変わり、相続登記が終わっていない農地は外さなければならず、相続登記を進めようにも町の支援はほとんどなく、地区に丸投げで、倉楢地区の圃場整備のときは、土地改良区の職員が地区や個人の相談や事務的な支援があって進められたと聞いていたが、土地改良区が解散して町がこの役割を担っていくはずが、そのような支援は全然ないと嘆いておられました。

そこでお伺いしますが、この国の審査において、本省の審査を避けるために規模を縮小させたこと、そして相続登記を進めようとする地区に対して支援が足りないと言われ

てしまうこと、これらは町長がおっしゃっている職員の熱意とは逆行すると感じましたが、これに対する町長の見解をお願いいたします。

また、私は町の農業発展のためには、大松川地区以外でも圃場整備を行っていく必要があると考えており、県内市町村の中でも整備率はかなり低いほうだと思っており、これからの圃場整備に相続登記完了が条件化されたということは、相続未登記が多くあると聞いておりますので、今後の町農業振興発展に大きな打撃でないかと感じております。

そこでお伺いしますが、現在町内の土地や建物について相続登記が進んでいないものの割合はどの程度なのか、また相続登記が進まないことによって、町や町民にどのような弊害が生じるのか伺います。

以上でございます。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君）　まず、農林課長から圃場整備の関係、それから圃場整備の中の相続登記の関係。全体的に町の中の相続登記の関係は、もう少しその説明を回答してからお答えしたいと思います。

○議長（湯田健二君）　農林課長、星敦史君。

○農林課長（星敦史君）　それでは、今ほどの９番、星邦一議員のご質問にお答えいたします。

まず、大松川圃場整備事業でございますが、面積を小さくしなければとか、国の本省のほうで現地確認なり検査に来るからという理由で面積が小さくなったというわけではまずございません。これは、令和４年度までは50.5ヘクタールという面積で整備をしようと進めておりましたが、令和４年度において計画調査地区の申請を県のほうに出しましたところ、まず一度不採択となっております。その後、令和５年度に大松川地区において圃場整備に関するアンケート調査を実施した結果、50.5ヘクタールから41.5ヘクタールと面積が一度縮小した経緯がございます。その後、令和６年度において41.5ヘクタールにて計画調査地区としての採択を受けましたが、令和７年の６月の時点で41.5ヘクタールで申請を予定していたところ、遊休農地が多数存在することと、あと山林化している農地を本来の農地へ戻すこと、現況の用水路の実態調査を把握すること、整備に必要となる盛土ストックヤードの伐採を実施すること、表土材の確保地、確保及びその土地の伐採がされていないことというところが指摘をされまして、それをもって再度大松川地区の推進委員会と話をした結果、現地調査を実施しまして、その現地調査の結果として、同年の７月10日に41.5ヘクタールから22ヘクタールと面積が縮小しております。その後、もう一度現地調査を実施しまして、最終的に18.8ヘクタールという面積になった経緯がございます。

それとあわせまして、相続登記の件でございますが、当初、事業完了までに相続登記が完了すればよいということで町のほうから説明をしていた経緯がございます。ただ、その後、令和６年４月１日に相続登記が義務化されたことから、その旨を大松川地区の推進委員会のほうへ説明をして、相続登記がもう義務化された以上、なされていないと

最終的に事業の採択が厳しくなりますよという旨の説明をして、相続登記のほうを地区の換地委員会さんのほうでまだ相続登記をしていない方へ説明と、あとは町のほうからも何とか相続登記をしてほしい旨の声がけのほうをしていたところでございます。今現在まだ数筆ございますが、そちらのほうも推進委員会のほうと町のほうで連絡をするなり、説明をするなりして、何とか登記のほうが進むように進めているところでございます。

大松川の圃場整備の経過につきましては以上でございます。

○議長（湯田健二君）　町長、星學君。

○町長（星學君）　相続登記の関係をまず最初答弁いたしまして、下郷町の場合、土地の筆数が10万953筆あるのです。そのうち、令和３年度で2,903件、令和４年度で2,925件、令和５年度で5,684件、令和６年度で6,063件、令和７年度で5,293件の相続登記をしております。ですから、８年度以降やっていこうと思います。そうした指導もしていかなければならない。固定資産税の納付書の中に入れて、相続してくださいというような周知もしております。

圃場整備事業と相続登記について、今農林課長と重複する部分もありますが、答弁いたします。まず、先に南会津農林事務所へ提出しました計画審査地区の申請ですが、現在県政策調整会議へ諮る段階であり、その後公告縦覧、事業計画の決定を経て、令和９年８月頃にその結果が判明する予定となっております。まず、こうした９年の８月頃にその結果が判明することになっておりますけれども、私は今年農林水産省の担当者に行って、ぜひ大松川の圃場整備についてひとつよろしくお願いしますということを直接課長と行ってまいりました。結果的には９月になるのですけれども、来年ね。しかし、いい感触というか、そういう感触を得て帰ってきました。引き続き、その要望活動というかはしていきたいと、こう考えております。

なお、先ほど令和元年度の50.5ヘクタールを目標にということでしたけれども、今課長が説明したとおりの結果になりました。特に推進委員会と共に現地調査を行い、農地に戻すことが困難な箇所、巨岩が多く、さらに盛土量も多くなる箇所も対象外として、また土地所有者の相続状況等を換地委員会と協議し、その結果を７年の９月19日に推進委員会に諮って、整備面積が18.8ヘクタールと縮小になった結果でございます。これで合意を得たと私は思っております。今後農林水産省本省の審査が厳しいための規模縮小ではございません。また、当該地区に対しましては、現在に至るまで150回を超える会議や資料作成等の打合せなど支援を続けており、今後も圃場整備を要望する地域があった際には、大松川地区同様の支援を行っていく考えでございます。理解のほどをよろしくお願いします。

また、土地や家屋の相続登記の件については、先ほど数字を示したとおり、今後町民に相続登記をするようにひとつ図っていきたいと、推進させていきたいと思っています。

以上です。

○議長（湯田健二君）　９番、星邦一君。

○９番（星邦一君）　確かにいろいろな盛土、遊休農地、数多くあると思います。当初の50.5ヘ

クタールから18.8ヘクタールまで減らしましたが、やはりあそこは、何度も言いますが、下郷に入って最初の地区ということで、荒れ地を見せるというのもなんなのかなと思うので、ぜひとも大松川の土地改良を進めていただき、そしてそれを完成した暁には、やはりうちの地区もこういうふうになりたいという地区も出てくると私は思います。実際私の地区もやりたいなと私は思っております。

何でこの相続登記という話を出したかと申しますと、やはり今未登記のものがいっぱいあるのです。というのも、土地を買ってくれ、買うよといった場合、いや、実は兄弟亡くなって子どもしかいない、子どもがどこに行っているのだか分からないということで、やはり土地を求めたくても求められない人もいるわけです。売りたくても売れないといった方々がいっぱいいるわけです。そうした場合、相続人となる若い人たちも、今若い人がどんどん、どんどん町外、県外に出ているわけです。そうした場合、若い人というのは、この下郷町、出ていったところに執着がないわけですから、そうなった場合、やはり登記をかけないとまた未登記になるわけです。これがどんどん、どんどん増えていくわけです。枝分かれでもう、実際私の落合地区でもそうなのですが、会津縦貫道基盤整備するときに財産区の土地があって、これを登記してくれといったときに、四十何名がもう200、300人になっているわけです。そうなった場合、今回町側のほうから去年かな、町から来て、地縁団体をつくれば何とかなりますよということで、地縁団体を今年の４月に立ち上げたのですが、やはりそういった団体だとできますけれども、個人だとできないわけです、相続の登記というのは、やっていないと。すると、相続すれば、登記かければ１筆幾らでどんどん、どんどん増えていくわけです。山だとか、田んぼとか何かが全部１筆、１筆で増えていくわけですから、早急に今義務化されているわけです。こういうものをやはり町が指導して支援をしていく、相談の窓口をつくる、こういったことを私提案したいと思いますが、町長、どうですか。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君）　地縁団体で共有地の部分については、公共事業に対してのやつはやれるし、地区の人たちが了解するならば、地縁団体で進めていただくことが一番いいと思います。ただ、個人の権利を町で指導するというのは、これは……

（「相談、相談」の声あり）

○町長（星學君）　相談には乗りますけれども、それ以上のことはちょっと介入しないほうがいいのではないかと私は思う。相談は受けますよ、相談は。介入は、まだこれはちょっと早いのではないかなと。もう少し具体的にそのうちの方々が精査した場合に、そこは相談を受けるということでよろしいのではないかと思います。

○議長（湯田健二君）　９番、星邦一君。

○９番（星邦一君）　確かに個人の場合は、司法書士に行けばいいべという話になると思うのです、これは。でも、司法書士に依頼する前に、やっぱりそういう指導を、こういうふうにしたほうがいい、こういう書類を持っていけばいいのだよというふうな事務手続、こういったものを町民、ましてや若い人たちって分からないと思うのです。本当に親戚

に教われば何とかなるのでしょうけれども、ほとんど自分でやるという人はいないと思うのです。ほとんど司法書士に頼むと思うのです。ですので、これをぜひ、そういうのをやれば町民の費用もちょっとは抑えられるのかなと思うので、ぜひともこういったこと、今手を出さないと、本当にこれからどんどん、どんどん増えて、もうどうしようもなくなると思うのです。ですので、ぜひ前向きに町長、進めるようにお願いして、質問を締めます。

○議長（湯田健二君）　町長、星學君。

○町長（星學君）　役場でも、公共道路等については職員がやっていたことがあるのだ、登記事務。今はいないですけれども、司法書士に頼めば早いから。しかし、そのどういう書類をそろえてどのようにすればいいですよというのは、ペーパーに出して渡せば分かるわけだ。それが相談といえば相談。ですから、そのようなことはできると思います。ただし、今職員の人員の中でそうした詳しい職員が雇用できるかどうか、それが問題です。やっぱり経験がないとできないのです。そういうことは理解しながら、こういう作業はやるべきだと私は考えている。以前、そういうことで職員がやっていた経過がありますので、それを例に出すならば、やれるはずではあると思います。

以上です。

○議長（湯田健二君）　答弁漏れはございませんか。

○９番（星邦一君）　ないです。

○議長（湯田健二君）　これで９番、星邦一君の一般質問を終わります。

次に、８番、星和志君。

○８番（星和志君）　議席番号８番、一般質問を行いたいと思います。

１つ目、人口減少、高齢化に伴う飲食店の事業承継と観光資源の維持について。人口減少と高齢化が進む中、町内飲食店の廃業は、地域の食文化、住民の生活、観光振興にも影響を及ぼす重要な課題と考えますが、町はこの問題をどのように認識し、事業承継や新規創業を含め、今後どのように支援していくのでしょうか。ご答弁お願いします。

以上です。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君）　８番、星和志議員のご質問にお答えします。

１点目の人口減少、高齢化に伴う飲食店の事業承継と観光資源の維持についてでございますが、町内の飲食店につきましては、町民の日常生活を支えるとともに、本町を訪れる観光客への飲食サービスの提供や地域のにぎわいの創出など、地域経済及び観光振興の面においても重要な役割を担っているものと認識をしております。町では、小規模事業者の新規創業及び事業継続を支援するため、下郷町商工会を窓口として下郷町小規模事業者創業、持続支援事業補助金を設けております。このうち創業支援事業につきましては、町内に住所を有する方、または創業に当たり町内に住所を移し、町内での創業をする方などを対象として、創業に係る経費や店舗等の新たな改修、賃借、リース等に係る経費について、対象事業費の２分の１、上限100万円を補助しております。また、先

に町内で事業を営んでいる小規模事業者につきましては、持続支援事業として業務改善のために行う町内店舗等の新たな改修に係る経費について、補助事業費の２分の１、上限50万円を補助しております。町といたしましては、こうした制度を活用していただくことにより、新たに町内で事業を始める方の初期投資の負担軽減を図るとともに、既存業者の事業継続や経営基盤の強化を支援しているところでございます。

一方では、経営者の高齢化や後継者不足、人手不足に加え、原材料費の高騰など、飲食店を取り巻く経営環境は大変厳しい状況にあります。特に経営自体は持続可能であっても、後継者がいないことを理由として廃業に至った場合は、店舗や設備だけではなく、長年培われてきた技術や味などの経営資源が失われることになります。このため、町といたしましては、廃業という選択に至る前の段階から、事業者の意向を十分に尊重しながら、親族や従業員の承継に加え、第三者への事業承継も含めて検討していくことが重要であると考えております。事業承継につきましては、下郷町商工会をはじめ、福島県事業承継・引継ぎ支援センターなど関係機関と連携して、事業者からの相談対応や事業承継計画書の策定、後継者とのマッチングなど、それぞれの事業の状況に応じた支援につなげてまいりたいと考えております。

町といたしましては、飲食店の減少は町民の利便性の低下だけではなく、本町を訪れる観光客の受入れ環境や、地域のにぎわいに影響もすることを認識しております。そのために、新たな創業を支援することはもちろんのこと、既存の飲食店が持つ店舗、設備、技術、味などの経営資源を新たに事業を始めたい方へ引き継ぐ事業承継型の創業についても有効な手段の一つであると考えております。今後につきましても、町の小規模事業者創業、持続支援事業の補助金をはじめ、商工会による経営支援、さらには国、県等の事業承継や創業に関する各種支援制度を有効に活用しながら、下郷町商工会及び関係支援機関との連携を一層強化し、事業者の事業継続から事業承継、新規創業まで切れ目のない支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（湯田健二君）　８番、星和志君。

○８番（星和志君）　やはり答弁書を頂きたいなと今感じました、長かったので。

そこで、町側としてもやっぱりこの問題については問題視しているというのは今の答弁で分かりましたが、今現在の町内の事業者の現状についてお聞きしたいと思います。町内の事業者があと何年ほど事業を継続できるのかということを考えているのかということと、後継者の有無を把握しているのかということと、これらについて町商工会と密に連携し、戸別訪問を含む全数調査を早急にすべきではないかと思いますが、町の認識をお願いいたします。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君）　８番、星和志議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、私は年齢79歳なのだ。その経験からして、うちのおやじも事業を始めて、１代目で、私は２代目なのだけれども、やめてしまったということなのですけれども、下郷町町内における小売業あるいは施設、宿泊施設等も含めて、お土産品等、やっぱり小さ

く商売を始めて大きくしていったという人が多いのです。というのは、下郷町は農業が主体の町だった。そこで小売業が栄えたというのは、葉たばこの生産で収納所という、検査して、そこで値段を決めて買ってもらうというものが、葉たばこ産業の公社ができて、そこに下郷の葉たばこ産業の公社があったのですけれども、その収入で買物をすると。その近くに商店ができたというのが小売業の今までの下郷町の経過なのです。湯野上は、そもそも会津鉄道が走っていたとき、そして会津バスが121号線を通ったときに、施設に１泊して帰ると、若松へ行くよりも湯野上で、温泉でおいしいものを食べながら泊まりながらというのが普通です。そういう前の葉たばこ産業に伴って、小売業が盛んになってきた。あるいは、小さな１杯100円の日本酒から、１本10円の焼き鳥とかというところから始まって、今の大きな食堂に発展していったということだと思います。最近の状況を見ると、食堂あるいは飲食店でやめてしまったというのかな、そういうのは３件かな、直近のちょっと一、二年ぐらいで。そして、また新しく立ち上げたというのも３件ぐらいあるのです。ですから、これからもその調査をしながら、やっぱり小さくても将来は大きくなるのだというような、私の考えですよ。いや、過去にそういう人がいるのだから、成功するのだ。だから、そういうところから始めないと、なかなか一挙に投資をして、借金で首が回らなくなったということでは、これはさせたくないのだ、私は。

ですから、調査をして、十分な支援ができる体制づくり、あるいは今までの町の制度によって支援できることは支援していくということを考えていって、ぜひ、やはり農業と同じなのです。小売業が揺れてしまうと、自治体も追っていかれないのです。生きていかれないのです、これは。そういう状態になってしまうので、ぜひ観光及び小売業、要するに飲食業も頑張ってもらうような方法をこれから考えていって、支援していきたいと、こう思っております。まずは、そういうことのために個別調査も必要だろうと。商工会もそこら辺を、やっぱり外部に出て指導しないと駄目だ、指導機関なのだから。商工会というのは、商工会のことを文句言うわけではないのだけれども、指導機関なのです、あそこは。事業をやる、展開するものではなくて、事業もそれは私のほうで、プレミアムをやってくださいということはやっていただいております。あるいは、昔はふるさと祭りなんかはやっていただいております。非常に助かっておりましたけれども、コロナ以降そこまでいくことはできないのですけれども、一体となってそういう小売業の個別指導をしながら頑張っていただくような方法を取っていくことが、これから小売業のために町はどうするかということも考えていって頑張っていただくようにひとつ私もやっていきたいと、こう考えております。

○議長（湯田健二君）　８番、星和志君。

○８番（星和志君）　今は、前のような経済成長期とは真逆で、経済低迷期なので、ちょっと町長の言っていることは厳しいかもしれないですが、まず後継者の有無は把握していないということだと思うのですが、それは商工会と本当密に連携して、把握して、そして町がどう支援できるのか、実行できるのかというのは、計画立てていってほしいと思います。

それで、最初の答弁でも、下郷町企業支援事業費補助金というのはあって、それを活用していけばいいとおっしゃいましたが、それはすごく重要な補助金だと思います。これの今の利用状況というのを教えていただけますか。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君）　では、利用状況は課長から答弁させます。

それで、経済が停滞しているという今質問の流れですが、国の予算は伸びているのです。だから、それが経済にどう回っていかないのかというのが、これ不思議でしようがないのだ、いつも。これは、議員も分かっていると思うのだけれども、小泉内閣のときと今の内閣では倍違う、国の出している金、起債が。要するに国債、これが倍以上。だから、どこにこの金が行っているのかという、俺もう不思議でしようがないのだ。経済が活性化しなければ、そのために予算を組んでいるのでしょう。ところが、それが経済が活性化しないでどこに行っているのかと。内部保留なのだ、これ。そういう政治学者、経済学者は言っているのだけれども、ただ下郷町ではそんなの当てはまらないのだ。やっぱり大きな捉え方でやってくれるような方針を出していただいて、地方に潤いを持たせるということを私は望んでいるのだけれども、地方はそういうふうに、どこもそうです。同じで、小売業者はもう疲弊しているのだ。だから、何とか頑張る方法を考えているのだけれども、当然国の予算を利用しながらやっていくこと、それは当然ですが、そういう環境の下で今日本の経済が動いているのだということだけは認識していただきたいと、こう思います。

○議長（湯田健二君）　総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君）　ただいまの星和志議員の小規模店舗の町事業のほうの実績ということでご質問がございましたが、例年10件から11件ほどの実績ございまして、昨年度末ですと380万円強、今年度につきましては、持続化分、要は従来からの事業を継続していく部分を目的とした事業については、６件で293万円の実績になっております。今年度につきましては、そこに加え、創業支援分としまして、新しく事業を立ち上げる方に対しての補助金、２分の１補助率の上限100万円という部分、今年から新しく立ち上げた部分になりますが、こちらは今のところ実績等はございません。

以上でございます。

○議長（湯田健二君）　８番、星和志君。

○８番（星和志君）　やはりこういった実績が上がっていて、頼もしい補助金だと思います。ですが、今中東の問題とかで物価高騰や人件費の上昇などがある中で、この限度額で対応できているのかと言われると、皆さん、事業者はもっと欲しいと思うので、できれば増額、攻めの投資をしていただきたいと思います。この点についてはどうですか。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君）　この持続化支援補助金については検討させていただきます。ぜひ、これ最初私がつくったとき、1,000万円の予算取ったのです。1,000万円取ったらゼロだった。

それで、俺500万円にした。だから、そういう経過を踏まえると、本気になってやってもらわなければ困るのだ、これは。それだけ予算を措置してやってくださいよと言っているのにかかわらず、ゼロだった。そういう経過もありますので、ぜひ、この上限の額の関係については検討させていただいて、でもつけたってやらなければ何もならないのだ。そういうことでしょう。ですから、そこはやっぱり事業者、あるいは商工会、町、そういうことで地域の活性化につなげていくような方法で考えるときに予算の計上をしたいと、こう思います。

以上です。

○議長（湯田健二君）　８番、星和志君。

○８番（星和志君）　町長、最初はすごく頼もしい1,000万円という金額提示してくれたというか、それで実施していたというのは、すごくありがたいというか、そのときはすごかったのだなと思いました。

それで、この事業承継問題なのですけれども、これはやっぱり、今うわさでは２件ぐらい将来危ぶまれている飲食店があると聞いていまして、そしてそこはもう観光地並みの周知度で、バイクがすごくたくさん止まっていたり、いつも満車だったりしているところなのですけれども、そちらの事業承継の、事業側の承継したいのかどうかという意欲もあるのですが、そこを踏まえて、その状態のまま承継できずに廃業させるのは、町としても当事者としてもすごい痛手だと思うのです。黒字廃業というのですか。県では福島県事業承継・引継ぎ支援センターというのがあるそうなのですが、こちらは県であって、下郷町としてはワンストップで相談に乗るという形にはできないのでしょうか、匿名性とかで。そこのところをちょっとお聞きします。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君）　まず、これも課長から説明させますので。課長、答弁して。

○議長（湯田健二君）　総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君）　ただいまの星和志議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど町長の答弁の中で事業承継・引継ぎ支援センターというふうに答弁させていただきましたが、こちら郡山にある事業所でございまして、専門家が常駐しておりまして、事業承継の経営的な部分、あるいは設備投資の部分、金融に明るい専門家の方が常駐しておりますセンターでございますので、そちらのほうで、商工会なんかにも、私のほうにもご相談あった際には、そちらのほうにあっせんをさせていただいております。前の質問の中で補助金の拡充のお話ありましたが、町単独のですとどうしても財源に限りがございまして、こちらのほうのセンターを通した事業承継の相談ですと、さらにもう少し規模の大きい補助金のほうが該当するような部分になっておりまして、補助上限額が800万円、補助率が３分の２というふうに非常に有利な補助金が使えるような部分になっておりますので、商工会と町のほうも、どうしても専門的な分野になりますと、なかなかちょっと事業者の方にお答えできない部分当然ございますので、こちらのほうのセン

ターを活用、一緒に相談業務に乗っているというふうな形態になっておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（湯田健二君）　８番、星和志君。

○８番（星和志君）　勉強になりました。ありがとうございます。

事業承継問題についての私の提案なのですが、現在移住支援金で、最大100万円に子育て加算を乗せた移住支援金って下郷町でやっていると思うのですけれども、この現金支給だけでは事業承継には限界がありまして、ここに事業承継型協力隊や承継する店舗のお試し営業といったスキルを持つ若者がリスクを抑えて事業承継できるような仕組み、仕組みづくり大変でしょうけれども、そういったものは今後考えていくことってできるでしょうか。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君）　ただいまの星和志議員のご質問にお答えをいたします。

ただいま移住支援事業ということで、東京圏からの移住と就職で要件を満たした場合に100万円というふうな補助金、制度としてはございますが、令和５年度にこちらの制度が立ち上がりまして、残念ながら今のところ実績等はゼロになっております。こちらのほうは若干要件のほうが厳しく、東京圏のほうにある一定程度居住した後、下郷のほうで居住、就職した方に対して支給されるものになってございます。当然就職ということになりますので、その内容が果たして起業なのか、あるいは一般企業のほうにお勤めなのかというふうなのはここでは問われておりませんので、その支給要件さえ満たせばこちらのほうは支給されるような中身になっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（湯田健二君）　８番、星和志君。

○８番（星和志君）　ありがとうございます。そういうルールの中なので、自分の言ったお試し営業とかは難しいというのは分かりました。

最後の質問になりますが、第６次総合計画では、農業分野の６次化と魅力発信、農と観光の連携、周遊観光ルートの整備が掲げられていますが、夢ある農業担い手育成支援事業において、単なる生産支援にとどまらないで、大内宿などをはじめとする飲食店や観光資源と結びつけた、農掛ける食掛ける観光のルート構築はこれから考えておりますか。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君）　事業承継の関係、新規創業も含めてですが、これは諦めては駄目なのです。それやらないというわけではないのだ。これもやっぱり指導なのだ。指導員が指導していかなければ駄目。最初から役場は来ないのです、相談には。やっぱりその窓口をどこにするかの問題なのだ、幾ら企業を起こそうとしても。だから、その窓口さえしっ

かりしていれば、下郷町で商売やりたいとか、そういう人がいると思う。だから、そこは諦めないで、そういう窓口をどのようにしたらいいのか、やっぱりこれから町としても、商工会としても、あと産業を育成していただく振興局にしても、それと協議していって、やっぱり活力あるまちづくりと言っているのだから、それは希望を失わないでやっていくことが我々の務めである。ですから、県、商工会、町と一緒になってそれを考えていきたいと、こう考えております。

その後については課長、答弁。

（何事か声あり）

○町長（星學君）　いいの。

○議長（湯田健二君）　８番、星和志君。

○８番（星和志君）　今言ったのはちょっと質問外だったので、いいです。答弁してくれるのなら欲しいですけれども。

（何事か声あり）

○８番（星和志君）　やはり商工会が窓口になって、誰かに味を盗んでもらえとか、何か指導していかなければ、本当に、私個人の意見になってしまいますけれども、すごく私はこの下郷町の飲食店に楽しませていただいているので、何とか残していってほしいのです。ただ自分の感想ですが、すみません。それを町として商工会にどのように指導していくのかというのをみんなで話し合って決めていってほしいです。

以上です。

○議長（湯田健二君）　町長、星學君。

○町長（星學君）　そのとおりだと思いますし、どうしてもその辺がスムーズにいっていないということは私も感じているのです。いかにそれをどのようにスムーズに進めていくかということは、まちづくりの一番肝腎なところだ。ですから、そのように私も考えておりますから、商工会との話合いも十分したいし、これだけ、160万人も観光客が入っているのに、それが運営でちょっと金を落としていく方法を、使ってもらう方法を考えれば、それは持続可能な地域になりますよ。それをやっぱり夢を捨てないでやっていくというのが我々の務めだと思います。そんなことですので、ご了解ください。

○議長（湯田健二君）　８番、星和志君。

○８番（星和志君）　頼もしい答弁ありがとうございます。

では、次の質問に移らさせていただきます。自然水利を活用した子どもの水遊び場の整備について。私が小さい頃は、川や沢など、身近な自然の中で友達と遊ぶことが当たり前でした。水の冷たさを感じながら魚を探したり、友達と声をかけながら遊んだりした経験は、今でも大切な思い出として残っております。自然の中で遊ぶことは、楽しい思い出をつくるだけでなく、危険な場所を知り、互いに助け合い、自然との関わり方を学ぶ機会でもありました。しかし、近年は水難事故や急な増水などへの不安から、子どもたちが自然の中で遊ぶ機会が少なくなってきています。安全を確保することは重要ですが、危険を理由に自然との接点まで失われることは、下郷町の豊かな自然を生かす上でも課題ではないでしょうか。本町の河川、湧水、農業用水などの自然水利を活用し、

子どもたちが安全に自然と触れ合える水遊び場や自然体験型プールを整備する考えはないか、町長の見解を伺います。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君）　大きな２点目の自然水利を活用した子どもの水遊び場の整備についてでございますが、子どもたちが身近な自然環境に触れ、水と親しむ機会を確保することは、自然体験を通じた健全な育成や地域の魅力を高める観点からも、大変意義深いものと認識をしております。一方で、河川や湧水などの自然水利を活用した水遊び場の整備におきましては、人工の親水施設とは異なり、自然環境特有の課題がございます。

まず、第１、安全性の確保と管理責任の問題でございます。自然水利は、急激な降雨による水量の急増や水質、水温の変化、川底の地形変化など、天候や季節によって予測困難な危険が伴います。万が一の事故に対する安全対策や公有物管理上の責任の範囲につきましては、極めて慎重な検討が必要となります。

第２に、権利関係及び法的な手続でございます。自然水利の多くは、河川法や農業用水に関する関係法令の適用を受けており、水利権者や河川管理者、さらには近隣の地権者等の協議や調整に多大な期間と手続を要します。

第３に、維持管理体制の確保でございます。定期的な清掃や水質調査、増水後の安全確認など、日常的な維持管理には持続的な費用と人的体制が必要不可欠となります。

このような自然水利を活用した環境整備に解決すべき課題が多くございますので、まずは養鱒公園いこいの広場に設置されている憩いの水辺や、戸石川に整備されている親水広場のような既存施設を下郷町らしい水遊び、自然体験の場として利用していただくために、関係機関と協議し、安全の確保を第一に考えながら慎重に検討を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

この自然水利の関係については、水利を活用した水遊びは下郷町でも以前はやっていたのです、町の事業として。水遊びではなくて、魚つかみの部類に入るのかな。河川に魚を放流して、魚のつかみ取りをやったり、あるいは河川を利用してキャンプをしてみたりというのを養鱒公園を中心にやっていたこともあるし、いろいろな、昔は議員おただしのとおり、やっていたことは事実なのです。ですから、それができないかというような質問でございますが、現在は学校のプールも１か所ぐらいしか開放していないのです。川では絶対遊ぶなと、学校の指導なのです、これ。危険だから。その小中学校では守っているのだけれども、高校行ったら今度は水遊びして死亡事件が起きてしまうと。要するにそれは、川を知らないからなのです。小さいときから状況を知らない。そういうことで１名を亡くしてしまったということもございます。我々小さいときも、子どもたちが一緒に遊んで、水遊びして亡くなってしまったというのも何件かあったのですが、それは昔の話で、現在はやっぱり学校の指導と、教育上の指導としては、自然の河川では遊ぶなよということが徹底されております。そういう中でそういう事故が起こってしまうことは当然だと思います、川を知らないのですから。流れがどのように流れているのかというのを知らない。

ですから、その辺はご理解いただければというふうに思いますが、ただ以前町でやっていた事業等については、いろいろな、学校だとか、地域の人、保護者、そういう人たちで協力すればできるような感じはします。私も担当者としてやっていたときもあるし、補助としてやっていたときもあるので、その辺をどのように捉えるかなのだ。いや、これは危険だから、やめましょうというのか、ぜひ体験をしていただきたいということが多いのか、その辺はまだこの場では申し上げませんけれども、以前やっていたことについては実際行っていましたから、それは質問者に答弁させていただいて、今後についてはなおさら協議が必要だと、こう思います。

○議長（湯田健二君）　８番、星和志君。

○８番（星和志君）　以前は川の隣でキャンプとか、また魚のつかみ取りとかやっていたみたいで、それ復活してくれたらいいなと今感じました。そして、答弁の中でも養鱒公園をまず使っていけたらいいなということで、私もそれを次の質問で聞こうと思っていたのです。そうすれば、初期のコストを抑えて、そしてゴーカートもでき、釣りもできます。さらに、あそこにキャンプもあれば、町民以外も、やはり外貨を稼げるようになってくると思うのです。そして、さらにはこの工事に関して、この先公共工事が減少していく中で、１回限りで終わる大型工事ではなくて、町内の建設業者や土木業者が持っている高度な技術力で、人材を継続的に生かす仕組みができるのではないかと思いました。そして、設計、施工から毎年の維持管理、段階的な改修まで一貫して地元業者が行う未来への公共投資としてこの事業はどうかなと思って質問しましたが、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君）　和志議員の質問にお答えしたいと思いますが、非常にいい考えであることを私もつくづく思っています。要するに大川ふるさと公園の管理は、会計年度任用で５名サイクルでやっています。それから、植栽管理は夏場と冬場で業者に委託しています。そうしますと、養鱒センター、観光公社で行っている事業は、それでは業者に任せてやるということも必要なのではないかと、管理はね。だから、収支管理から、そういうものを管理して出せば、子どもたちが水遊びができるような方法でやってくださいよと言えば、２か月ぐらいの管理だから、夏場は。子どもたちは喜びます。

そして、将来的には落合にインターチェンジができるのです。道路網の整備等、そうした整備をしていくことによって、将来の見通しが明るくなるのだ、あの場所は。若松が30分ぐらいで行けてしまうという条件になるし、そのような公園施設がないのだ、会津管内で。みんな閉鎖していった、赤字で。だけれども、やっぱり下郷町ではマスを利用したというか、活用した振興をやっているわけですから、それはなくさないでやりたいということが私の考えですので、将来的にはそういうところが非常に子どもたちの遊び場になってくるのかなと。

先々週でしたか、課長会議ではこれから子どもたちの予算にいっぱいつけてもらいたいということは申し上げましたけれども、９年度予算ではどのような形で現れるかどう

かは、それは私のところではまだ考えていませんけれども、そうした事業に投資すると、遊具に投資するということは、これからまちに若い人が残ってくれるための一つの手段ではないかと、こう思っていますので、ご理解をお願いしたいと、こう思います。

○議長（湯田健二君）　残り４分となります。質問者、答弁者ともに簡潔にまとめるよう努めてください。

８番、星和志君。

○８番（星和志君）　町長のすごく前向きな意見、すごくありがたく、頼もしかったです。やはりこのプールとか遊び場に行くには、郡山とかの流れるプールとかに行って、１時間半かけて、ガソリン代もかけて、昼食も全部町外に流れてしまうのです。これもったいないなと思って、むしろこれ、そこを造れば倍以上稼げるなと思って、この事業をやっていただきたいなと思って提案しました。そして、これが成功すれば、周りに小さい産業がどんどん生まれていって、さらに収益が増加するポジティブスパイラルですか、デフレスパイラルの逆の、になっていくと考えるのですが、今町長もすごく前向きな姿勢だったので、ぜひぜひかなえていただきたいと思います。

そして、お金がない場合、予算がない場合、予算がないからできないという答えだと思っていたのですけれども、そういった場合の質問したかったのですが、ちょっとお聞きしたいです。１級河川、２級河川を民間で水利を引いて、事業、ＮＰＯでもいいですけれども、利益度外視でやるとしたら、どういった申請や許可が必要になってくるのですか。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君）　河川の話が大きくなった。１級河川、２級河川って普通河川で分かれているのだけれども、町の管理するものについては活用できると思いますが、やっぱり県管理、国管理になってくるから、難しいね。ただ、山形県の肘折温泉の村なのだけれども、その村長さんは、１級河川だか２級河川だか分からないけれども、そこに小水力発電を造ったと自慢していた。いや、これは大したものだなと、国が管理する、県が管理するものに小水力発電、砂防ダムをつけてしまった。10億円かかったということで、10億円をかけてやるべき仕事なのか、それは分かりませんよ、ほかの町村だけれども。だから、そういうこともできないわけではない。だけれども、難しい、今の段階。そう思います。

以上です。

○議長（湯田健二君）　よろしいですか。答弁漏れはございませんか。

○８番（星和志君）　はい。

○議長（湯田健二君）　これで８番、星和志君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第２　休会の件

○議長（湯田健二君）　日程第２、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日９月９日は議案思考のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君）　異議なしと認めます。

したがって、明日９月９日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議は９月11日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（湯田健二君）　配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君）　配付漏れなしと認めます。

本日はこれにて散会します。

本日はご苦労さまでした。（午後　２時２２分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和８年９月８日

下郷町議会議長

同　署名議員

同　署名議員

令和８年度下郷町議会９月会議会議録第３号

招集年月日	令和８年９月７日			
本会議の日程	令和８年９月７日から９月１１日までの５日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和８年９月１１日　午前１０時００分	議長	湯田健二
	散会	令和８年９月１１日　午後　２時１３分	議長	湯田健二
応招議員	１番　渡部哲 ３番　佐藤勤 ５番　猪股謙喜 ７番　大竹浩治 ９番　星邦一 １１番　星能哲		２番　星昌彦 ４番 ６番　小玉智和 ８番　星和志 １０番　山名田久美子 １２番　湯田健二	
不応招議員	なし			
出席議員	１番　渡部哲 ３番　佐藤勤 ５番　猪股謙喜 ７番　大竹浩治 ９番　星邦一 １１番　星能哲		２番　星昌彦 ４番 ６番　小玉智和 ８番　星和志 １０番　山名田久美子 １２番　湯田健二	
欠席議員	なし			
会議録署名議員	５番　猪股謙喜		６番　小玉智和	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長　星學 参事兼総務課長　湯田英幸 税務課長兼会計管理者　室井俊之 健康福祉課長　只浦孝行 参事兼建設課長　玉川武之 教育次長　玉川清美 農業委員会事務局長　星宏明		副町長　室井哲 総合政策課長　佐藤英勝 町民課長　猪股朋弘 農林課長　星敦史 教育長　湯田嘉朗 代表監査委員　五十嵐浩	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長　荒井康貴 書記　斎藤奈津美		書記　室井徳人	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和８年度下郷町議会９月会議議事日程（第３号）

期日：令和８年９月１１日（金）午前１０時開議

開　　議
日程第　１　　報告第　９号　令和７年度下郷町健全化判断比率等について
日程第　２　　議案第　９号　令和７年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　３　　議案第１０号　令和７年度下郷町簡易水道事業会計決算の認定について
日程第　４　　議案第１１号　令和７年度下郷町農業集落排水事業会計決算の認定について
日程第　５　　議案第１２号　副町長の選任について
日程第　６　　議案第１３号　令和８年度下郷町一般会計補正予算（第３号）
日程第　７　　議案第１４号　令和８年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第　８　　議案第１５号　令和８年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第　９　　議案第１６号　令和８年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第１０　　議案第１７号　令和８年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算（第１号）
追加日程第　１　請願・陳情
　委員会報告
　（総務文教常任委員会）
　陳情第２号　地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情
追加日程第　２　町長提案理由の説明
追加日程第　３　議案第１８号　令和８年度下郷町一般会計補正予算（第４号）
追加日程第　４　議員提出議案第２号　地方財政の充実・強化を求める意見書提出について
散　　会

（会議の経過）

○議長（湯田健二君）　おはようございます。

始まる前に、議会事務局長より発言を求められておりますので、これを許可します。

議会事務局長、荒井康貴君。

○議会事務局長（荒井康貴君）　おはようございます。令和７年度下郷町歳入歳出決算審査意見書に一部誤りがありましたので、本日開会前に訂正させていただきました。今後このようなことがないよう対応してまいりますので、この場をお借りしましておわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（湯田健二君）　ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前１０時００分）

お知らせいたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第１　報告第９号　令和７年度下郷町健全化判断比率等について

○議長（湯田健二君）　日程第１、報告第９号　令和７年度下郷町健全化判断比率等についての件を議題とします。

本件について説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　おはようございます。

それでは、議案書の１ページを御覧ください。報告第９号　令和７年度下郷町健全化判断比率等についてでございますが、本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定に基づき、一般会計等の普通会計に係る健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率について、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものであります。

２ページの表を御覧いただきまして、実質赤字比率でありますが、これは一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。令和７年度の一般会計等の実質収支額は５億2,430万8,000円の黒字決算となりましたので、同じく２ページの（２）、個別意見、①、実質赤字比率についてでは、令和７年度の実質赤字比率は算定されないとの意見をいただいております。

次に、３ページ、②、連結実質赤字比率でありますが、これは全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。令和７年度の全会計の実質収支額は７億9,478万6,000円の黒字決算となりましたので、３ページの②、連結実質赤字比率についてでは、令和７年度の連結実質赤字比率は算定されないとの意見をいただいております。

次に、③、実質公債費比率でありますが、これは一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でございます。令和７年度の実質公債費比率は5.9％となっており、③、実質公債費比率についてでは、早期健全化基準の25％と比

較するとこれを下回っているとの意見をいただいております。

次に、④、将来負担比率でありますが、これは一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。算定された将来負担額は45億1,945万5,000円、それに対する充当可能財源等は66億6,714万6,000円でありましたことから、④、将来負担比率についてでは、令和７年度の将来負担比率は算定されないとの意見をいただいております。

同じく３ページとなりますが、（３）の是正改善を要する事項につきましては、特に指摘すべき事項はないとの意見をいただいているところであります。

次に、４ページを御覧ください。中段にあります表の資金不足比率でありますが、これは公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率でございます。（２）の個別意見では、①の簡易水道事業会計、②の農業集落排水事業会計ともに資金不足が発生しないため資金不足比率は算定されず、良好な状態にあると認められるとの意見をいただいており、（３）の是正改善を要する事項につきましては、特に指摘すべき事項はないとの意見をいただいているところであります。

以上、ご説明を申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

１番、渡部哲君。

○１番（渡部哲君）　ちょっとお伺いしたいのですけれども、健全化の基準というのは、これはどのようにして算定しているのかちょっと分からないので、教えていただきたいと思います。

○議長（湯田健二君）　総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　ただいま１番、渡部哲議員の質問にご回答いたします。

計算式におきましては、かなり複雑な式となっておりますので、この場でちょっと言葉で説明するのは難しいと思います。ですから、この４つの中身を分かりやすく説明させていただきますと、（１）の実質赤字比率と申しますのは、一般会計を対象とした実質赤字があるかないかということでございます。一般会計の中で赤字があれば、この横棒のところに数字が上がってきます。でも、今回、下郷町は黒字でございますので、ここは横棒の表示となっております。

続きまして、連結実質赤字比率に関しましては、一般会計だけではなくて全会計を対象とした中身の実質赤字があるかないかというところでございます。こちらに関しても黒字という形になっておりますので、横棒で表示。

実質公債費比率につきましては、借入額の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものでございます。今回、町としては5.9％。これが高くなってきますと、例えば18％以上になると、借入額の制限等を受けますが、そういうレベルには全く達していないという中身で、健全であるという判断をいただいております。

最後の将来負担比率につきましては、地方債等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の額の大きさを指標化しまして、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかというところの数字になります。こちらにつきましても、横棒という表示になってお

りますので、数字が算定されておりませんので、健全であるという中身で、その右側の早期健全化基準、またその右側の財政再生基準、こちらも去年、多分質問にお答えしたと思うのですが、早期健全化基準というのは、一般に注意ライン、イエローカードレベルのラインで、財政再生基準というのがレッドカード、警告ラインというところの指標になるという説明をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（湯田健二君）　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第９号　令和７年度下郷町健全化判断比率等についての件を終わります。

日程第２　議案第　９号　令和７年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第３　議案第１０号　令和７年度下郷町簡易水道事業会計決算の認定について

日程第４　議案第１１号　令和７年度下郷町農業集落排水事業会計決算の認定について

○議長（湯田健二君）　この際、日程第２、議案第９号　令和７年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についての件から日程第４、議案第11号　令和７年度下郷町農業集落排水事業会計決算の認定についてまでの３件を一括議題といたします。

本件につきましては、決算審査意見書が提出されておりますので、説明を求めます。

代表監査委員、五十嵐浩君。

○代表監査委員（五十嵐浩君）　おはようございます。それでは、令和７年度下郷町歳入歳出決算等の審査についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第２項及び地方公営企業法第30条第２項の規定により、令和８年７月15日審査に付された令和７年度下郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算を下郷町監査基準に準拠し審査した結果について、次のとおり意見書を提出しますということで、読み上げて報告に代えさせていただきます。

１ページです。令和７年度下郷町各会計決算審査意見書です。１、審査の方針、２、審査対象の会計、３、審査の期間については、読み上げを省略させていただきます。

２ページです。４、審査の結果。読み上げに際し、表の中、括弧の中については省略させていただきます。１、決算の概要でございます。（１）、歳入歳出の状況。令和７年度一般会計及び特別会計合計額の決算状況は、次の「表１　決算額の総額」、「表２　決算額の対前年度比」及び「表３　実質収支の状況」に示すとおり、総合計額は歳入が72億3,762万9,000円、歳出が65億295万8,000円で、前年度に比べ歳入が１億1,262万2,000円、歳出が6,483万2,000円それぞれ増加しており、歳入歳出差引き７億3,467万1,000円の剰余金が生じております。

なお、本年度の剰余金７億3,467万1,000円から繰越財源6,905万9,000円と前年度の実

質剰余金６億7,924万7,000円を差し引いた単年度収支額は1,363万5,000円の赤字となっております。

３ページです。（２）、一般会計の決算状況。令和７年度一般会計の歳入歳出決算額は、歳入が54億7,647万9,000円、歳出が48億8,311万2,000円で、歳入歳出差引き５億9,336万7,000円の剰余金が生じております。

なお、本年度の剰余金５億9,336万7,000円から繰越財源6,905万9,000円と前年度の実質剰余金５億5,793万円を差し引いた単年度収支額は3,362万2,000円の赤字となっております。

４ページです。次に、歳入歳出の各款別の状況は、次の「表４　歳入・歳出の款別状況」のとおりでございます。

５ページです。（イ）、歳入でございます。歳入決算額は54億7,647万9,000円で、前年度に比べ１億2,336万6,000円増加し、予算現額に対する執行率は97.4％となっております。町税は、前年度に比べ１億1,973万6,000円増加しております。地方交付税は、普通交付税が747万2,000円、震災復興特別交付税が189万円増加した一方で、特別交付税が除排雪経費に対する交付額の減少などにより8,386万6,000円減少したため、全体で7,450万4,000円減少しております。国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が3,920万9,000円、社会資本整備総合交付金事業国庫補助金が4,065万7,000円減少したことなどにより、全体で6,150万6,000円減少しております。町債は、し尿処理施設整備事業や大川ふるさと公園整備事業により過疎対策事業債借入額が増加したことや、農業水利防災事業や道路防災事業により緊急自然災害防止対策事業債借入額が増加したことなどにより、全体で１億5,070万4,000円増加しております。

（ロ）、歳出でございます。歳出決算額は48億8,311万2,000円で、前年度に比べ9,556万3,000円増加し、予算現額に対する執行率は86.9％となっております。衛生費は、し尿処理施設整備事業の実施により南会津地方広域市町村圏組合負担金が増加したため、全体で7,462万9,000円増加しております。農林水産業費は、農業施設工事や林道改良工事の事業費の増加により、全体で8,990万7,000円増加し、土木費は、除排雪や橋梁補修工事の事業費の減少により4,267万4,000円減少しております。

６ページです。（３）、特別会計の決算状況でございます。国民健康保険特別会計等３つの特別会計が設置されており、その決算総額は歳入が17億6,115万円、歳出が16億1,984万6,000円で、前年度に比べ歳入が1,074万4,000円、歳出が3,073万1,000円それぞれ減少しております。

各特別会計の決算状況の概要は次のとおりでございます。①、国民健康保険特別会計。国民健康保険特別会計の決算状況は、次の「表５―１　国民健康保険特別会計の決算状況」のとおりでございます。決算額は、前年度に比べ歳入が2,086万7,000円、歳出が1,711万8,000円、それぞれ減少しております。

また、この制度の加入者である被保険者数の推移は、次の「表５―２　国民健康保険被保険者数の推移」のとおりでございます。令和７年度中は34人の減少となりました。

７ページです。国民健康保険税収入の推移については、次の「表５―３　国民健康保

険税収入の状況」のとおりでございます。令和７年度末の収入未済額は1,491万1,000円となり、前年度に比べ2,636万1,000円減少しております。

②、後期高齢者医療特別会計。後期高齢者医療特別会計の決算状況は、次の「表５―４　後期高齢者医療特別会計の決算状況」のとおりでございます。また、後期高齢者医療被保険者数の推移は、次の「表５―５　後期高齢者医療被保険者数の推移」のとおりでございます。令和７年度中は18人の減少となりました。

８ページです。後期高齢者医療保険料収入の推移については、次の「表５―６　後期高齢者医療保険料収入の状況」のとおりでございます。

③、介護保険特別会計。介護保険特別会計の決算状況は、次の「表５―７　介護保険特別会計の決算状況」のとおりでございます。決算額は、前年度に比べ歳入が48万5,000円増加し、歳出が2,325万4,000円減少しております。

介護保険料収入の推移については、次の「表５―８　介護保険料収入の状況」のとおりでございます。収入済額は１億5,263万6,000円、収納率は92.7％となっております。収入未済額は、前年度に比べ43万3,000円減少し、1,089万3,000円となっております。高齢化社会の進展に伴い、今後もサービスの利用増が見込まれることから、収納率向上とともに計画的かつ安定的な財政運営に努められたいと存じます。

９ページです。（４）、公営企業会計の決算状況でございます。簡易水道事業会計と農業集落排水事業会計の２つの公営企業会計が設置されております。各公営企業会計の決算状況の概要は次のとおりでございます。

①、簡易水道事業会計。簡易水道事業会計の決算状況は、次の「表６―１　簡易水道事業会計の決算状況」のとおりでございます。

簡易水道使用料の収納状況は、次の「表６―２　簡易水道使用料の収納状況」のとおりでございます。収入未済額は、現年度分と過年度分を合わせて7,738万6,000円となり、前年度に比べ107万9,000円増加しております。使用者負担の公平性を確保するためにも、さらなる徴収努力を望みたいと存じます。

簡易水道事業会計の事業状況は、次の「表６―３　簡易水道事業会計の事業状況」のとおりでございます。給水戸数は43戸減少しております。

10ページです。簡易水道事業関係公債費の状況は、次の「表６―４　簡易水道事業関係公債費の状況」のとおりでございます。年度末における公債費残高は４億1,708万9,000円と、前年度に比べ8,744万1,000円減少しております。

②、農業集落排水事業会計。農業集落排水事業会計の決算状況は、次の「表６―５　農業集落排水事業会計の決算状況」のとおりでございます。

農業集落排水使用料の収納状況は、次の「表６―６　農業集落排水使用料の収納状況」のとおりでございます。

農業集落排水事業会計の事業状況は、次の「表６―７　農業集落排水事業会計の事業状況」のとおりでございます。加入戸数に変動はございません。

11ページです。農業集落排水事業関係公債費の状況は、次の「表６―８　農業集落排水事業関係公債費の状況」のとおりでございます。年度末における公債費残高は3,199万

円と、前年度に比べ332万9,000円減少しております。

12ページです。財政の運営状況。財政運営の状況を示す基本的指標の一つである経常一般財源の状況及び性質別決算額の状況並びに実質公債費比率の状況は次のとおりでございます。

（１）、経常一般財源の状況。令和７年度における経常一般財源の収入額は、次の「表７　経常一般財源の推移」に示すとおり、総額34億7,328万2,000円で、前年度に比べ１億2,579万円増加しております。

13ページです。（２）、歳出の性質別状況。歳出決算額を経費の性質別に区分すると、次の「表８　性質別決算額の状況」のとおりでございます。性質別決算額の構成を見ますと、義務的経費34.8％、投資的経費15.1％、その他の経費50.1％となっております。義務的経費の決算額は17億120万3,000円となり、前年度に比べ842万2,000円減少しております。人件費の決算額は、給与改定などにより2,953万7,000円増加し、扶助費の決算額は、低所得者支援及び定額減税補足給付金の事業費の減少などにより3,677万8,000円減少しております。公債費の決算額は４億2,044万1,000円となり、前年度に比べ118万1,000円減少しております。

14ページです。投資的経費の決算額は７億3,760万6,000円となり、前年度に比べ１億2,856万1,000円増加しております。主なものとして、普通建設事業費の決算額が１億2,992万4,000円増加しており、その要因は除雪機械の購入や農業施設工事などの増加によるものであります。その他の経費の決算額は24億4,430万3,000円となり、前年度に比べ2,457万6,000円減少しております。主なものとして、維持補修費が除排雪経費の減少などにより6,312万3,000円減少しております。また、積立金の決算額が１億319万4,000円減少しており、その要因は財政調整基金及び公共施設等整備基金への積立金の減少によるものであります。

（３）、実質公債費比率の状況。実質公債費に関する状況は、次の「表９　最近５年間の実質公債費の状況」のとおりでございます。令和７年度決算における実質公債費比率は5.9％となり、前年度と同水準を維持しております。公債費の増大は財政硬直化要因の一つであり、将来にわたる財政の健全性の確保に十分配慮し、今後とも起債導入には慎重な取組が望まれると存じます。

以下の文言の説明文に関しては、読み上げを省略させていただきます。

15ページです。３、財産管理の状況でございます。下郷町公有財産、物品及び基金の状況は、適正に整備、管理されております。令和７年度中の主な増減は、次のとおりでございます。

（１）、土地に関しては増減ございません。

（２）、建物に関しても増減はございません。

（３）、基金運用状況。基金の決算時の現在高は、次の「表10―１　基金運用状況」のとおりでございます。基金の総数は16であり、本年度の積立金は３億8,593万1,000円、取崩し額は２億5,344万3,000円、差引き１億3,248万8,000円の増加となり、令和７年度末現在高は35億8,475万1,000円となっております。また、財政調整基金の年度末残高の

推移は、次の「表10―２　財政調整基金の推移」のとおりでございます。本年度末の残高は19億2,297万8,000円となっております。

16ページです。（４）、公金の保管状況。公金は、次の金融機関に預け入れ、管理されていることを確認しております。内訳は、次の「表11　金融機関別内訳」のとおりでございます。

大きな４番、財政指標。財政状況を示す主な指標の推移は、次表のとおりでございます。

17ページです。５、総括意見でございます。①、令和７年度一般会計各特別会計の歳入歳出決算額及び公営企業会計の決算額は、関係諸帳簿及び証書類と合致しており、決算計数は正確であると確認しております。

②、歳計現金についても、関係諸帳簿及び現金、預金等を照合した結果、誤りはございません。

③、財産は、関係諸帳簿及び証書類と符合しており、管理も良好なものと認められました。

④、歳入歳出とも違法、不当なものは見当たりませんでした。

⑤、予算執行及び経理事務は、適正に処理されております。

債権の取扱いについてでございます。昨年度も引き続き改善に向けて検討するようお願いしておりました町税等徴収対策連絡会議の開催については、公債権及び私債権の各分科会が開催されました。公債権においては長年懸案であった介護保険料の不納欠損処分がされるなど、滞納額圧縮の第一歩となったと評価したところでありますが、町民に対する公平性や財源確保の観点から、滞納を発生させない努力とともに時効による不納欠損処分とならないための事務手続についても改めて検討するようお願いいたしました。

監査資料の作成についてでございます。この件に関しましては、昨年も指摘したところでありますが、今回の決算審査においても、監査資料の訂正が若干見受けられました。提出の際は、各課において十分チェック機能を働かせることにより単純な誤りを防ぐことは十分可能ですので、改善を図っていただきたいと思います。

休暇簿と出勤簿の整合性についてでございます。今回の決算審査において提出のあった休暇簿及び出勤簿を確認したところ、休暇簿には遅参、早退の届出が記載されているにもかかわらず、出勤簿には当該内容が反映されていない事例が複数見受けられました。出勤簿は勤務実績を証明する重要な公文書であり、適正な管理が求められます。今後は、休暇簿との整合性を十分確認し、記載漏れや記載誤りが生じないよう、適正な事務処理を徹底してください。

今回の決算審査において指摘された事項は、速やかに改善するとともに、柔軟に事務事業を見直す姿勢を持ち、限られた予算で最大の効果を発揮され「魅力あふれる未来へつなぐまち」が実現されますよう期待をいたします。

以上でございます。

○議長（湯田健二君）　これから質疑を行います。

なお、質疑に対する答弁は、決算を議会の認定に付するため、提出者である町長及び決算審査意見書を提出されました監査委員に対し求めますので、ご了承願います。

ご質疑ございませんか。

８番、星和志君。

○８番（星和志君）　決算審査意見書についてなのですが、４ページの財産収入が185.7％増とあるのですが、ページ15になると、財産管理の状況で、土地、建物、増減なしとあるのですが、これの説明をお願いします。事務報告書には、どこにこの記載があるのかも教えてください。

あと、18ページの保育料、使用料が去年度と動きがないのですが、これはいつから滞納されているのか教えてください。

水道使用料も毎年高額な滞納があるのですが、これはただただ滞納なのか、それとも漏水関係なのか。債権の回収はどのように行って、相手方の反応はどうなのか教えてください。

事務報告書はまた別ですか。

（「一緒でも」の声あり）

○８番（星和志君）　一緒でいいのですか。

（何事か声あり）

○８番（星和志君）　事務報告書も。

（「一括だから」の声あり）

○８番（星和志君）　では次、事務報告書になりまして、18ページの企業支援事業なのですが、これ実績ゼロなのですが、こちら実績ゼロということは企業が求める形になっていないのではないかと思いますが。そして、去年は意見交換会を行っていたそうですが、今年はされていなかったのかどうか教えてください。

あと、次が事務報告書の68ページの（７）の在宅介護支援センター事業なのですが、これ委託して実施したとあるのですけれども、このように委託事業者の補助団体などもこういったように詳しく載せるべきではないかということを質問します。

次が134ページの町営住宅使用料調定収入状況調書なのですが、これ最近話題の、ＳＮＳで話題の東京都の消費税未納問題になるのですが、こちらは本町はどのようになっているのか教えてください。

あと、次が156ページの催事等の実施状況、文化祭、芸能祭とかあるのですが、こちらもさっきと同様に補助事業だと思われるのですが、詳しく報告されているので、これも同じく全ての団体に一律こうするべきだと、このように報告すべきだと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　最初の質問の財産収入の件についてでございます。主たる中身は、除雪ドーザの購入ということで、家屋等の中身には含まれていないということでご了解願います。事務報告書で申しますと、それは事務報告書の11ページ、この１

番、物品購入の備品購入費のところに計上してございますので、ご了解願います。

（何事か声あり）

○議長（湯田健二君）　総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　失礼しました。収入のほうでございますので、除雪ドーザはドーザでも、売払いの収入でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君）　健康福祉課長、只浦孝行君。

○健康福祉課長（只浦孝行君）　ただいま８番、星和志議員の質問にお答えいたします。

決算審査の18ページでございます。保育料の件でございますが、これは令和３年から７年までの件数ということで、ゼロ件になっております。ただし、７年度末滞納件数、こちら11件につきましては、平成３年から平成29年度までの滞納の件数とそれから金額となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、事務報告書の68ページでございますが、こちらの（７）番の在宅介護支援センターということで、この本事業につきましては下郷町の社会福祉協議会の委託事業ということでございまして、こちらこのように詳しくということでよろしかったですか、ご要望ということで。ありがとうございます。

以上でございます。

○議長（湯田健二君）　建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君）　８番、星和志議員のただいまのご質問にお答えしたいと思います。

水道使用料並びに町営住宅の使用料という形で、こちらの滞納されている方には納付誓約書という形で書いていただきまして、毎月なり、相手方の事情によりますが、その都度お伺いしながら徴収しているというような内容でございます。ただ、ご指摘のとおり若干増加傾向という形でありますが、この辺は私どもでも何ともあれなのです。今物価高騰であり、いろんな形で生活が苦しくなっておりまして、当然税のほうを一緒に優先して取っている場合もございますので、そういった部分の結果も表れているのかなと存じております。なお、引き続き納付相談会開いておりますので、こちらで納付者と相談しながら、少額でも納めていただくというふうに行っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

あともう一点、ＳＮＳの関係の消費税の関係絡みですか。水道使用料、あと農集に関しましても、事業の中で消費税はお支払いしておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（湯田健二君）　総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君）　ただいまの星和志議員のご質問にお答えをさせていただきます。

事務報告書18ページにございます企業支援事業のほう、実績がないということは企業のニーズに応えていないのではないかというふうなお話でございました。まさにおっしゃるとおりの部分あろうかと思います。２件、今現在準備してございまして、上段の労働環境整備補助金につきましては、令和５年、令和３年にそれぞれ実績はございまして、

ある一定程度の需要はあるのではないかというふうに見込んでおりますので、今後もＰＲのほうを進めてまいりたいと考えております。

２点目の若者雇用奨励金につきましては、今年度、令和８年度に要件のほうを一部緩和いたしまして、以前ですと中途で辞められた方、離職された方の分は返還していただくというような形で制度のほうを組んでおったのですが、それを改めまして、精算払い、要は実績があったものに対してお支払いするという形になりますので、企業のほうが返還金を生ずることのないように制度のほうを改めております。こちらのほうを含めまして、企業訪問のほうを定期的に実施しておりまして、今事務報告書のほうには記載はされておりませんが、日常的にこういった事業のほうのＰＲのほうは行っておりますので、改めてこちらのほうの記載は、事務報告書への記載のほうは行っておりませんでしたので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（湯田健二君）　教育次長、玉川清美君。

○教育次長（玉川清美君）　８番、星和志議員のご質問で、文化祭と芸能祭等の詳細についてということでよろしかったでしょうか。こちらにつきましては、156ページに文化祭関係、（１）、（２）、（３）、展示内容記載ございまして、こちらの一般の補助に関しましては事務報告書147ページの３番、社会教育関係団体の育成ということで、文化祭実行委員会の補助金を107万3,016円支出しておりまして、その中での配分でやりくりしているような形になっております。

157ページの芸能祭出演状況に関しましても、こちら同じく147ページの下郷町文化協会への補助金の中での中身となっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君）　８番、星和志君。

○８番（星和志君）　今教育委員会からおっしゃっていただいたのは、このように皆さん一律に報告をお願いしたいということを言っていました。すみません、分かりづらくて。

そして、財産収入は売払いの除雪ドーザということで承知しました。

そして、保育料が平成３年から平成29年の滞納分だということなのですが、これまだ徴収できる見込みがあるから載せているのか、それか、これもうできないのであれば不納欠損にしてしまったほうがいいのではないかということを指摘します。

そして、水道使用料は納付誓約書とか納付相談会で今後対応していくということなのですが、これさっき監査委員の意見書でも公平性というのは何度もうたわれているのですけれども、公平性を持つならば何か公的サービスの制約とか今後考えなければいけないのかなと思いました。

あと、18ページの企業支援、これはブラッシュアップされているというか、年々よくなっているということで、精算払いになったり、座談会は日常的に行っているということで、実績あるなら、これ記してほしいなと思います。

そして、68ページも、一律このように表示してほしいということです。

そして、町営住宅の使用料の消費税、東京都と同じ問題なのですけれども、これの答弁いただいていなかったのですが、水道料は消費税いただいているということで、これ町側が消費税を支払っているかということだったのですが、その答弁、ちょっと抜けていたのでお願いします。

以上です。

○議長（湯田健二君）　健康福祉課長、只浦孝行君。

○健康福祉課長（只浦孝行君）　ただいま８番、星和志議員のご質問でございますが、平成３年から29年までの保育料ということでございますので、ただいま星議員のほうからありましたとおり、今後調査、それから交渉とかも含めて処分ということで検討していければということで思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君）　建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君）　ただいま８番、星和志議員のご質問にお答えしたいと思います。

水道並びに農集に関しましては、公営企業会計になっておりますので、当然消費税発生しております。ただ、町営住宅については、下郷町は直営でやっておりますので、そちらについては消費税発生していないというふうに考えております。ただ、東京都の運用の中身がどういう形で消費税が発生しているのかなというのがちょっと今手元では分かりませんので、何らかの会計処理の中で公営企業になっているのか、その辺が私ちょっと今現在分かりませんので、ちょっとお答えできないのですが、町は消費税についてはお支払いしていないということでございます。

○議長（湯田健二君）　８番、星和志君。３回目です。最後です。

○８番（星和志君）　同じ地方自治体なので、同じ制度ではないのですか。今それはっきり調べていただきたいなと思います。家賃収入に関してなのですけれども。

（何事か声あり）

○８番（星和志君）　都営住宅は民間でやっていたということですか。

（何事か声あり）

○８番（星和志君）　では、形が、東京都の場合と形が違うということですか。それ調べていただいて、後ほどちょっと。

（何事か声あり）

○８番（星和志君）　これ調べていただきたいです、今。

○議長（湯田健二君）　全然システムが違うのだから。

建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君）　それでは、ちょっとお時間いただきまして、調べさせていただきたいと思います。大変申し訳ございません。よろしくお願いします。

○議長（湯田健二君）　３番、佐藤勤君。

○３番（佐藤勤君）　２つばかりちょっと質問させていただきます。

まず、監査のほうの報告のところの５ページの（イ）の歳入のところで、国庫支出金

等が13.9％の減少の中で、町税が前年度に比べまして12.7％増加しておる。喜ばしいことですが、その原因はどこにあるのか、簡単に分かれば教えていただきたいと思います。

次に、９ページを開いてください。９ページの下段の表６―３、水道事業会計の事業の状況等について書いてありますけれども、この中で年間配水量、そして年間有収水量の件でありますが、ちょっと難しい言葉が入っておりますけれども、有収率ということで47.5％と記入されておりますけれども、これは毎年同じような数字かなと思っておりますが、漏水等の原因なのかどうか、またその原因のほかに何か原因があるのかどうか。

そして、その47.5％が損失されているとすれば、金額に換算すればどの程度になるのか、ちょっと分かれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君）　税務課長、室井俊之君。

○税務課長兼会計管理者（室井俊之君）　ただいまの佐藤勤議員の意見書５ページの町税12.7％増加の要因についてお答えいたします。

こちらは、税収の中でも個人町民税におきまして大規模な株の譲渡所得の案件がございましたので、その影響が大きく影響しているというふうになっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君）　建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君）　３番、佐藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

９ページにございます簡易水道事業会計の事業状況という形で、有収率につきましては47.5％という形で、有収水量の年間配出量の比率でございます。年間配出量につきましては、いわゆる配水池から下に落ちてきた、配水池から落ちてきた総量でございます。あと、有収水量というのは、端的に申しますと料金に換算した水量でございます。ですので、約47％は料金に換算できますが、半分のパーセントについては漏水なり何らかの形で料金収入できないというような形でございます。もっと言いますと、使っていないと言えば、簡単に言えばそういう部分の料金収入以外の部分ということでございます。

あと、金額なのですが、あくまで……これは事務報告書のほうが分かりやすいかと思うのですが、簡易水道の136ページに供給の単価がございます。上のほうから５段目ぐらいにありますが、これに対して、ぱっと見ますと、この配出量を計算しますと約1,000万円弱になるのかなというふうに今頭の中で試算したところで申し訳ありませんが……失礼しました。１桁違いまして9,700万円くらいになるということでございます。

以上です。

○議長（湯田健二君）　３番、佐藤勤君。

○３番（佐藤勤君）　大体やはり個人は株式かなと思っておりますけれども、そのとおりかなと思います。

あと、漏水ということでよろしいでしょうか。それは原因は、なかなか縮まらないと思いますけれども、今どのように考えておるのか、その経過をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（湯田健二君）　建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君）　端的に申しますと漏水でございます。はっきり申しますと。

あと、漏水を直せば直すほど有収水量は上がるという形の考え方でよろしいかと思います。ただそれは、最終的に使用する量とも関わってまいりますので、その辺の絡みでこの数字があるということはちょっとご理解いただきたいと思います。

○議長（湯田健二君）　９番、星邦一君。

○９番（星邦一君）　事務報告で、２ページの財政規模の推移、これって平成元年以降の、元年を100とした場合の指数になっているのですよね。ということは、もう40年たっているのです。ですので、せめて10年、20年くらいにしていかないと、時代も変わって、何かぴんとこないのですが、この辺を踏まえてちょっと変えていったほうがいいのではないかなと私は思うので、その辺お願いします。

それと、先ほど８番議員が言った11ページの事務報告の中の物品購入費、これ備品購入費、17節で4,855万円とあるのですが、これ昨年ですと2,600万円ですか。ですから、2,000万円で購入した。これローダかなって、今来たのだけれども、多分それかなって思いました。

それと、59ページの生活環境に関する事務報告なのですが、（１）の環境美化の推進、これで毎月第１日曜日の町内一斉清掃とあるのですが、これ多分行政区のほうから人数は上がってくると思うのですが、４月から11月全地区やっているかというと、それは違うと思うのですが、ただ県下一斉というのが６月と７月があるのですが、この人数が800人と600人、こんなものなのかなというのが、これ間違いではないの。この数字が間違いかどうかちょっと、行政区から上がってくるものですから、多分そのようになったと思うのですが、その辺もお答えください。

それから、有害鳥獣。これ有害鳥獣、（１）の、これ昨年私ちょっと話聞いたのですが、板倉、成岡、萩原だっけ、あそこで柿の木を切りましたよね、何か猿が来るとか熊が来るとかといって。その伐採があったのだけれども、これに載っていないのだ、どこにも。見えないので、その辺もやっぱり載せるべきではないのかなと私は思うのです。実際町のほうでやったものだと思うのですので、その辺もお願いします。

（何事か声あり）

○９番（星邦一君）　成岡。区。

（何事か声あり）

○９番（星邦一君）　違う、違う。それとはまた別に、萩原と小池とどこか、３地区やったのです。

それと、105ページの農業振興に関する事項なのですが、これ中山間地域等直接支払交付金、それと115ページに載っかっている多面的機能支払交付金、これなのですが、私も今年の３月まで多面的の代表をやっていたのですが、ちょっと話聞いて、毎年抜き打ちで会計監査が入っていると思うのですが、何か国の補助金を返還しなければならないという地区が２地区あるという話を聞いたのですが、その辺をちょっと説明をお願いいた

します。

それと、116ページの、これ昨年も言ったのですが、ちょっと確認、これは確認なのですが、小野地区の用排、これ小野地区、田んぼ作っていないと思うのだけれども、これそれでも県の補助金の該当になっているのかどうか、この辺もちょっとお聞かせください。

それと、最後に農業委員会にちょっと聞きたいのですが、128ページに農政に関する事項の一番下、（５）の関係機関としての役割というものがあるのですが、これ今年推進委員会、農業委員延べ４名の参加ってあるのですが、昨年は推進委員と工事員と換地委員会だっけかな、延べ19名くらいの参加で会議開いたと思うのですが、今年は延べ４名ということは、会議何回やったか。あとは、その辺ちょっと教えていただければ。お願いします。

○議長（湯田健二君）　総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　ただいま質問ありました、まず２ページの財政規模の推移、こちらにつきましては、現在37年分ここに記載されております。実際財政サイドとお話は、ここ上がっていまして、確かに三十数年前の比較という中身が現実的でないというところは認識しております。ですので、次年度、例えばですけれども、令和元年からとか、そういう形で何らかの形で対応を変えていきたいという話は実際検討しておりますので、何らかの形、次年度以降お示ししたいと思います。

続きまして、11ページの備品購入費の増は、おっしゃられたとおり、除雪ドーザの購入でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君）　町民課長、猪股朋弘君。

○町民課長（猪股朋弘君）　９番、星邦一議員のご質問にお答えいたします。

事務報告書の59ページ、生活環境に関する事務ということで、毎月行われている、４月から11月になるわけですが、環境美化の推進ということでの人数に関して、その表の下に①、②で６月と10月の第１日曜日に町内一斉清掃ということで上げさせていただいております。こちらの参加人数につきましては、議員がおっしゃったように各行政区から上がってきた数字を合計したものでございます。上がってきていない行政区も多少あるのかなというところで、実際にはもっと人数はいるのかなとは自負しているところなのですが、取りあえず上がってきている部分の数字を上げさせていただいております。

以上です。

○議長（湯田健二君）　農林課長、星敦史君。

○農林課長（星敦史君）　今ほどの９番、星邦一議員のご質問にお答えいたします。

まず、１つ目の柿の木の伐採の件でございますが、実のなる木の伐採、その件に関しましては県の事業で、昨年度のみ単発で実施したものでございます。その後、４月の区長会のほうでも区長さんからのご意見等々、またそういう事業を実施してほしいという意見もあり、本年も春から、やはり一度皆さん見ていらっしゃいますので、何とかという意見のほうを町の方々からもいただいておりますので、現在実施している自治体等々も含めて、町でも何とかできるようにと検討しているところでございます。

続きまして、２つ目の中山間と多面的の返還金、交付金の返還についてでございますが、本年の４月30日と５月１日にそれぞれ各組織の代表と役員の方に役場までご足労いただきまして、その内容についてご説明を申し上げたところでございます。詳細としましては、令和７年の５月、国の会計検査院が下郷町に入りまして、その結果が令和８年３月の二十……すみません、ちょっと日付があれなのですが、二十四、五日頃だったと思うのですけれども、県を経由しまして返還金についての連絡が入っているところでございます。ただ、まだ県のほうでも今後どうするのかというところが決まっておらず、町のほうからも中山間に関しましては農政局経由で異議のほうを申し立てている状況でございます。なので、最終的に県のほうの予定もいろいろ立ててはいるようでございますが、はっきり文書等で確定しているものが来てございません。というところでございます。すみません、あと今その他の細かいもの等々、今手元に持ってきておりませんので、今私のほうからお答えできるのは、何分まだ金額が確定しているものではございませんので、ここまでとなります。申し訳ございません。

続きまして、116ページ、小野用水の件でございますが、これも県のほうに確認しましたところ、その水路の先にまだもともとの田畑があるということで、後にまた利用するとなった際に水がないのではという理由をもって実施しているとのことでございました。

以上でございます。

○議長（湯田健二君）　農業委員会事務局長、星宏明君。

○農業委員会事務局長（星宏明君）　今ほどの星邦一議員のご質問にお答えいたします。

事務報告書128ページの一番下、（５）番の部分でのご質問ということで、関係機関としての役割、大松川地区の農地整備事業、推進委員会、農業委員延べ４名の参加というようなご報告させていただいております。何回開催したのかというようなご質問だったと思われましたが、回数的には２回、それぞれ２名ずつ農業委員会の委員に出席していただいているところでございます。大松川地区の農地整備事業におきましては、農業委員、各部会ごとに担当を割り振りしておりまして、その部会が開催されるという段階におきまして、割り振った委員さんを会議に参加してもらうというような形で対応しているところでございます。

以上です。

○議長（湯田健二君）　９番、星邦一君。

○９番（星邦一君）　先ほど総務課長のほうから、やはり時代に合っていなく、令和なら令和ということで今進めているということで、今後そのようにしていただきたいと思います。

それと、有害鳥獣なのですが、やはり先ほど、今週かな、議会やっている最中、甲子道路のほうに熊が出たといって捕ってきたなんていう担当課の職員がいたのですが、今の熊がうんと痩せていたということは山に餌がないのです。ということで、人里のほうに多分下りてくると思います。ですので、やはり行政区のほうから、こういうのを切ってほしいとなったらば対応していただきたいと思います。それと、柿の木、いろんなも

の、栗の木もありますが、やはり空き家になっているとか、そういう場合もありますので、その辺も踏まえて行政区のほうにも連絡をしていただきたいと思います。

それとあと、農林課長が言った多面的、山間部かな、中山間のやつは、地元の方も心配していて、使ってしまったから自腹で払わなければならないのかななんていう話もあるので、その辺も踏まえてそういった情報を、やはりその地区地区に、その該当する地区のほうにはお知らせをしていたほうがよろしいのではないかなと思いまして、質問を終わります。

○議長（湯田健二君）　よろしいですか、答弁は。

○９番（星邦一君）　いいです。

○議長（湯田健二君）　10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君）　まず、総括意見のところで、17ページ、債権の取扱いについてで、介護保険料の不納欠損処分がされ、滞納額圧縮の第一歩となりましたというふうに監査委員のほうから報告がありました。やはり私がやっていたときもこういう債権というのは結構問題にはなったかと思うのですが、ただ一方、事務報告書のほうを見ますと、86ページのほうに、介護保険に関して109万8,845円、これを圧縮したということで、不納欠損をしたということになっているのですけれども、この不納欠損の対象となった人数、それから不納欠損した主な理由を教えていただきたいと思います。

それから、同じく事務報告書のところのページ14で、ふるさと大使の件なのですけれども、昨年、令和６年度と比較しますと、勇退された方、そして新たに任命された方、トータル１名減となっているのです。これに対して、事業費が増加しているのです。この内訳というものが、昨年はきちんと何に幾ら使ったというのを書かれていたのですけれども、今年それが書かれていないのです。11万円ぐらい増えているのかな。やはりその内訳というのをちょっと教えていただきたいと思います。

それから、ページ26、観光に関するところなのですけれども、ここに工事委託、それから指定管理補助とあって、観光業務としての観光ＰＲなど、観光協会とは別に町として実施したものはないのかどうか、その辺お伺いしたいと思います。

それから、62ページの社会福祉に関する事務のところで、社会福祉団体への助成として、社会福祉協議会と民生児童委員協議会事業の助成があります。どちらも県補助金がゼロなのです。どちらも町が全額補助を出しているのですけれども、これ令和６年度も同じなのですが、いわゆる県補助を受けないで今までやってこられたのか、それともたまにあるから、この欄というのを残しているのか、その辺をちょっとどうなっているのかお伺いしたいと思います。

それからあと、120ページの表のところで、10番、下郷町森林イノベーション推進協議会の30万円の事業というのを実施しているのですけれども、森林学習とか先進地視察とか行っているようですが、これぴったしと30万円で済んだのかどうか。この内訳というのはどのような形でやっているのか。ほかは、いわゆる人数掛ける幾らとか、１か月幾らとかという形でぴったしになる数字もあるのですけれども、やはりぴったしではないところというのは補助を出して、それに対して決算して出てくると思うのですけれども、

その辺の内訳ちょっと教えていただきたいと思います。

それとあと、146ページ、学校給食を提供する上で、地元下郷産の野菜などを食材に取り入れているかと思うのです。以前一般質問でも学校給食に地元産を使っているかって質問したことあるのですが、地元産できるだけ使っているということはおっしゃっていたのですけれども、取り入れているのであれば、どの程度取り入れているのか。

それから、小中学校は給食関係が報告されていますけれども、保育所のほうも、たしか自分のところで作ったりしているのではないかと思うのですが、それについての報告というのはなくてもいいのかどうか、その点お聞かせください。

それとあと、最後になります。163ページ、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に関する事務なのですけれども、私これ字が小さくてもう読めないのです。もう本当目がちかちかしてしまうぐらい。やはりせっかく国からの交付金があっていろいろと事業をされているわけですから、これに対してもうちょっと見やすく、もうちょっと字を大きくするとかしていただけないのかなというのは、これは要望でございます。

以上です。

ごめん、もう一つありました。先ほどの８番議員が言った件で、住宅の件なのですが、やはりこれ東京都と下郷町というのは、全く法令上違いがあるのかどうか、これきちんとやっぱり調べて、ここで報告していただかないと、やはり私たち決算認定をするということで資料を見ながらやっているわけですので、この点。やはり東京都の場合、外部監査からも指摘を受けていろいろと問題になっていると報道はいろいろされているのです。ですから、その辺、町にその辺、消費税は大丈夫だよというのであれば問題ないのですけれども、その辺やはりきちんと調べて、ここで報告願いたいと思います。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。健康福祉課長、只浦孝行君。

○健康福祉課長（只浦孝行君）　今ほど10番、山名田議員のご質問にお答えいたします。

先ほど介護保険の不納欠損というところでございますが、件数的には５名の方の不納欠損ということでございまして、長年不納欠損というものをやっておりませんでしたので、今回不納欠損の処理ということでございまして、理由につきましては介護保険法第200条の該当ということで、時効という形、全ての方、時効という形で不納欠損をしているということでございます。

それから、事務報告書の62ページの社会福祉に関する事務ということでございます。社会福祉団体への助成ということで、社会福祉協議会事業、それから民生児童委員協議会の事業ということで、こちら町補助金ということでやってございますが、それぞれ令和６年度につきましても町補助金ということでやってございます。こちらにつきましては、事業的に県補助金にございましたが、現在県の補助金ということでは実施していないということで、町補助金のみで実施しているということでございまして、中身の内容につきましてちょっと確認した中で、今資料がございませんので、後ほど答弁させていただきます。

以上でございます。

○議長（湯田健二君）　総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君）　ただいまの山名田久美子議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、事務報告書14ページにございますふるさと大使でございます。議員おただしのとおり、１名の方が減、１名の方が新任で委嘱のほうをさせていただいておりまして、プラス・マイナス・ゼロという形になるのですが、表の一番下の方、滝田由紀子様が７年度の新規の方になります。予算のほうなのですが、事業費26万3,320円ということで、こちらの内訳ということのご質問でございましたが、まず委嘱に関しまして、東京のほうにこちら大使の方がお住まいですので、東京までの町長と私の旅費と、あと委嘱した大使の方の旅費としまして１万4,720円、印刷製本代としまして、大使の方の名刺代になります。15万6,860円。あと、大使の方への謝礼ということで、町の産品のほうを送らさせていただいております。こちらのほうが６万9,000円。最後に、産品代の宅配便の送料になりますが、２万2,740円というふうな中身になっております。

以上でございます。

すみません、失礼しました。事務報告書26ページの町観光に関する行事のほうがないのかというふうなご質問でございましたが、申し訳ございません。当然町観光協会も含めて各種団体の方とイベント数多く、ＰＲ活動を行っておりますので、そちらのほう記載のほうを改めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君）　教育次長、玉川清美君。

○教育次長（玉川清美君）　10番、山名田久美子議員のご質問でございます。事務報告書146ページで、学校給食に関する事務の中で、地元の野菜をどれだけ取り入れているかというご質問でございますが、こちら栄養技師のほうが献立、メニューを作りまして発注しているわけですが、ほぼほぼ下郷町の野菜等を取り入れているところではございますが、詳細につきましては手元にデータございませんので、後ほど提示させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君）　農林課長、星敦史君。

○農林課長（星敦史君）　それでは、10番、山名田久美子議員のご質問にお答えさせていただきます。

事務報告書120ページの下郷町森林イノベーション推進協議会でございますが、これは令和７年度より協議会として活動を開始したものでございます。内容としましては、下郷町の約９割を占める森林を次世代へ引き継ぐべくと、林業中心の現場での作業中心の考え方から、それを違う視点で見て、最終的に森林の付加価値の向上や地域の活性化へつながることを目的とした事業を実施するという中身でございます。

令和７年度に関しましては、何分初めての協議会を設立した年でございますので、近隣の自治体でやっております森林資源を生かした先進地視察ということで、三島町さんや南会津で実施されております木育インストラクター養成講座、あと同じ南会津町で開催されております木育キャラバン等々に参加というものが主なものでございます。その中で、森林イノベーション推進協議会事業ということで、養鱒公園のほうでモルックな

どの遊具を通じた森林、林業の普及活動を図るという内容のほうで、令和７年度におきましては８回事業のほうを実施してございます。予算のほうでございますが、30万円に対して30万円となってございます。これは、収入として30万円でございますが、実質、支出した金額に関しては８万7,446円でございます。そこから21万2,000円ほどございますが、これは次年度、令和８年度のほうへ繰り越してございます。今現在、令和８年度において事業を実施するべく、会員の方々が内容の精査をして、実施する事業の内容をまとめているところでございます。なお、この会のメンバーに関しましては、今まではどちらかといいますと男性、もしくは林業に携わっている方でございましたが、この森林イノベーション会議におきましては今までの視点とはちょっと変えた視点で、山の手入れ等々を見ようということから始まっておりますので、全て女性の方で構成されてございます。

以上でございます。

○議長（湯田健二君）　総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　163ページの物価高騰対応の臨時交付金に関する記述の文字の大きさの件だと思うのですけれども、これ全体見渡しますと、やはりここのページって小さいというイメージがどうしても残りますので、ただ記載項目も結構多いものですから、創意工夫しまして、何とかポイント数を上げていくような努力したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君）　10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君）　総括意見のところの先ほどの介護保険料の不納欠損なのですが、５名で109万円、これさっき時効が成立するというようなことを言われたのですけれども、この時効というのは何年なのか。やはりこれ、例えば健康保険だと税金なので、不納欠損という形を取ることもあるのですけれども、これいわゆる介護保険というのは税金ではないので、不納欠損なかなか難しいですよね。そうなったときに、やはりこの滞納された方というのが、やっぱり納めている方と、先ほどから税金というか、こういう保険料に関しては平等性というのを考えると、何かしらのペナルティーが必要なのではないかと思うのですけれども、例えば健康保険ですと健康保険証が発付されないとか、そういうのたしかありましたよね。だけれども、こういう介護保険というのはどういうペナルティーあるのか、その点を教えてください。

それから、ふるさと大使の件も、やはりこれ去年はちゃんと出していたのに、何で今年ぽこんと全額だったのか。毎年同じような形でやはり報告書というのは作っていただきたいと思いますので、これは要望ですので、回答は結構です。

それからあと、観光に関する、やはり町長もいろいろ出かけられて、エージェント回りもするのではないかとは思いますけれども、やはりそういったところというのもやっていただければと思いますので、実際やっているということですので、そういったこともやっぱり記載していただくような形で次年度は考えていただきたいと思います。

それからあと、先ほど言った社会福祉協議会と民生児童協議会のほうに出している、この県の補助というのは、どんな事業をした場合に補助金が出るのか、その点お教えく

ださい。

それからあと、森林イノベーション推進協議会の件なのですけれども、これ翌年度に、今年度に繰り越したというのは分かりましたが、これ何名でやっていらして、全て女性というふうにおっしゃったのですけれども、その辺の人数等をお教えください。

それから、報告書最後のページは、できればポイント上げていただければと思いますので、了解いたしました。

あと、先ほど学校給食の件で、下郷産がほぼというのは分かりました。ただ、保育所の給食費に関してはまだ報告、答弁もらっていないので、それはなぜ載せないのかというのをお聞かせください。

それであと、それからやはり住宅費の問題に関して、答弁がいつならできるのか、その辺お願いいたします。

○議長（湯田健二君）　健康福祉課長、只浦孝行君。

○健康福祉課長（只浦孝行君）　今ほど10番、山名田議員のご質問にお答えします。

介護保険につきましても、こちら国民健康保険とか、そちらは税金になるのですが、こちらにつきましては保険料となりますので、時効は２年というふうに認識しております。一応こちらの、国民健康保険もそうなのですが、償還払いということで、最初にサービスを使った場合に10割というふうなこともございまして、介護保険につきましてもそういったことで個人負担が最初生じまして、後ほど納入された場合に金額のほうを返還というような形のことと同様となっておりますので、よろしくお願いします。

それから、先ほど保育所の給食の関係ということでございますが、学校と同じように地元産品の食材を使って給食を作っているわけです。学校給食と同じように、今後事務報告書のほうに提示できるように検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（湯田健二君）　建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君）　10番、山名田議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほどの町営住宅の使用料の関係でございますが、お時間いただければ、この会議の前後を含めましてご回答させていただきたいと思います。

なお、先ほどもちょっと申しましたように、町の町営住宅につきましては、いわゆる一般会計で行っておりまして、多分ＳＮＳの中身のちょっと新聞報道、私勉強不足で申し訳ないのですが、恐らく特別会計なり何らかの公営企業になっているのかなというようなちょっと回答させていただきましたけれども、そこはちょっと確認させていただきます。いわゆるインボイス制度絡みの消費税が発生しているのかなと思いますが、大変申し訳ございません。そこは確認させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（湯田健二君）　農林課長、星敦史君。

○農林課長（星敦史君）　今ほどの10番、山名田議員のご質問にお答えいたします。

下郷町森林イノベーション推進協議会のメンバーは、全部で４名でございます。これは、会長１名、副会長１名、監事２名で構成しております。ただ、このイノベーション

推進協議会で、令和７年度もそうでしたが、イベントを実施する際は、事務局、町にございますので、町の職員ももちろん出ますが、今までと違って各協議会なりの団体がそれぞれイベントするのではなくて、このイノベーション推進協議会が中心になって、町内の各協議会さんですとかと一緒になってやるというような中身も入ってございます。

以上でございます。

○議長（湯田健二君）　10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君）　すみません、３回目に移る前に、先ほどの社会福祉協議会と民生児童委員、これ県の補助というのはどういった事業が補助金が出るのかというのをまだ回答いただいていないのですが。

○議長（湯田健二君）　健康福祉課長、只浦孝行君。

○健康福祉課長（只浦孝行君）　今ほど10番、山名田議員のご質問にお答えします。

大変失礼しました。社会福祉協議会のほうでは、様々な事業を行っております。居宅介護サービスとか、あとは高齢の方のサービス関係なんかも、生活支援なんかも行っておりまして、様々な町補助だったり、県の補助だったり、国の補助というようなのもありますので、そういった事業展開の中でそれぞれ補助金が違うということでございます。そういう中身での補助金の金額の違いということがございます。

なお、こちらの62ページにつきましては、後ほどご提示したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君）　山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君）　先ほどからの介護保険の件なのですけれども、やはりこれ時効って２年ですか。２年で５名、109万円。ということは、お一人20万円を２年間で滞納という単純計算でなるのですけれども……こんなに。だったということであれば、これってやはり滞納、多分天引きができないから、納付書で行った先で結局支払いができないということなのだと思うのですけれども、やはり亡くなってしまった方であれば仕方ないとは思うのですけれども、ご存命であればどういった対応をして徴収するのかというのがあんまり見えてこないので、２年間時効で109万円、ちょっとこれはすごくびっくりする金額でした。その辺はどうなっているのか、お聞かせください。本当に２年なのかな。

それと、あと先ほども言いましたように、社会福祉協議会でいろいろ事業をやっているのは分かります。ただ、それが県の補助対象にならないから補助金もらっていないわけですよね。だから、補助金対象になる事業って何なのかというのをお聞きしているのであって、それの答弁がまず全然ないので、よろしくお願いします。

あと、イノベーションに関しては、やはりこういった森林も含めてやっぱりやっていかなくてはいけないのは分かりますので、ぜひこれはどんどん進めていただきたいなというふうに思います。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。健康福祉課長、只浦孝行君。

○健康福祉課長（只浦孝行君）　10番、山名田議員のご質問にお答えします。

こちらの介護保険につきましては、中身につきましては２年間ということで時効を迎えるということでございましたが、これ一人一人２年間だけではなくて、今まで累積した分も不納欠損としておりますので、２年間だけではございませんでした。なので、その累積の金額が先ほど申し上げましたとおり、金額がかさんだ部分。それから、亡くなった方ということでございましたが、そういった方がほとんどでございまして、それを不納欠損としておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、先ほどの社会福祉協議会、それから民生委員協議会につきましては、こちらの中身につきまして詳細な資料がございませんので、後ほど答弁させていただきます。

○議長（湯田健二君）　建設課長、しゃべるって言ったのか。

○参事兼建設課長（玉川武之君）　ええ、確認いたします。大丈夫です、そこは。

○議長（湯田健二君）　認定できないから。

（何事か声あり）

○議長（湯田健二君）　今言ったのは建設課と健康福祉課。休憩するかな。

総務課長、休憩するか。

（「ちょっと待って。待って」「進行」の声あり）

○議長（湯田健二君）　それでは、決算認定の前に保留事項がありますので、ここで休憩します。ここで１件は健康福祉課、あと建設課、この２件がございますので、ここで休憩します。（午前１１時４６分）

○議長（湯田健二君）　再開いたします。（午後　１時００分）

建設課長、玉川武之君、健康福祉課長、只浦孝行君より発言を求められておりますので、順次発言を許可いたします。

建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君）　先ほど８番、星和志議員並びに10番、山名田議員よりご指摘受けましたので、先ほどの住宅使用料の消費税の関係について改めて確認させていただきましたので、その中身を申し上げたいと思います。

こちらにつきましては、先ほど議員ご指摘のとおり、マスコミにおきましてもそれぞれ公式に発表しておりまして、その内容を確認してまいりました。内容的には、東京都が都営住宅の特別会計で消費税納付漏れ20年超えというような内容でございました。内容をちょっとここでお話しさせていただきますと、東京都は特別会計の都営住宅等事業会計で、未納だった2019年度から2022年度の消費税や延滞税など１億3,642万円を納付したと発表いたしました。中身につきましては、消費税を納める必要のない一般会計から特別会計に変更された2002年以降納めていなかった。都住宅政策本部では、一般会計と同じく申告、納税の義務がないと勘違いしたという内容でございます。詳細申し上げますと、課税売上高が1,000万円を上回る特別会計は原則消費税を申告し納税する義務が生じます。都が2002年から設置する都営住宅等事業会計では、太陽光発電の売電収入やコインパーキング事業者への貸付料などで得た売上げがあり、消費税を納入する必要性があったというものでございます。

この内容につきまして、では家賃はどうなのかという話なのですが、家賃は非課税でございます。その内容を追って確認いたしたところ、内容的には消費税の改正があった平成３年まで遡っておりまして、国交省の住宅局長通知という形で各都道府県知事に発令されておる内容がございます。一部申し上げますと、消費税の一部を改正する法律が平成３年10月１日から施行されることとなった。これに伴い公営住宅法及び公営住宅施行令の一部改正が行われたので、改正法令の施行に遺憾のないよう配慮されたいということでございまして、その内容ですが、幾つかありまして、その中に家賃の改定関係ございます。この中に消費税法の改正に伴い、公営住宅の家賃については非課税となったというような内容がございますので、公営住宅の家賃については非課税ということで、東京都の案件につきましてはそれ以外のコインパーキングなり使用料が発生した分の未納分ということでございますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君）　健康福祉課長、只浦孝行君。

○健康福祉課長（只浦孝行君）　午前中の10番、山名田議員からのご質問でございますが、社会福祉に関する事務ということで、下郷町社会福祉協議会の補助金でございますが、こちら先ほどいろんなサービスと申し上げましたが、こちら、すみません、私のほうでちょっと間違っていまして、人件費それから事務費ということで、こちらにつきましては町単独の補助金ということになっておりまして、県からとか国からの補助金はございません。こちらの記述につきましては、今後県補助金のほうを来年もなければ削除していきたいというふうに思っています。

それから、民生委員につきましても、こちら町の民生委員ということでございまして、県、国の補助金はございませんで、町の補助金のみで運営しているということでございます。なお、差額につきましては会費という形で納入されている部分でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（湯田健二君）　よろしいですか。山名田さんは終わりですね、３回。

ほかにございませんか。

７番、大竹浩治君。

○７番（大竹浩治君）　私は、介護保険事業につきましてお伺いします。

介護保険、被保険者数は大体2,258ということなのですけれども、その中で特別徴収者数は大体どのぐらいか。そして、普通徴収者数はどれぐらいかお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

健康福祉課長、只浦孝行君。

○健康福祉課長（只浦孝行君）　今ほど７番、大竹議員のご質問にお答えします。

こちら特別徴収、それから普通徴収ということでございますが、事務報告書の86ページにございます。こちらにつきまして、特別徴収調定額、それから収納額、収納率ということで記入がございますが、そういった内容になっておりまして……すみません、人

数につきましては手元にちょっと資料がございませんでしたので、後ほどお知らせしたいと思いますが……申し訳ありません。人数につきましては、後ほど令和７年度の人数ということで答弁させていただきます。

以上でございます。

○議長（湯田健二君）　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第９号　令和７年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

お諮りします。本決算を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は認定することに決定いたしました。

これから議案第10号　令和７年度下郷町簡易水道事業会計決算の認定についての件を採決します。

お諮りします。本決算を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は認定することに決定いたしました。

これから議案第11号　令和７年度下郷町農業集落排水事業会計決算の認定についての件を採決します。

お諮りします。本決算を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は認定することに決定いたしました。

日程第５　議案第１２号　副町長の選任について

○議長（湯田健二君）　日程第５、議案第12号　副町長の選任についての件を議題といたします。

副町長、室井哲君の退場を求めます。

（副町長　室井哲君　除斥）

○議長（湯田健二君）　お諮りします。

本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第39条

第３項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第12号　副町長の選任についての件は、議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせいたします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第12号　副町長の選任についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第12号　副町長の選任については原案のとおり可決されました。

副町長、室井哲君の入場を認めます。

（副町長　室井哲君　入場）

○議長（湯田健二君）　ただいまの案件については、原案のとおり可決されました。

それでは、室井哲君が本席におられますので、挨拶をお願いいたします。

副町長、室井哲君。

○副町長（室井哲君）　このたびは、副町長の再任につきご同意をいただき、また挨拶の機会を与えていただきましたことに対しまして、心より御礼を申し上げます。

副町長という重責に再任され、改めてその責任の重さに身が引き締まる思いでございます。もとより微力ではございますが、星學町長の下、本町の発展に向けて努力してまいる所存でございます。今後とも議会の皆様方のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

日程第　６　議案第１３号　令和８年度下郷町一般会計補正予算（第３号）

日程第　７　議案第１４号　令和８年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

日程第　８　議案第１５号　令和８年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

日程第　９　議案第１６号　令和８年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第２号）

日程第１０　議案第１７号　令和８年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算（第１号）

○議長（湯田健二君）　この際、日程第６、議案第13号　令和８年度下郷町一般会計補正予算（第３号）から、日程第10、議案第17号　令和８年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算（第１号）までの５件を一括議題といたします。

本件について議案の説明を求めます。

議案第13号につきましては総務課長、湯田英幸君、議案第14号及び15号につきましては町民課長、猪股朋弘君、議案第16号につきましては健康福祉課長、只浦孝行君、議案第17号につきましては建設課長、玉川武之君、順次説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　議案書９ページを御覧ください。

議案第13号　令和８年度下郷町一般会計補正予算（第３号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ３億391万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億6,320万1,000円とするものであります。

補正の概要でございますが、歳入におきましては、地方交付税等の交付決定及び前年度決算に伴う繰越金の確定による増額等を計上し、歳出におきましては、補助限度額の改定及び設置見込み件数の増加に伴う合併浄化槽設置整備事業補助金の増額、交付対象農用地の追加に伴う多面的機能支払交付金負担金の増額、その他各事業費の精査による増額など所要の補正を行うものでございます。

それでは、主な補正について歳出予算から款を追ってご説明申し上げます。18ページを御覧ください。２款総務費でございますが、合計で3,093万9,000円を増額するものであります。１目一般管理費につきましては、歳入におきまして県支出金のうつくしま権限委譲委託金を計上したことに伴う財源内訳の補正となります。

８目交通対策費では、国から県に対し沿線市町村協調による会津鉄道施設整備に係る社会資本整備総合交付金が追加で採択となったことから、会津鉄道施設整備事業負担金を336万8,000円計上しております。

10目諸費では、令和７年国勢調査人口速報値の公表に伴い人口割分が調整されたことから、南会津地方広域市町村圏組合負担金を23万4,000円減額計上し、さらに民生費、衛生費に係る国庫支出金等の精算に伴う返還金及び町税還付金を合計で2,780万5,000円増額計上しております。

３款民生費でございますが、合計で４万円減額するものであります。３目老人福祉費では、介護保険特別会計において審査件数の確定により認定審査会共同設置負担金を減額計上したことから、対応する一般会計からの繰出金を204万円減額計上しております。

また、湯野上、しもごう、それぞれの保育所費においては、施設の修繕料などを増額計上しております。

19ページを御覧ください。４款衛生費でございますが、合計で377万6,000円増額するものであります。１目保健衛生総務費においては、総務費と同じ理由により、南会津地方広域市町村圏組合負担金を28万6,000円減額計上しております。

また、２項清掃費、１目清掃総務費において、補助限度額の改定及び設置見込み件数の増加に伴い、合併処理浄化槽設置整備事業補助金を406万2,000円増額計上しております。

６款農林水産業費でございますが、合計で553万2,000円を増額するものであります。５目農地費において、給水施設の修繕料を162万9,000円、給水施設の保温対策に要する工事請負費を290万4,000円計上しております。また、交付対象農用地の追加等に伴い、

多面的機能支払交付金負担金を68万円増額計上しております。

20ページを御覧ください。７款商工費でございますが、総務費と同じ理由により、南会津地方広域市町村圏組合負担金を9,000円減額計上しております。

８款土木費でございますが、合計で1,355万1,000円を増額するものであります。２目道路維持費において、除雪車両の車検整備等に係る公用車修繕料を1,155万1,000円計上しております。また、今後の台風シーズンに備え、町道維持補修手数料及び重機等借上料をそれぞれ100万円計上しております。

10款教育費でございますが、合計で235万9,000円を増額するものであります。１項教育総務費、２目事務局費においては、民法等の一部を改正する法律が施行され、父母の離婚後等の子の養育に関する見直しが行われたことに伴い、学齢簿システムの改修委託料を66万円計上しております。

また、小中学校のそれぞれの教育振興費において、これまで会津乗合自動車株式会社に路線バス運行委託の中で対応いただいていた休日登校の運行について、福島交通株式会社との経営統合により委託内での対応が難しくなったことから、小学校費に44万5,000円、中学校費に89万6,000円の自動車借上料を計上しております。

さらに、３項中学校費、２目教育振興費において、今後の新人戦等に対応するため、対外遠征等助成金を35万9,000円増額計上しております。なお、本補正により、収支の均衡を図るため予備費を増額し、調整をしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、歳入予算の主なものについてご説明申し上げます。16ページを御覧ください。９款地方特例交付金でございますが、地方揮発油税の暫定税率廃止に伴う減収補填、自動車及び軽自動車税の環境性能割廃止に伴う減収補填の交付決定額が当初見込額を上回ったことから、535万4,000円増額計上するものであります。

10款地方交付税でございますが、本算定により普通交付税を１億702万6,000円を増額計上するものであります。

14款国庫支出金でございますが、２目衛生費国庫補助金において、歳出でご説明申し上げました合併処理浄化槽設置整備事業補助金の増額に伴い、循環型社会形成推進交付金を135万4,000円増額しております。

15款県支出金でございますが、３目衛生費県補助金において、国庫支出金の循環型社会形成推進交付金と同じ理由により、合併処理浄化槽設置整備事業県補助金を161万4,000円増額しております。

次に、４目農林水産業費県補助金において、歳出でご説明申し上げました多面的機能支払交付金負担金の増額に伴い、多面的機能支払交付金を51万円増額しております。また、張平堰の機能保全計画策定に係る水利施設等保全高度化事業補助金について県の補助率が増嵩されたことから、352万円増額しております。

総務費委託金においては、鳥獣の捕獲許可件数の増加に伴い、うつくしま権限委譲委託金を262万5,000円増額しております。

18款繰入金でございますが、歳出でご説明申し上げました合併処理浄化槽設置整備事

業補助金の増額に伴い、生活環境設備基金繰入金を110万円増額しております。

19款繰越金でございますが、令和７年度の決算に伴う前年度繰越金の確定により、１億7,710万8,000円を増額するものであります。

20款、過年度収入でございますが、民生費、衛生費に係る国庫支出金等の精算に伴う追加交付額として40万7,000円を計上するものでございます。

21款町債、過疎対策事業債でございますが、歳出でご説明しました会津鉄道施設整備事業負担金の増額に伴い、その財源として330万円を計上するものでございます。

以上、一般会計補正予算についてご説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君）　町民課長、猪股朋弘君。

○町民課長（猪股朋弘君）　私のほうより議案第14号　令和８年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）のほうを説明させていただきます。

議案書の22ページをお開きください。令和８年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてご説明しますが、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,485万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６億9,602万8,000円とするものでございます。

23ページから27ページにつきましては総括でございますので、省略させていただきます。

28ページをお開きください。歳入についてご説明申し上げます。７款繰越金、１項繰越金、１目その他繰越金、１節その他繰越金におきまして、令和７年度分の決算により繰越金が確定したことに伴って、3,485万3,000円を増額し、6,485万3,000円とするものでございます。

続きまして、29ページの歳出についてご説明いたします。歳出予算では、歳入予算で説明いたしました繰越金を８款予備費、１項予備費、１目予備費におきまして3,485万3,000円を増額し、8,059万4,000円とするものでございます。これは繰越金の財源調整でございます。

以上、令和８年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第15号　令和８年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。議案書の30ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ45万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億1,743万2,000円とするものでございます。

31ページから35ページにつきましては総括でございますので、省略させていただきます。

36ページをお開きください。歳入についてご説明いたします。４款繰越金、１項繰越金、１目繰越金、１節繰越金におきまして、令和７年度分の決算により繰越金が確定したことに伴い、45万4,000円を増額し、45万5,000円とするものでございます。これにつきましては、後期高齢者広域連合の会計年度事務処理が３月31日となっておりますことから、町の出納整理期間であります４月及び５月に納入された保険料を繰越金として計

上するものでございます。

続きまして、37ページの歳出についてご説明いたします。２款後期高齢者医療広域連合納付費、１項後期高齢者医療広域連合納付費、１目後期高齢者医療広域連合納付費、18節負担金、補助及び交付金におきまして、45万6,000円を増額し、１億1,016万8,000円とするものでございます。こちらにつきましては、歳入の繰越金確定に伴いまして、後期高齢者広域連合への保険料納付費を計上するものでございまして、出納整理期間に納入された令和７年度分の保険料を令和８年度の納付として取り扱うこととなっております。

続きまして、５款予備費、１項予備費、１目予備費におきまして、2,000円を減額し、3,000円とするものでございますが、こちらにつきましては納付費の財源調整でございます。

以上、令和８年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君）　健康福祉課長、只浦孝行君。

○健康福祉課長（只浦孝行君）　それでは、議案書の38ページを御覧ください。議案第16号令和８年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,171万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,041万1,000円とするものでございます。

39ページから43ページまでは総括ですので、省略させていただきます。

初めに、歳出についてご説明を申し上げますので、46ページを御覧ください。１款総務費、３項介護認定審査会費、２目認定審査会共同設置負担金、18節負担金、補助及び交付金の204万円の減額ですが、南会津広域市町村圏組合通知によります減額の計上となります。

次に、９款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、１目償還金、22節償還金、利子及び割引料でございますが、こちらは前年度分の補助金実績報告によりまして額の確定に伴いまして、国庫補助金を返還するため、2,566万6,000円の増額計上を行いました。

次に、同じく９款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、４目第１号被保険者保険料還付金の22節償還金、利子及び割引料ですが、令和８年度保険料の本算定を経まして、過年度所得更正等によりまして、令和７年度相当保険料が減額となった分を歳出予算から還付するものでございます。

なお、10款予備費につきましては、財源調整のため3,784万9,000円を増額補正しております。

続きまして、歳入の説明を行います。お戻りいただきまして、44ページを御覧ください。３款国庫支出金、２項国庫補助金、３目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、２節過年度分でございますが、前年度の地域支援事業交付金実績報告によりまして、54万9,000円を追加交付のため増額するものであります。

次に、同じく４目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）で、こちらも過年度分の地域支援事業交付金実績報告によりまして、106万2,000円を追

加交付のため増額するものでございます。

次に、５款県支出金、２項県補助金、３目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、２節過年度分でございますが、こちらも国庫補助金と同様に、県補助金の追加交付金で、34万2,000円を増額するものでございます。

次に、同じく４目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）の追加交付金により、80万6,000円を増額するものでございます。

次に、７款繰入金、１項一般会計繰入金、５目その他一般会計繰入金、２節事務費繰入金で、204万円の減額となりますが、歳出でご説明いたしました認定審査会共同設置負担金の減額と同様に繰入金の減額計上となります。

最後に、８款繰越金につきましては、前年度繰越金の確定によりまして6,099万5,000円を増額計上とするものであります。

以上、議案第16号　令和８年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君）　建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君）　続きまして、議案第17号　令和８年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算（第１号）についてご説明させていただきたいと思います。

別冊の議案第17号の補正予算書の表紙を御覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、このたびの補正は収益的収入及び支出の補正となっておりまして、人件費31万9,000円の増額補正となってございます。

それでは、具体的な内容といたしまして、４ページの補正予算（第１号）の事項別明細書を御覧いただきたいと思います。上段にございます収益的収入及び支出の収入におきまして、１款農業集落排水事業収益の２項営業外収益、２目他会計補助金におきまして、一般会計補助金31万9,000円を増額補正し、他会計補助金の合計を2,326万9,000円とするものでございます。

また、下段、支出におきまして、１款農業集落排水事業費用、１項営業費用、２目総係費におきまして、職員人件費の手当といたしまして、通勤手当29万2,000円と住宅手当２万7,000円の計31万9,000円を増額補正し、総係費の合計を960万1,000円とするものでございます。こちらにつきましては、当該職員の住居の転居による各種手当の増額計上でございますので、よろしくお願いいたします。

なお、５ページ以降の予定キャッシュフロー及び予定貸借対照表につきましても、こちらも本補正に関わる経費の移動及び予定額を調整しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（湯田健二君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

８番、星和志君。

○８番（星和志君）　16ページの地方交付税が去年より大幅に増額されているのですが、こちらの要因というのは何でしょうか。

○議長（湯田健二君）　総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

地方交付税の増額要因としましては、令和７年度は基準財政収入額の市町村民税所得割において、当初調定譲渡所得等の分離課税に係る額が大幅な増額となったことから、基準財政需要額との差額が少なくなりまして、交付税額が減少したためとなっております。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君）　いいですか。

○８番（星和志君）　難しいですけれども。

○議長（湯田健二君）　よろしいですか。

○８番（星和志君）　もっと分かりやすい説明あればお願いします。

○議長（湯田健二君）　総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　令和７年度と令和８年度の比較におきまして、基準財政収入額が令和８年度減少しております。要は収入が減ったという形になっておりますので、その影響を受けて……その額が下がったことにより、その格差が広がった関係で、こちらの普通交付税の増額という形につながっております。よろしくお願いします。

○議長（湯田健二君）　よろしいですか。

○８番（星和志君）　難しいので、今夜教えてください。

○議長（湯田健二君）　２番、星昌彦君。

○２番（星昌彦君）　すみません、ちょっと教えてください。

一般会計の20ページ、教育費……

○議長（湯田健二君）　ちょっと待って。

（何事か声あり）

○議長（湯田健二君）　総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　すみません、申し訳なかったです。先ほど税務課長が事務報告書で説明した税収が伸びた影響を説明したと思うのです。それが影響しているということです、端的に言うと。それが影響して、これにつながっているということですので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君）　ちょっと待って。いいですか。

（「もう一つ」の声あり）

○議長（湯田健二君）　はい。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　すみません。税収が伸びれば、町の収入は大きくなります。そうすると、この地方交付税というのは町民サービスを普通に行うための不足している額を交付されるわけです。だから、収入が伸びればそんなに必要ないでしょうということになりますので、こういう形になるということです。

○議長（湯田健二君）　２番、星昌彦君。

○２番（星昌彦君）　大変失礼しました。20ページなのですが、教育費の関係でちょっと教えていただければ。

委託料の中で、民法改正、親子関係の改正だという説明なのですが、これ父親も親権が得られるという内容なのかなというふうに私は理解しますが、この後で言った学齢システムとか……

（「学齢簿」の声あり）

○２番（星昌彦君）　学齢簿システム、ちょっとその辺が分からなかったものですから、それが１点と、あとその下、小学校費、中学校費で、自動車の借上料取っていますが、私一般質問で前やったように、福島交通に統廃合になったということで、この部分についてどのような、自宅から学校まで借り上げ、要するにタクシー等で移動、帰りもそうするのか、バスを利用しなくなるのか、その辺ちょっとお伺いできればと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君）　教育次長、玉川清美君。

○教育次長（玉川清美君）　今ほど２番、星昌彦議員のご質問にお答えいたします。

まず、システム改修委託料の中で、こちら民法改正がございまして、先ほど総務課長からもご説明がありましたように、従来ですと１名の親権者、親御さんの名前しか明記されないものでございましたが、学齢簿の中に父親、母親と２つの欄が変更されるものの改修費用となっております。

あともう一つ、自動車の借り上げに関しましてですが、こちらは会津総合乗合自動車組合さんですか、と統廃合によりまして、路線バスのダイヤ改正が10月１日からなされることになりました。従来ですと、土曜日に行われます学校行事、文化祭等に関しましても臨時的に運行バスを調達していただいた経緯がございますが、統合をめどにしまして、そちら土曜日の臨時的な運行は一切しないというふうに会社の方針をこちらのほうに伝えられたところでございます。年度途中でありまして、学校の行事のほうは年間行事予定決まっているものでございますので、そちらの足の確保というのがなかなか困難な部分がございまして、ルートを通常のルートより集約した形で各地区バスの借り上げを行いまして、その借上料として、今回委託料として車の借上料を計上させていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君）　２番、星昌彦君。

○２番（星昌彦君）　よく分かりました。ありがとうございます。

○議長（湯田健二君）　９番、星邦一君。

○９番（星邦一君）　ちょっと分からなかったところが１つあって、16ページの県支出金の中の総務費委託金で、うつくしま権限委譲委託金ですか。これ今総務課長からの説明で、鳥獣のやつという話で聞いたのですが、これって新たにこれ権限委譲して委託されたものなのかお伺いします。何か去年より増額になっているのだけれども、お願いします。

○議長（湯田健二君）　総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　ただいまのご質問、16ページの県支出金、うつくしま権限委譲委託金の中身ということでよろしかったでしょうか。議案説明で申し上げましたのは、新規ではなくて、鳥獣保護及び狩猟に関する事務というのが県から権限委譲されていまして、これの申請件数、令和６年度と令和７年度。令和７年度に伸びを見せまし

て、今回の補正額で内訳としましてはおおよそ220万円ほどの伸びがあります。

幾つか伸びがあるものをご紹介します。新規というお話出ましたが、恐らく新規というのは農地法の部分の権限委譲、こちらは44万2,765円、新しく新規事業として県から権限委譲の委託金として今回下りてきております。これは、農地賃貸借の解約及び許可、こちらが新規になります。もう一つ新規ございまして、中間管理事業の推進に関する事務、こちらに関しましても、内容は農用地の利用集積等の促進計画の認可等の事務を行っておりまして、これも権限委譲で行っておりまして、新規で37万8,916円という金額が委託金として下りてきています。主なものは、この３つということで、そのほか細かいのは幾つもあるのですが、そこは省略させてください。

以上です。

○議長（湯田健二君）　３番、佐藤勤君。

○３番（佐藤勤君）　１つだけよろしくお願いいたします。

ページの16ページを開いてください。その中の15款の４目第１節のところでございますけれども、水利施設等保全高度化事業補助金の件でありますけれども、張平堰がここに該当しているということは説明がございましたけれども、そのほかに該当する堰は過去にあったのかどうか。そしてまた、この事業の中身についてちょっと教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君）　農林課長、星敦史君。

○農林課長（星敦史君）　今ほどの３番、佐藤勤議員のご質問にお答えいたします。

この352万円の補助金につきましては、水利施設等保全高度化事業補助金ということで、張平堰の機能診断点検について現状の問題点ですとか課題等を把握し、それを工事や修繕計画を立てるための仕様としての事前調査という中身でございます。もともとは補助金として国から1,210万円という補助金だけだったのですが、県からの通知によりまして、そこに県で16％、なので352万円が県から補助金として入るようになりましたという中身の補正でございます。

もう一つ、過去にこの水利施設等保全高度化事業補助金を使ったことがあるかというご質問ですが、申し訳ありませんが、令和７年度分の資料しか持ってきておりませんで、ちょっと調べないと今この場ではお答えすることができません。申し訳ありません。

○議長（湯田健二君）　10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君）　16ページの生活環境設備基金、ここから110万円繰り入れるわけなのですけれども、令和７年度の決算書の基金のところから見ますと、生活環境設備基金というのが大体今1,200万円ぐらいの残なのです。ここから110万円出しますので、また減るわけなのですけれども、この基金はどんな事業に活用できるのか。この基金の今後の計画などについてどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（湯田健二君）　町民課長、猪股朋弘君。

○町民課長（猪股朋弘君）　今ほどの山名田議員のご質問ですが、繰入金の生活環境設備基金の取崩しという形で繰り入れさせていただいている部分なのですが、現在のところ、浄化槽設置に関する補助を県、国という形で補助金いただいて、町のほうからまとめて

補助金という形で出させていただいている部分の町負担分のお金という形で財源調整させていただいて出させていただいているわけなのですが、ほかにも多分あるのかなと思うのですが、今現在のところでいきますと、浄化槽に関する補助に関する財源という形で使わせていただいております。

以上です。

○議長（湯田健二君）　10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君）　そうしますと、今残りが1,000万円ぐらいになってしまうのですけれども、これって次年度以降もやっぱり浄化槽とかそういったものに主に使われるという考え方でよろしい。

（「申請が出てきて」の声あり）

○10番（山名田久美子君）　申請が出てきてからということでよろしいのですね。

○議長（湯田健二君）　よろしいですか。

○10番（山名田久美子君）　はい。

○議長（湯田健二君）　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号　令和８年度下郷町一般会計補正予算（第３号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第14号　令和８年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第15号　令和８年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第16号　令和８年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第２号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第17号　令和８年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算（第１号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここでご連絡申し上げます。健康福祉課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

健康福祉課長、只浦孝行君。

○健康福祉課長（只浦孝行君）　先ほど７番、大竹議員の介護保険料の関係でご質問いただきました。それにつきまして、令和７年度３月末時点での特別徴収保険料の方が2,208名おります。それから、普通徴収の方が283名という中身になっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（湯田健二君）　７番、よろしいですか。

○７番（大竹浩治君）　はい、分かりました。

日程の追加

○議長（湯田健二君）　過般、総務文教常任委員会に付託の陳情第２号　地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情につきましては、９月10日に開催されました総務文教常任委員会において審査を終了し、その結果について総務文教常任委員会委員長より請願・陳情審査報告書が提出されております。さらに、町長より追加議案が提出され皆さんのお手元に配付しております。さきに開催されました議会運営委員会におきまして、上程された議案審議終了後、直ちに日程に追加し、議題とする旨の協議がなされ、了承されております。したがって、町長提案理由の説明の件、議案第18号　令和８年度下郷町一般会計補正予算（第４号）の件を直ちに日程に追加し、議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君）　異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程を配付します。

（資料配付）

○議長（湯田健二君）　配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君）　配付漏れなしと認めます。

追加日程第１　請願・陳情

○議長（湯田健二君）　これから追加日程第１、請願・陳情を議題といたします。

総務文教常任委員会に付託の陳情第２号　地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について、お手元に配付のとおり請願・陳情審査報告書が提出されておりますので、委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、星昌彦君。

○総務文教常任委員長（星昌彦君）　総務文教常任委員会委員長の星昌彦でございます。皆様のお手元に配付してあります報告書に基づきましてご報告申し上げます。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第93条第１項の規定により報告申し上げます。

「記」といたしまして、付託年月日、令和８年９月７日。件名、陳情第２号　地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情。審査の結果、採択すべきものと決しました。審査日、令和８年９月10日。出席委員は、小玉智和君、星和志君、星邦一君、大竹浩治君、湯田健二君、そして私であります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（湯田健二君）　これから委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第２号　地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情についての件を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君）　異議なしと認めます。

したがって、陳情第２号　地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情についての件は、採択することに決定いたしました。

追加日程第２　町長提案理由の説明

○議長（湯田健二君）　追加日程第２、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君）　ただいま、本会議にご提案申し上げました全議案につきまして、議員各位のご理解を賜り、ご議決いただきまして、厚く御礼申し上げます。皆様にはお疲れのところ、追加で提出いたします議案１件についてご説明を申し上げます。

議案第18号　令和８年度下郷町一般会計補正予算（第４号）でございますが、既決の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を53億7,520万1,000円とするものであります。

概要でございますが、歳出におきましては、田沼文蔵記念館空調設備工事の内容の変更に伴い、1,200万円を増額計上し、歳入におきましては、その財源となる公共施設等整備基金繰入金を同額計上するものであります。

以上、本会議にご提案いたしました追加議案についてのご説明を申し上げました。詳細につきましては、後ほど総務課長から説明させますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

追加日程第３　議案第１８号　令和８年度下郷町一般会計補正予算（第４号）

○議長（湯田健二君）　追加日程第３、議案第18号　令和８年度下郷町一般会計補正予算（第４号）の件を議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　それでは、追加議案書の１ページを御覧ください。

議案第18号　令和８年度下郷町一般会計補正予算（第４号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を53億7,520万1,000円とするものであります。

概要でございますが、８ページを御覧いただきまして、歳出におきましては、10款教育費、５目田沼文蔵記念館管理費、空調設備工事の内容変更に伴い1,200万円を増額計上し、７ページにお戻りいただきまして、歳入におきましては、18款繰入金、８目公共施設等整備基金繰入金に同額計上するものであります。

内容につきましては、当初予算において、主たる冷暖房装置である既存のダクト付冷暖房装置の出力低下を補うため、新たに冷暖房機器の４台の設置に係る工事費を計上しておりました。しかし、今年度前半に主たる冷暖房装置であるダクト付冷暖房装置が故障したため、工事内容を根本から見直し、冷暖房機器４台の設置を取りやめ、既存のダクト付冷暖房修繕を優先した工法に切り替えたもので、増額計上するものでございます。

以上、追加議案についてご説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号　令和８年度下郷町一般会計補正予算（第４号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程の追加

○議長（湯田健二君）　今ほど採択となりました地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情については、去る９月２日開催の議会運営委員会で協議された議事運営に沿って直ちに日程に追加し、議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君）　異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程、議員提出議案を配付します。

（資料配付）

○議長（湯田健二君）　配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君）　配付漏れなしと認めます。

追加日程第４　議員提出議案第２号　地方財政の充実・強化を求める意見書提出について

○議長（湯田健二君）　追加日程第４、議員提出議案第２号　地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての件を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております議員提出議案第２号につきましては、会議規則第39条第３項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第２号　地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で令和８年度下郷町議会９月会議の日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。（午後　２時１３分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和８年９月１１日

下郷町議会議長

同　署名議員

同　署名議員